

- 議長 おはようございます。(午前9時30分)  
本日をもって召集されました平成26年第1回南幌町議会定例会を開会いたします。  
本日の出席議員数は10名でございます。直ちに本日の会議を開きます。  
本定例会の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりでございます。
- 日程1 会議録署名議員の指名を行います。  
指名につきましては、会議規則第118条の規定により議長において指名いたします。  
8番 川幡 宗宏議員、10番 志賀浦 学議員。以上ご兩名を指名いたします。
- 日程2 会期の決定をいたします。  
先に議会運営委員会委員長から本定例会の運営について報告の申し出がありましたので、これを許します。議会運営委員会委員長 佐藤正一議員、報告願います。  
2番 佐藤 正一議員。
- 佐藤(正)議員 議長の許可をいただきましたので、平成26年第1回議会定例会の運営について、去る3月4日に議会運営委員と議長出席のもとに議会運営委員会を開催しました。議会事務局より本定例会の提案議案等の概要について説明を受けるとともに、日程及び運営について協議いたしました。本定例会に付議される案件は、議会提案として道央廃棄物処理組合議会議員選挙1件、各委員会所管事務調査1件、意見書案2件を予定、町からは執行方針2件、平成25年度各会計補正予算6件、一般議案18件、平成26年度各会計予算7件、人事案件1件であります。以上、提案案件全般について審議いたしました結果、本定例会の会期は、本日3月11日から3月20日までの10日間とすることで意見の一致を見ております。最後に、今定例会は新年度予算の審議等もあり開催期間が長くなることから、議会運営に特段のご協力をいただきますようお願い申し上げます、議会運営委員会委員長報告といたします。
- 議長 お諮りいたします。ただいまの議会運営委員会委員長報告のとおり、本定例会の会期は3月11日から3月20日までの10日間といたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。  
(なしの声)  
ご異議なしと認めます。よって本定例会は3月11日から3月20日までの10日間と決定いたしました。
- 日程3 諸般報告をいたします。  
・1番目 会務報告は、お手元に配布したとおりでございます。これを持ちまして報告済みといたします。  
・2番目 例月出納検査結果報告は、監査委員より平成26年1月分

の例月出納検査結果の報告がありました。その内容については、お手元に配布したとおりでございます。

これをもちまして報告済みといたします。

・3番目 町長一般行政報告をいたします。町長。

町 長 本定例会に本議会定例会に当たり2件の行政報告を行います。

道央地域ごみ処理広域化推進協議会について申し上げます。1月15日に北海道へ道央廃棄物処理組合の設立申請を行い、2月18日に許可を得たことから、同日付けをもって組合が設立されました。4月からは業務を本格的に開始し、廃棄物焼却施設の建設に向けた、ごみ処理広域化基本計画を策定するとともに焼却施設建設地の適地選定調査の実施を予定しております。

次に、道央圏連絡道路についてご報告申し上げます。道央圏連絡道路の整備区間であります中樹林道路につきましては、平成24年10月に用地説明会を開催し、その後、地元地権者との交渉を行ってきたところでございます。地先の方の協力により用地補償も順調に進み、この3月には工事説明会を開催し、補償済み区間から随時工事を行う予定となっております。工事の概要でございますが、工事区間は南6線から南9線間で、主に地盤改良工事を行う予定であります。今後も早期の完成を目指し要望活動を行ってまいります。以上、一般行政報告といたします。

議 長 以上で、町長一般行政報告につきましては報告済みといたします。

●日程4 平成26年度町政執行方針演説を行います。

町長。

町 長 (平成26年度町政執行方針演説をする。)

議 長 以上で、町政執行方針演説を終わります。

●日程5 平成26年度教育行政執行方針演説を行います。

教育長。

教 育 長 (平成26年度教育行政執行方針演説をする。)

議 長 以上で、教育行政執行方針演説を終わります。

両執行方針演説につきましては、ただいまをもって終結いたします。なお、両執行方針に対する質問につきましては、一般質問において執り行うことといたしますので、ご承知願います。

ここで、10時50分まで休憩いたします。

(午前10時36分)

(午前10時50分)

議 長 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

日程6 議案第2号及び日程7 議案第3号の2議案につきまして、関連がございますので一括提案いたします。

●日程6 議案第2号 財産の取得について

●日程7 議案第3号 権利の放棄について

以上、2議案を一括して議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、土地開発公社理事の本間 秀正議員、川幡 宗宏議員の退席を求めます。

(本間議員、川幡議員退席する。)

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町長

ただいま上程をいただきました議案第2号から議案第3号の2議案につきまして、提案理由を申し上げます。初めに、議案第2号 財産の取得につきましては、南幌町土地開発公社の解散に係る求償権の一部を代物弁済として取得するため本案を提案するものであります。

次に、議案第3号 権利の放棄につきましては、南幌町土地開発公社の解散に係る債務に関し、町の求償権及び貸付金について、権利放棄を規定する地方自治法に基づき、議会の議決を要するため本案を提案するものであります。内容につきましては、まちづくり課長が説明いたしますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長

内容の説明を求めます。まちづくり課長。

まちづくり課長

それでは、議案第2号 財産の取得について、並びに議案第3号 権利の放棄について御説明をいたします。まず、議案第2号 財産の取得についてでございますが、次ページをごらんいただきたいと思います。

1の取得の目的でございますが、土地開発公社の解散に伴い、公社借入先金融機関に対し、債務保証契約に基づき、南幌町が民法第474条第1項の規定による代位弁済を3月3日に行い、同法第459条第1項に規定する求償権を取得、同日、土地開発公社にその旨を通知し、公社から返済資金がないため、保有する資産と、民法第482条の規定による代物弁済仮契約の申し出が3月4日にあったことから、町が保有する求償権の一部として取得するものでございます。2の取得しようとする財産の所在地、種別、数量につきましては記載のとおりでございます。合計で47筆、24万7,263.61平米でございます。3の取得予定価格につきましては、時価額でございます5億8,141万1,720円でございます。4の取得の方法につきましては、随意契約によるものといたします。5の取得の相手方は、南幌町土地開発公社でございます。

次ページに参ります。次に議案第3号 権利の放棄について御説明をいたします。次ページをごらんいただきたいと思います。1の権利の相手方は、南幌町土地開発公社でございます。2の権利の内容でございますが、南幌町が南幌町土地開発公社の債務を代位弁済する13億6,000万1,000円のうち、先ほど説明いたしました、同公社から代物弁済を受ける5億8,141万1,720円を除いた7億7,858万9,280円の求償権、及び同公社に対する1億9,666万6,000円の貸付金でございます。なお、貸付金につきましては、平成23年3月と平成24年3月に同公社に合計で2億2,666万6,000円を貸し付けておりましたが、このうち3,000万円につきましては、本年2月28日に同公社から償還がされております。3の放棄する金額につきましては、9億7,525万5,280円でございます。4の権利放棄の理由については、南幌町土地開発公社の解散によるものでございます。以上で議案第2号並びに議案第3号の説明を終わります。

議長

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

1番 熊木 恵子議員。

熊木議員

ただいま第2号と第3号、提案がありました。私、昨年9月の第2回定例会の中でも町長に質問いたしました。その時の中では、質問しましたけれども、賛成多数で議決されています。その時も言いましたけれども、やはり今回の金額とかいろいろ見ますと、土地開発公社そのものを解散するということには賛成するものでしたし、やむを得ないという形なんですけれども、やはりこういう放棄する金額の大きさ、それから、もろもろを考えると、やはり計画を実行するというか、作って、その時点に立ち返るというか、その上でやはり反省点というか、そういうものをきちんと見出さなければだめではないかなと思います。先ほど、町長の執行方針の中でも述べられていますけれども、今後のところでどのような、今後、町が取得して、どのような計画を作っていくのかというところを前回もお尋ねしました。これから議会とも相談しながらやっていくということも話されていますし、先日の全員協議会の中でも、議員の中でもやはり、こういう形に動くんだから議会も積極的にというか、していかなくちやだめではないかという意見も出されていました。私もそのとおりだとは思いますが、それらを考えた上でも、もし今、町長の中に今後の活用についてどういうことをしたいというか、そういうようなことをもし考えていることがあれば伺いたいと思います。

町 長

熊木議員から、土地開発公社から町に変わってどうしていくのかというお話でございます。過去に土地開発公社は昭和48年につくられて今までやってきたわけでありまして、それは、その時点で良き方法としてとって、町の発展に大きく寄与していただいたというふうに私は思っております。ただ、残った物件についてどうするかということでございまして、今の中で町として最善の方法がとれるのは、今回、町が継承してやっていくべきであろうということで土地開発公社を解散させていただいて、新たな町として取り組んでいくということであります。それで、その中で今後どうするんだということでございますけれども、当然、今までやってきたものを継承しながら、今、金融機関とかいろいろな関係機関との協議もさせていただき、南幌町の企業協議会の皆さんともちょっと情報交換もさせていただいておりますが、その中で、我が町に今まで入ってきていただいた方との良さや、ここは良いものだという部分と、新たに今後、我が町が発展していく可能性があるのは道央圏連絡道路がやがてできてくると。そういう立地条件も含めて、あわせながらいろんな方々と情報交換しながら、あるいは今、国の動きもいろいろ活発に企業の方々もなっておりますので、それらをあわせながら、この大事な財産を町が取得するわけでありまして、それを生かす政策づくりに、今後いろんな方々ともお話をいただいて進める大事な財産でありますから、我が町が発展計画、あるいは人口減少の中、あるいは雇用の問題、いろんな要素が詰まっている、取得するものでありますので、それを活用していきたいなど、そんなふうに考えております。

熊木議員

今、町長のほうから、いろんな多方面の方との懇談とかいろいろで活

(再質問) 用していきたいということでした。私もいろんな新聞とかで見ますと、この近隣の中でも、やはりどうしてうちの町に来ないで、ほかの所にばかりそういういろんなものが来るのかというのは、私だけでなく多くの方が思っていることだと思うんですよね。それで、今までのやり方というふうになっていくと、やむを得ない措置として町が取得するんだけど、またそのまま塩漬けの形になっていったら本当にどうするのかということの不安というか、その懸念というのを皆さん、持っていると思うんですよね。それでやっぱりあらゆる方向を探っていくという中に、町民サポーターというか、町民の中からこういう形で声をかけてもらうとか、何かそういうような方法も考えながら、やっぱり既存の考えだけではなくて、新たに取得した所を区割りするとかいろんな形で、やっぱり町民のアイデアももらいながらやっていかなかったら、また同じ問題になっていくのではないかなと思います。だから、その辺は十分協議していただいて進めていかなくちゃだめだなと思いますけれども、やはり、そもそもこういうふうになったことは9月にも発言しましたけれども、やはり国がいろいろ進めてきた中で、その時の状況というか情勢というか経済情勢とかを見ながら、これをやったらうまくいくのではないかとということで進んだと思いますけれども、何度も言いますけれども、結果的には売れなくて、晩翠の後に南幌工業団地をつくって、その時点で、それが本当に全て見通しを持ってやったことなのかという辺りは、やはり同じ轍を踏まないというところでは十分今後もあり得ることなので、検討しながらやっていってほしいなと思います。

町 長 (再答弁) 熊木議員の再質問にお答えをいたします。まず、南幌工業団地は、目的が工業団地で造成されておりますので、それ以外の転用というのは今の時点では考えられないということです。いろんなものの一般の町民の皆さんからアイデアもいただいておりますが、あくまでも工業団地で農地を転用して造成しておりますので、その目的変更はなかなか難しい。それよりは今あるものをいかにして、これは雇用の場と先ほども申し上げましたけども、今度はいろんな活用ができるものですから、ぜひ企業誘致を推進してまいりたいなというふうに思っているところであります。いろんな方法でいろんな目的用地が使えるのであれば、町民からいろいろ募れるんですが、あくまでもそういう状況でございますし、この工業団地、晩翠から南幌工業団地を造成して、南側についてはかなり売れているわけで、全然寄与していないというそういう問題でなくて、これもまちづくりに大きく寄与していただいて、そこで働いている方もたくさんいるわけですから、その時代その時代に合わせて将来を見据えて、開発あるいは取り組んだ計画だろうと思いますので、それがたまたまちょっと遅くなっているという部分はございますけれども、そうしたらこれがなければうちの町、またどうなったのかと。そのことの検証もしながら、やはりある財産を引き継ぐわけでありますので少しでも活用できるように。そして、情報交換をしながら、皆さん方にもお願いはしましたけれども、少しでも来ていただいて、人口が増える対策の要因にもなり

ますので、私どもは一層いろんな関係団体とも連携しながら情報確認をして、1社でも入っていただくような努力をしていきたいと、そんなふうに考えております。

議長 ほかにありますか。

(なしの声)

ご質疑がありませんので、議案第2号、第3号についての質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本2議案につきましては、この際討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

(なしの声)

それでは採決いたします。採決に当たりましては、議案ごとに行います。

議案第2号 財産の取得については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(なしの声)

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

議案第3号 権利の放棄については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(なしの声)

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

本間 秀正議員、川幡 宗宏議員の着席を求めます。

(本間議員、川幡議員着席する。)

日程8 議案第4号より日程13 議案第9号までの6議案につきまして、関連がございますので一括提案いたします。

- 日程8 議案第4号 平成25年度南幌町一般会計補正予算(第6号)
- 日程9 議案第5号 平成25年度南幌町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)
- 日程10 議案第6号 平成25年度南幌町病院事業会計補正予算(第4号)
- 日程11 議案第7号 平成25年度南幌町下水道事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程12 議案第8号 平成25年度南幌町介護保険特別会計補正予算(第3号)
- 日程13 議案第9号 平成25年度南幌町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)

以上6議案を一括して議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町長 ただいま上程をいただきました議案第4号から議案第9号までの6議案につきまして、提案理由を申し上げます。

初めに、議案第4号 平成25年度南幌町一般会計補正予算(第6号)につきましては、財政調整基金積立金の追加、温泉基金積立金の追加、保育所運営費補助金の追加、児童手当の減額、食料供給基盤強化特別対策事業負担金の追加、元町公営住宅改修工事の追加、私立幼稚園就園奨励費補助金の減額並びに年度末における事務事業の精査が主な理由であります。その結果、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億8,030万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ63億1,412万1,000円とするものであります。

次に、議案第5号 平成25年度南幌町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)につきましては、歳出では、保険給付費で出産育児一時金の追加、共同事業拠出金では、高額医療拠出金並びに保険財政安定化事業拠出金の減額、諸支出金では、国庫支出金等清算金の追加、歳入では国庫支出金及び道支出金の減額、共同事業交付金の追加並びに年度末における各種財源の精査が主な理由であります。その結果、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ29万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億8,786万8,000円とするものであります。

次に、議案第6号 平成25年度南幌町病院事業会計補正予算(第4号)につきましては、業務予定量の見直し、一般会計からの繰入れ及び年度末における事務事業費の精査が主な理由であります。その結果、業務予定量では、年間延患者数中、入院を1万5,147人、外来を1万6,905人に、1日平均患者数中、入院を41.5人に、外来を57.5人にそれぞれ改めるものであります。収益的収入では既定予算から3,466万8,000円を減額し、5億1,662万5,000円とするものであります。収益的支出では既定予算から1,974万7,000円を減額し、5億4,736万円とするものであります。資本的収入では既定予算から215万円を減額し、5,703万5,000円とするものであります。資本的支出では既定予算から213万2,000円を減額し、7,910万9,000円とするものであります。

次に、議案第7号 平成25年度南幌町下水道事業特別会計補正予算(第2号)につきましては、事業費並びに公債費償還金の精査及び歳入財源の減額、財源充当の変更が主な理由であります。その結果、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ367万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億4,402万1,000円とするものであります。

次に、議案第8号 平成25年度南幌町介護保険特別会計補正予算(第3号)につきましては、歳出では、総務費で介護保険業務システムの改修による追加、保険給付費の減額、歳入では、保険給付費の減額に伴う国庫支出金並びに道補助金等の減額及び年度末における各種財源の精査が主な理由であります。その結果、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ402万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億8,435万9,000円とするものであり

ます。

次に、議案第9号 平成25年度南幌町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきましては、歳出では、後期高齢者医療広域連合納付金の追加、歳入では、保険料及び一般会計繰入金の精査が主な理由であります。その結果、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ153万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,512万4,000円とするものであります。

議案第4号につきましては副町長が、議案第5号及び議案第8号から議案第9号につきましては住民課長が、議案第6号につきましては病院事務長が、議案第7号につきましては都市整備課参事が説明いたしますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議 長  
副 町 長

内容の説明を求めます。副町長。

それでは、議案第4号 南幌町一般会計補正予算（第6号）の説明を行います。

初めに、歳出から説明いたします。23ページをごらんください。1款議会費1項1目議会費 補正額259万1,000円の減額です。説明欄で議会運営経費259万1,000円の減額です。6月より議員1名減を含め、それぞれ精査をするものです。

2款総務費1項1目一般管理費、補正額302万7,000円の減額です。一般管理経費で48万円の減額、電算機器管理運営経費で198万1,000円の減額、職員研修事業で56万6,000円の減額です。それぞれ精査によるものです。

次ページに参ります。3目財産管理費、補正額1億411万5,000円の追加です。庁舎等管理経費で131万7,000円の減額です。需用費で燃料費につきましては単価の増、光熱水費は受電設備更新に伴う料金の変更により追加するものです。庁舎耐震改修工事実施設計は入札減によるものです。財産管理経費で1億543万2,000円の追加です。積立金として財政調整基金積立金は余剰財源を積み立てるもので、これにより平成25年度末基金残高は10億639万8,000円となるものです。南幌温泉ハート&ハート基金積立金は、本年度の入湯税分を積み立てるもので、これにより平成25年度末基金残高は2,532万3,000円となります。

4目企画振興費、補正額335万4,000円の減額です。移住促進事業で41万2,000円の減額です。参加者の減少によりそれぞれ精査するものです。地域新エネルギー推進事業で294万2,000円の減額です。本年度の実績では、太陽光発電が4件、ペレットストーブが1件の設置となっています。

6目交通安全対策費、補正額37万9,000円の減額です。交通安全推進員・指導員設置事業で37万9,000円の減額です。次ページにわたりまして、それぞれ精査によるものです。

7目防災諸費、補正額1,799万1,000円の追加です。防災対策事業で、全国瞬時警報システム自動起動装置設置で1,799万1,

000円の追加です。警報システムについては、平成22年度に設置しておりますが、自動起動装置を設置することで、防災行政無線での自動放送が可能となることから、全額助成を受けて整備するもので、翌年度に繰り越し実施するものです。

8目職員給与費、補正額1,610万5,000円の減額です。職員給与費で人事異動並びに育児休業の取得など精査をするものです。なお、共済組合負担金は負担率の変更を含め精査しています。

9目諸費、補正額40万2,000円の減額です。街路灯等補助金交付事業で40万2,000円の減額です。次ページになりますが、それぞれ確定により減額するものです。

3款民生費1項1目社会福祉総務費、補正額484万円の追加です。国民健康保険特別会計繰出金で484万円の追加です。後ほど、特別会計で説明いたします。

2目障がい者福祉費、補正額140万円の減額です。福祉ハイヤー利用料金助成で140万円の減額です。実績に基づき減額するものです。障がい者福祉経費、扶助費で補装具給付事業は転入者の増など利用実績により追加するものでございます。障がい者自立支援給付事業は生活介護利用時間の減によるものです。

次ページに参ります。3目老人福祉費、補正額6万5,000円の減額です。除雪サービス事業で26万円の追加です。利用者の増によるものです。介護保険特別会計繰出金で32万5,000円の減額です。後ほど特別会計で説明いたします。

7目後期高齢者医療費、補正額31万9,000円の減額です。後期高齢者医療特別会計繰出金で31万9,000円の減額です。後ほど特別会計で説明いたします。

2項1目児童福祉総務費、補正額32万1,000円の減額です。児童福祉総務経費で32万1,000円の減額です。子ども・子育て支援事業計画ニーズ調査は入札減によるもので、過年度返還金は平成24年度子育て支援交付金の清算によるものです。

2目児童措置費、補正額1,027万円の減額です。児童手当支給経費で1,027万円の減額です。出生数の減並びに転出者の増によるものです。

次ページに参ります。3目保育所費、補正額100万9,000円の追加です。保育所運営補助事業で100万9,000円の追加です。特定保育事業など事業費の確定により精査するものです。

4目子育て支援費、補正額60万円の減額です。地域子育て支援センター運営事業で60万円の減額です。人件費分の確定により減額するものです。

4款衛生費1項2目予防費、補正額50万円の減額です。成人保健事業で50万円の減額です。各種検診の実績により精査するものです。

3目環境衛生費、補正額18万4,000円の減額です。南空知葬斎組合負担金で18万4,000円の減額です。確定によるものです。

4目病院費、補正額976万4,000円の追加です。病院事業会計繰出金で976万4,000円の追加です。後ほど特別会計で説明いたします。

次ページに参ります。5目保健福祉総合センター管理費、補正額56万9,000円の追加です。保健福祉総合センター管理経費で56万9,000円の追加です。燃料費で単価の増によるものです。

2項3目合併処理浄化槽整備事業費、補正額214万8,000円の減額です。合併処理浄化槽設置整備事業で214万8,000円の減額です。浄化槽設置補助金は当初予算10件分に対し7件、水洗化改造等資金貸付金は当初予算2件に対し1件の実績によるものです。

5款農林水産業費1項2目農業振興費、補正額7,600万2,000円の追加です。農業振興経費で18万4,000円の減額です。次ページにかけまして、それぞれ事業費の確定並びにキツネ・アライグマ捕獲数の増により精査するものです。農業制度資金利子補給事業で115万3,000円の減額です。それぞれ利子補給額の確定によるものです。持続的農業農村づくり促進特別対策事業で7,733万9,000円の追加です。食料供給基盤強化特別対策事業負担金で、青葉地区は完了により精査をするもので、晩翠地区から次ページの西幌地区までは国の補正予算により追加するもので、全て翌年度に繰り越し、実施するものです。

3目農地費、補正額177万5,000円の減額です。土地改良事業経費として177万5,000円の減額です。委託料については、それぞれ確定によるものです。鶴沼地区経営体育成基盤整備事業負担金は、現年度分の確定と国の補正分を精査するもので、一部翌年度に繰り越し、実施するものです。

4目機場施設管理費、補正額134万5,000円の減額です。機場（基幹水利）施設管理事業で134万5,000円の減額です。補助員賃金から次ページの揚排水機場管理費負担金まで、それぞれ確定によるものです。

5目農村環境改善センター管理費、補正額164万2,000円の減額です。改善センター管理経費で164万2,000円の減額です。耐震改修工事実施設計で入札減によるものです。

6款商工費1項1目商工振興費、補正額629万円の減額です。南幌温泉経費で629万円の減額です。南幌温泉改修工事で入札減によるものです。

2目ふるさと物産館管理費、補正額16万9,000円の追加です。ふるさと物産館管理経費で16万9,000円の追加です。燃料費で単価の増によるものです。

次ページに参ります。7款土木費2項2目道路維持費、補正額11万7,000円の追加です。町道管理経費で11万7,000円の追加です。光熱水費で街路灯電気料の値上げによるものです。

3項2目公園費、補正額20万円の減額です。公園施設管理事業で2

0万円の減額です。自走式草刈り機の入札減によるものです。

3目公共下水道費、補正額356万6,000円の減額です。下水道事業特別会計繰出金で356万6,000円の減額です。後ほど特別会計で説明いたします。

4目街路事業費、補正額25万円の追加です。街路事業経費で25万円の追加です。光熱水費で街路灯電気料の値上げによるものです。

次ページに参ります。4項1目住宅管理費、補正額6,561万3,000円の追加です。公営住宅管理経費で6,561万3,000円の追加です。上段の元町公営住宅改修工事は、サッシ、建具部分を交付金の確定によりまして、先行して昨年9月に予算を計上し実施したもので、入札減によるものです。下段の同じく改修工事、長寿命化等につきましては、明年度に引き続き屋根、外壁、給水などの改修を予定していましたが、本年度、交付金の追加配当があったことから予算計上するもので、全額翌年度に繰り越し実施するものです。

8款消防費1項1目消防費、補正額3,105万7,000円の減額です。南空知消防組合負担金事業で3,105万7,000円の減額です。内容につきましては、消防費の明細で説明いたします。

46ページをごらんください。始めに歳入の説明をいたします。消防費1節施設整備事業債200万円の減額です。小型動力ポンプ付水槽車Ⅱ型の事業費の確定によるものです。

同じく消防費1節繰越金、補正額192万円の追加です。前年度繰越金の確定によるものです。

次ページ、歳出の説明をいたします。消防費、補正額3,113万7,000円の減額です。消防組合本部運営助成事業で2,381万6,000円の減額です。本部負担金でデジタル無線整備事業の入札減によるものです。消防支署運営事業で551万5,000円の減額です。給料から負担金補助及び交付金まで、それぞれ精査によるものです。消防団運営事業で41万2,000円の減額です。同じく旅費から負担金補助及び交付金まで、それぞれ精査によるものです。次ページに参ります。施設・資機材更新事業で139万4,000円の減額です。小型動力ポンプ付水槽車Ⅱ型の入札減によるものです。

35ページをごらんください。9款教育費1項3目教育振興費、補正額941万6,000円の減額です。外国語指導助手招致事業で7万7,000円の追加です。指導助手の交代に伴い、8日間の引き継ぎ期間を設けたことによるものです。私立幼稚園就園奨励事業で138万3,000円の減額です。認定者数の減によるものです。高校生通学費補助事業で811万円の減額です。見込みによりますが、当初対象者260名分を計上しておりましたが、1月末の交付実績では205名分となっております。

4目教育財産管理費、補正額はありません。財源内訳を変更するものです。

2項1目学校管理費、補正額63万円の追加です。校舎管理経費で6

3万円の追加です。燃料単価並びに電気料の値上げによるものです。

次ページにまいります。2目教育振興費、補正額100万7,000円の減額です。教育コンピューター施設整備事業で27万7,000円の減額です。入札減によるものです。教育振興経費で73万円の減額です。要保護及び準要保護児童就学援助費で、認定者数の減によるものです。

3項1目学校管理費、補正額130万円の追加です。校舎管理経費で130万円の追加です。燃料単価の増によるものです。

2目教育振興費、補正額73万円の減額です。教育振興経費で73万円の減額です。要保護及び準要保護生徒就学援助費で認定者数の減によるものです。

次ページに参ります。5項1目保健体育総務費、補正額20万円の減額です。各種スポーツ・レクリエーション教室等運営事業で20万円の減額です。指導員謝礼で当初、町外の指導員を予定しておりましたが、町内の指導員に協力をいただけたことから減額するものです。なお、予定どおりの回数を実施しております。

4目給食センター運営費、補正額98万7,000円の減額です。給食センター運営経費で98万7,000円の減額です。賄材料費で学校行事並びに児童・生徒数の減によるものです。

10款公債費1項1目元金、補正額22万7,000円の追加です。地方債元金償還費で22万7,000円の追加です。確定によるものです。

2目利子、補正額241万2,000円の減額です。地方債利子償還費で241万2,000円の減額です。確定によるものです。

次に歳入の説明を行います。14ページをごらんください。1款町税1項1目個人、補正額1,642万3,000円の追加です。1節現年課税分で1,346万1,000円の追加です。2節滞納繰越分で296万2,000円の追加です。それぞれ収納見込みによるもので、所得割では農業所得の増が要因となっております。

2目法人、補正額371万9,000円の減額です。1節現年課税分で377万1,000円の減額、2節滞納繰越分で5万2,000円の追加です。それぞれ収納見込みによるものです。

2項1目固定資産税、補正額261万7,000円の追加です。1節現年課税分で112万1,000円の追加、2節滞納繰越分で149万6,000円の追加です。同じく収納見込みによるものです。

次ページに参ります。3項1目軽自動車税、補正額13万5,000円の追加です。1節現年課税分で3万円の追加、2節滞納繰越分で10万5,000円の追加です。同じく収納見込みによるものです。

4項1目町たばこ税、補正額44万5,000円の追加です。1節現年課税分で44万5,000円の追加です。同じく収納見込みによるものです。

5項1目入湯税、補正額298万5,000円の追加です。1節現年

課税分で298万5,000円の追加です。実績見込みによるものです。

次ページに参ります。10款地方交付税1項1目地方交付税、補正額203万4,000円の追加です。1節地方交付税で203万4,000円の追加です。普通交付税で、調整額分が追加交付されたものです。

12款分担金及び負担金1項1目農林水産業費分担金、補正額154万3,000円の追加です。1節農業費分担金で154万3,000円の追加です。道営土地改良事業分担金として、受益者分担金の確定によるものです。

2項1目民生費負担金、補正額91万1,000円の追加です。3節保育所費負担金で51万4,000円の追加、2節滞納繰越分で39万7,000円の追加です。それぞれ収納見込みによるものです。

次ページに参ります。13款使用料及び手数料1項1目衛生使用料、補正額11万4,000円の追加です。1節墓地使用料で11万4,000円の追加です。それぞれ実績によるものです。

14款国庫支出金1項1目民生費国庫負担金、補正額796万4,000円の減額です。3節児童手当国庫負担金で776万6,000円の減額、5節国民健康保険国庫負担金で4万5,000円の追加、6節養育医療費国庫負担金で24万3,000円の減額です。それぞれ歳出で説明しましたが、事業費の確定によるものです。

2項1目総務費国庫補助金、補正額237万4,000円の減額です。1節総務管理費国庫補助金で237万4,000円の減額です。庁舎並びに改善センター耐震改修の実施設計に係る補助金で確定によるものです。

2目民生費国庫補助金、補正額585万9,000円の減額です。2節子育て支援国庫補助金で585万9,000円の減額です。補助金が国庫補助金から道補助金に変更されたため、組み替えるもので、全額減額としております。

4目土木費国庫補助金、補正額1,668万3,000円の追加です。1節社会資本整備国庫補助金で1,668万3,000円の追加です。元町公営住宅改修工事など精査によるものです。

次ページに参ります。5目教育費国庫補助金、補正額7万2,000円の減額です。3節幼稚園費国庫補助金で7万2,000円の減額です。確定によるものです。

15款道支出金1項1目民生費道負担金、補正額292万6,000円の追加です。4節児童手当道負担金で129万8,000円の減額、6節国民健康保険道負担金で390万1,000円の追加、7節後期高齢者医療保険道負担金で28万9,000円の追加、9節養育医療費道負担金で3万4,000円の追加です。それぞれ確定によるものです。

2項1目総務費道補助金、補正額1,929万円の追加です。1節総務管理費道補助金で1,929万円の追加です。それぞれ確定によるもので、防災情報通信設備整備事業交付金は、歳出で説明しました全国瞬時警報システム整備の全額が交付されるものです。

2目民生費道補助金、補正額611万6,000円の追加です。1節障がい者福祉費道補助金で21万9,000円の追加、次ページ、5節児童福祉費道補助金で589万7,000円の追加です。それぞれ確定によるものですが、5節の子育て支援対策事業補助金は、先ほど説明しました国庫補助金からの組み換え分を含め、精査しております。

4目農林水産業費道補助金、補正額3,734万7,000円の追加です。1節農業費道補助金で3,734万7,000円の追加です。それぞれ確定によるものですが、食料供給基盤強化特別対策事業補助金は、国の追加補正を含め精査しております。

3項1目総務費委託金、補正額20万2,000円の追加です。1節徴税費委託金で20万2,000円の追加です。収納見込みによるものです。

次ページに参ります。16款財産収入1項1目財産貸付収入、補正額92万3,000円の追加です。1節土地建物貸付収入で92万3,000円の追加です。収納見込みによるものです。

2項4目出資金返還金、補正額500万円の追加です。1節出資金返還金で500万円の追加です。土地開発公社の解散に伴う出資金返還金です。

20款諸収入3項4目水洗化資金貸付金元金収入、補正額10万円の減額です。1節水洗化資金貸付金元金収入で10万円の減額です。確定によるものです。

5目土地開発公社貸付金元金収入、補正額2,999万9,000円の追加です。1節土地開発公社貸付金元金収入で2,999万9,000円の追加です。土地開発公社貸付金の返還金となります。

次ページに参ります。4項1目土地改良事業調査受託事業収入、補正額64万2,000円の減額です。1節土地改良事業調査受託事業収入で64万2,000円の減額です。確定によるものです。

5項2目農林水産業収入、補正額9万1,000円の追加です。1節農林水産業収入で9万1,000円の追加です。それぞれ確定によるものです。

3目給食費収入、補正額127万5,000円の減額です。1節教育関係給食費収入で137万7,000円の減額、2節滞納繰越分で10万2,000円の追加です。それぞれ収納見込みによるものです。

4目雑入、補正額51万7,000円の減額です。1節雑入で51万7,000円の減額です。それぞれ確定によるものです。

次ページに参ります。21款町債1項2目農林水産業債、補正額3,660万円の追加です。1節土地総合整備事業債で3,720万円の追加です。繰越事業を含め精査するものです。2節農業排水事業債で60万円の減額です。確定によるものです。

3目消防債、補正額1,970万円の減額です。1節消防設備整備事業債で1,970万円の減額です。確定によるものです。

4目臨時財政対策債、補正額1,684万2,000円の追加です。

1節臨時財政対策債で1,684万2,000円の追加です。確定によるものです。

6目土木債、補正額2,330万円の追加でございます。1節公営住宅改修事業債で2,330万円の追加です。繰越事業分の追加するものです。

以上、歳入歳出それぞれ1億8,030万4,000円を追加し、補正後の総額を63億1,412万1,000円とするものです。

次に、第2表、債務負担行為補正の説明をいたします。7ページをごらんください。第2表、債務負担行為補正、追加でございます。中小企業特別融資資金利子補給、期間が平成26年度から平成30年度、限度額が2万2,000円です。1社の借り入れによるものです。次に、町営住宅建設、期間が平成26年度から平成31年度、限度額が2万5,000円。次に、教職員住宅建設、期間が平成26年度から平成32年度、限度額が1万3,000円です。いずれも北海道住宅供給公社が建替施工で実施し、町が割賦金として支払っておりますが、事務費分に係る経費の消費税が増額されることから追加するものです。

次に、変更でございます。中小企業総合振興資金利子補給、変更前の期間、平成26年度から平成34年度、限度額56万2,000円を、変更後の期間、平成26年度から平成35年度、限度額290万6,000円に変更するものです。新規の借り入れが4社、借り換えが2社となったことによるものです。

次ページに参ります。第3表、地方債補正の説明をいたします。追加でございます。西幌地区食料供給基盤強化特別対策事業、限度額390万円、元町公営住宅改修事業、限度額2,330万円を追加するもので、起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりです。

次ページに参ります。変更でございます。それぞれ事業費の変更により、7事業の限度額を補正するもので、補正前の総額17億7,646万2,000円を補正後の総額18億3,350万4,000円とするものです。なお、起債の方法、利率、償還の方法は変更ありません。

次ページに参ります。第4表、繰越明許費補正の説明をいたします。追加でございます。事業名で防災対策事業1,799万1,000円、食料供給基盤強化特別対策事業9,082万1,000円、道営経営体育成基盤整備事業1,235万円、町公営住宅管理事業6,837万5,000円、以上4事業を歳出でも説明しましたが、翌年度に繰り越し、事業を実施するものです。以上で、議案第4号の説明を終わります。

議 長  
住民課長

住民課長。

続きまして、議案第5号 平成25年度南幌町国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第3号)の説明をいたします。

初めに歳出の説明をいたします。10ページをごらんください。1款総務費4項医療費適正化対策事業費並びに次の5項の収納率向上対策事業費につきましては、補正額はございません。財源内訳を変更するものでございます。

続きまして、2款保険給付費1項療養諸費並びに2項高額療養費につきましても補正額はございません。財源内訳を変更するものでございます。

続きまして、11ページ、中段になります。3項出産育児諸費1目出産育児一時金、補正額42万円の追加でございます。19節負担金補助及び交付金で、交付金として42万円の追加、1件分を追加するものです。

続きまして、6款介護納付金、補正額はございません。財源内訳を変更するものでございます。

続きまして、7款1項共同事業拠出金1目高額医療費共同事業拠出金、補正額319万1,000円の減額でございます。19節負担金補助及び交付金で、負担金として高額医療費共同事業拠出金319万1,000円の減額でございます。国保連合会への負担確定に伴い減額するものでございます。

12ページに参ります。2目保険財政共同安定化事業拠出金、補正額385万5,000円の減額でございます。19節負担金補助及び交付金で、負担金として保険財政共同安定化事業拠出金385万5,000円の減額でございます。同じく国保連合会への負担確定に伴い減額するものでございます。

続きまして、8款保健事業費の1項及び2項につきましても補正額はございません。財源内訳を変更するものでございます。

13ページに参ります。11款諸支出金1項償還金及び還付加算金3目償還金、補正額692万1,000円の追加でございます。23節償還金利子及び割引料で、償還金としまして692万1,000円の追加でございます。平成24年度国庫支出金等の確定により返還金が生じたため追加するものでございます。

次に、歳入の説明をいたします。7ページをご覧ください。4款国庫支出金1項国庫負担金1目療養給付費等負担金、補正額194万8,000円の減額でございます。1節現年度分の療養給付費等負担金で194万8,000円の減額、負担金の変更申請に伴い減額するものでございます。

2目高額医療費共同事業負担金、補正額79万7,000円の減額でございます。1節高額医療費共同事業負担金で79万7,000円の減額、負担金の確定に伴い減額をするものでございます。

3目特定健康診査等負担金、補正額2万8,000円の減額でございます。1節特定健康診査等負担金で2万8,000円の減額、負担金の確定に伴い減額をするものでございます。

続きまして、2項国庫補助金1目財政調整交付金、補正額816万9,000円の減額でございます。1節財政調整交付金で普通調整交付金として953万4,000円の減額、特別調整交付金として136万5,000円を追加するものでございます。それぞれ交付金交付申請に伴い減額、追加するものでございます。

続きまして、7款道支出金1項道負担金1目高額医療費共同事業負担金、補正額79万7,000円の減額でございます。1節高額医療費共同事業負担金で79万7,000円の減額、国庫補助金同様に負担金の確定に伴い減額をするものでございます。

2目特定健康診査等負担金、補正額2万8,000円の減額でございます。1節特定健康診査等負担金で2万8,000円の減額、こちらも国庫補助金同様に負担金の確定に伴い減額をするものでございます。

8ページに参ります。2項道補助金1目道調整交付金、補正額833万5,000円の減額でございます。1節道調整交付金で普通調整交付金として1,685万円の減額、特別調整交付金として851万5,000円の追加でございます。それぞれ交付金交付申請に伴い減額、追加するものでございます。

続きまして、8款1項共同事業交付金1目高額医療費共同事業交付金、補正額695万6,000円の追加でございます。1節高額医療費共同事業交付金で695万6,000円の追加、国保連合会での交付金確定に伴い追加するものでございます。

2目保険財政共同安定化事業交付金、補正額1,988万3,000円の追加でございます。1節保険財政共同安定化事業交付金で1,988万3,000円の追加、同じく国保連合会での交付金確定に伴い追加するものでございます。

続きまして、10款繰入金1項1目一般会計繰入金、補正額484万円の追加でございます。1節一般会計繰入金で484万円の追加、内訳としましては、国民健康保険基盤安定繰入金で169万5,000円の追加、次に、国民健康保険財政安定化支援繰入金で286万5,000円の追加、次に、国民健康保険出産育児一時金繰入金で28万円の追加でございます。それぞれ見込み及び確定によるものでございます。

9ページに参ります。2項基金繰入金1目財政調整基金繰入金、補正額1,128万2,000円の減額でございます。1節財政調整基金繰入金で1,128万2,000円の減額、財源調整を行うものでございます。これにより補正後の基金残高の見込み額は、5,292万6,548円となる見込みでございます。以上、歳入歳出にそれぞれ29万5,000円を追加し、歳入歳出それぞれ10億8,786万8,000円とするものでございます。以上で南幌町国民健康保険特別会計補正予算の説明を終わります。

議長 ところで、1時15分まで休憩をいたします。

(午前11時46分)

(午後1時15分)

議長 休憩を閉じ、会議を再開いたします。  
病院事務長。

病院事務長 次に、議案第6号 平成25年度南幌町病院事業会計補正予算(第4号)の説明を申し上げます。5ページをお開きください。

初めに収益的収支の収入の説明をいたします。

1 款 1 項 1 目入院収益、補正額 1, 1 5 9 万 7, 0 0 0 円の減額でございます。入院患者数が予定より 1, 2 7 8 人の減を見込み減額するものでございます。

2 目外来収益、補正額 2, 6 4 3 万 6, 0 0 0 円の減額でございます。外来患者数が予定より 4, 5 3 3 人の減を見込み減額するものでございます。

3 目その他医業収益、補正額 7 6 0 万 5, 0 0 0 円の減額でございます。予防接種料の精査及び小児救急に係る特別交付税の減額によるものでございます。

2 項 3 目他会計負担金、補正額 1 7 万 3, 0 0 0 円の減額でございます。企業債償還利息の確定によるものでございます。

4 目他会計繰入金、補正額 1, 1 1 4 万 3, 0 0 0 円の追加でございます。医師派遣経費に係る特別交付税の増額によるものでございます。次ページに参ります。次に支出の説明を申し上げます。

1 款 1 項 1 目給与費、補正額 1, 6 6 9 万 6, 0 0 0 円の減額でございます。人件費の精査によるものでございます。

次ページに参ります。2 目材料費、補正額 4 9 8 万 5, 0 0 0 円の減額でございます。精査によるものでございます。

3 目経費、補正額 4 9 万 6, 0 0 0 円の減額でございます。それぞれ精査による増減でございますが、1 6 節手数料で画像診断読影手数料として、CT 画像のよりの確な診断と医療事故のリスク軽減のため追加するものでございます。

5 目資産減耗費、補正額 2 6 8 万 9, 0 0 0 円の追加でございます。医事及び財務会計システムの更新による旧システムの処分と期限切れ薬品の処分に伴うものでございます。

2 項 1 目支払利息及び企業債取扱諸費、補正額 2 5 万 9, 0 0 0 円の減額でございます。償還利息の確定によるものでございます。

次ページに参ります。資本的収支の収入の説明をいたします。

1 款 1 項 1 目出資金、補正額 5 万円の追加でございます。企業債償還元金の確定によるものでございます。

3 項 1 目企業債、2 2 0 万円の減額でございます。事業費の確定により減額するものでございます。

続きまして支出でございます。

1 款 1 項 1 目固定資産購入費、補正額 2 2 0 万 8, 0 0 0 円の減額でございます。入札減によるものでございます。

2 項 1 目企業債償還金、補正額 7 万 6, 0 0 0 円の追加でございます。企業債償還元金の確定によるものでございます。

1 ページにお戻りください。第 3 条、収益的収入及び支出を、病院事業収益の総額を 5 億 1, 6 6 2 万 5, 0 0 0 円に、病院事業費用の総額を 5 億 4, 7 3 6 万円に改めるものでございます。その結果、3, 0 7 3 万 5, 0 0 0 円の赤字予算となります。

次ページに参ります。第 4 条、資本的収入及び支出を、資本的収入の

総額を5,703万5,000円に、資本的支出の総額を7,910万9,000円に改めるものでございます。この結果、資本的収入が資本的支出に対し不足する額を2,207万4,000円に改めるものでございます。

第5条、起債の限度額を220万円減額し1,310万円に改めるものでございます。

第6条、議会の議決を経なければ流用することができない経費の職員給与費1,669万6,000円を減額し、3億3,014万5,000円に改めるものでございます。

第7条、たな卸資産の購入限度額を3,792万円に改めるものでございます。以上で議案第6号の説明を終わります。

議 長  
都市整備課参事

都市整備課参事。

続きまして、議案第7号の説明を申し上げます。平成25年度南幌町下水道事業特別会計補正予算(第2号)、初めに歳出から説明を申し上げます。8ページをお開き願います。1款1項下水道事業費2目管理費、補正額162万8,000円の減額でございます。管理費で162万8,000円の減額でございます。需用費では、管渠、ポンプ場などの修繕費を当初より精査いたしまして減額ということで、内容といたしましては、公共汚水枡の修繕が予定より少なかったことから不用額として減額するものでございます。13節委託料では62万8,000円の減額でございます。内容といたしましては、各種委託業務の精査による不用額としてそれぞれ減額するものでございます。

3目建設費、補正額112万1,000円の減額でございます。建設費で112万1,000円の減額でございます。15節工事請負費では、59万5,000円の減額となりまして、公共汚水枡の新設分予定で未実施の部分50万円及び圧送部改修事業費を精査いたしまして9万5,000円を不用額として減額するものでございます。19節負担金補助及び交付金では、52万6,000円の減額でございます。江別市処理場及びポンプ場改修事業の精査として減額するものでございます。

続きまして、2款1項公債費1目元金、44万9,000円の追加でございます。平成19年から21年に行いました低利債への借り換えを縁故債により行ったものにより、利率変動制をとっていることから、元金につきましては追加となるものでございます。

2目利子、補正額137万4,000円の減額でございます。利子137万4,000円の減額でございます。元利均等償還のため、利息が減額となることから元金が追加となります。そういったようなことからの精査ということで減額となります。

次ページの内容を御説明申し上げます。財源内訳の変更でございます。1款の下水道事業債で下水道使用料の財源が274万9,000円減額となったことから、公債費へ充当替え等を行い、一般会計からの繰入金充当を元利合わせまして367万4,000円減額し、一般財源の使用料を充当しようとするものでございます。

以上で歳出の説明を終わり、歳入の説明を申し上げます。7ページをお開き願います。1款分担金及び負担金1項負担金1目下水道事業負担金、補正額10万8,000円の減額でございます。2節管理費負担金10万8,000円の減額でございます。元金につきまして1万8,000円の追加、同じく利子につきましては12万6,000円の減額でございます。内容といたしましては、みどり野団地の開発者でございます住宅供給公社負担金の精査でございます。歳出で説明いたしました公債費償還額の精査によるものでございます。

3款1項1目一般会計繰入金、補正額356万6,000円の減額でございます。1節一般会計繰入金356万6,000円の減額でございます。内容といたしましては、歳出で説明いたしました公債費の歳出額の確定によりまして、充当財源を繰入金から下水道使用料に振り替えたにことによるものでございます。

以上で歳入歳出それぞれ367万4,000円を減額し、歳入歳出それぞれ2億4,402万1,000円とするものでございます。これをもちまして下水道事業特別会計補正予算(第2号)についての説明を終わります。

議 長  
住民課長

住民課長。

続きまして、議案第8号 平成25年度南幌町介護保険特別会計補正予算(第3号)の説明をいたします。最初に歳出の説明をいたします。9ページをごらんください。1款総務費1項総務管理費1目一般管理費、補正額47万3,000円の追加でございます。13節委託料で介護保険業務システム改修委託料として47万3,000円を追加するものでございます。平成26年度からの消費税率8%に伴う介護報酬改定に対応すべくシステム改修を行うものでございます。財源としましては国2分の1、町2分の1でございます。

続きまして、2款保険給付費1項介護サービス等諸費1目居宅介護サービス給付費と3目地域密着型介護サービス給付費につきましては、補正額がございません。財源内訳を変更するものでございます。

5目施設介護サービス給付費、補正額500万円の減額でございます。19節負担金補助及び交付金で、負担金として施設介護サービス給付費500万円の減額でございます。施設利用の減少によるものでございます。

以下、7目居宅介護福祉用具購入費から10ページの9目居宅介護サービス計画給付費、次の2項介護予防サービス等諸費の1目介護予防サービス給付費から11ページの3項その他諸費の1目審査支払手数料までは補正額がございません。財源内訳を変更するものでございます。

続きまして、11ページ中段でございます。4項高額介護サービス等費1目高額介護サービス費、補正額50万円の追加でございます。19節負担金補助及び交付金で、負担金として高額介護サービス費50万円を追加するものでございます。給付額の増加を見込み追加するものでございます。

続きまして、5項1目高額医療合算介護サービス費から12ページの6項特定入所者介護サービス等費の3目までは補正額はございません。財源内訳を変更するものでございます。

続きまして、歳入の説明をいたします。7ページをごらんください。2款国庫支出金1項1目介護給付費負担金、補正額85万3,000円の減額でございます。1節現年度分で介護給付費負担金85万3,000円を減額するものでございます。負担金の変更申請に伴い減額をするものでございます。

続きまして、2項1目調整交付金、補正額22万5,000円の減額でございます。1節現年度分で普通調整交付金22万5,000円を減額するものでございます。施設給付費の減少に伴い減額をするものでございます。

続きまして、4目事業費補助金、こちらは、目の新設でございます。補正額23万6,000円の追加でございます。1節事業費補助金で23万6,000円を追加するものでございます。歳出の一般管理費で御説明しました介護保険業務システム改修委託料の2分の1相当の額でございます。

続きまして、4款道支出金1項1目介護給付費負担金、補正額477万7,000円の減額でございます。1節現年度分で介護給付費負担金477万7,000円の減額でございます。負担金の変更申請に伴い減額をするものでございます。

8ページに参ります。6款繰入金1項一般会計繰入金1目介護給付費繰入金、補正額56万2,000円の減額でございます。1節現年度分で介護給付費繰入金56万2,000円を減額するものでございます。保険給付費の減少に伴い、町負担分を減額するものでございます。

4目その他一般会計繰入金23万7,000円の追加でございます。1節事務費繰入金で23万7,000円を追加するものでございます。歳出の一般管理費の介護保険業務システム改修委託料の2分の1相当の町負担額でございます。

続きまして、2項1目介護給付費等準備基金繰入金、補正額191万7,000円の追加でございます。1節介護給付費等準備基金繰入金で191万7,000円を追加するものでございます。財源調整を行うものでございます。

以上、歳入歳出からそれぞれ402万7,000円を減額し、歳入歳出それぞれ5億8,435万9,000円とするものでございます。以上で介護保険特別会計補正予算の説明を終わります。

続きまして、議案第9号 平成25年度南幌町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)の説明をいたします。最初に歳出の説明をいたします。8ページをごらんください。2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金、補正額153万6,000円の追加でございます。19節負担金補助及び交付金で、負担金として153万6,000円の追加でございます。内訳としましては、事務費負担金で70万4,000円の減

額、平成24年度の実績が確定したことによるものでございます。次に、保険料等負担金で185万5,000円の追加、平成25年度の収納見込みによるものでございます。次に、保険基盤安定分負担金で38万5,000円の追加、負担金確定に伴う追加でございます。

続きまして、歳入の説明をいたします。7ページをごらんください。1款1項1目後期高齢者医療保険料、補正額121万4,000円の追加でございます。1節現年度分で後期高齢者医療保険料121万4,000円を追加するものでございます。平成25年度の収入見込みによるものでございます。

3款繰入金1項一般会計繰入金1目事務費繰入金、補正額70万4,000円の減額でございます。1節事務費繰入金、広域連合共通経費分として70万4,000円の減額でございます。平成24年度の確定に伴い町負担分を減額するものでございます。

2目保険基盤安定繰入金、補正額38万5,000円の追加でございます。1節保険基盤安定繰入金で38万5,000円を追加するものでございます。負担金の確定によるものでございます。

4款繰越金1項1目繰越金、補正額64万1,000円の追加でございます。1節繰越金で平成24年度繰越金64万1,842円を追加するものでございます。確定によるものでございます。

以上、歳入歳出にそれぞれ153万6,000円を追加し、歳入歳出それぞれ8,512万4,000円とするものでございます。以上で後期高齢者医療特別会計補正予算の説明を終わります。

議長

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑に当たりましては、議案ごとに行います。

初めに、議案第4号 平成25年度南幌町一般会計補正予算(第6号)の質疑を行います。

(なしの声)

ご質疑がありませんので、議案第4号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第5号 平成25年度南幌町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)の質疑を行います。

(なしの声)

ご質疑がありませんので、議案第5号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第6号 平成25年度南幌町病院事業会計補正予算(第4号)の質疑を行います。

10番 志賀浦 学議員。

志賀浦議員

先ほど説明いただきまして、入院と外来の減少ということで補正数が出ていましたけれども、諸条件は、ある程度理解できるところなんですけども、この補正を組むに当たって、今、現状、取り組んでいる対策等があったらお知らせ願いたいんですけど。

議長

病院事務長。

病院事務長

それでは、志賀浦議員の質問にお答えします。平成25年度につきましては、患者数については非常に厳しい状況となってきております。当初、一番重要な内科の機能を何とか機能するようという事で取り組んだところですが、常勤医師の確保にも至らず、江別市立病院のほうから応援いただいた中で進めてきたわけですが、それらについても週2回ということで、先生が固定しないという中でなかなか患者が戻ってこない、そういう現実がございました。ただ、去年の11月から常勤の医師が派遣されてきて、本年1月から、また新たな医師が派遣されてきたわけですが、今のところ大変評判も良いということで聞いております。患者数につきましても、ずば抜けて増えてきているということではありませんけども、徐々に増えてきております。そんなことを考えると、平成26年度ももっと患者が増えてくるのかなと思います。患者が増えてきた際には、今、内科の医師常勤1名、それから、週の応援があるんですけども、その体制でいいかどうかというような検討も今後していきたいと思います。また、今来ている常勤の内科の先生につきましては、予防医療にも大変、力を入れているということで、健診関係、それらも含めますし、また、新年度から新たな外来も今検討しているところです。いろんな町立病院でやれることについて、どんどん積極的に取り組み、そして、また住民のほうに周知していきたいと、このように考えている次第でございます。以上です。

議 長  
志賀浦議員  
(再質問)

10番 志賀浦 学議員。

今、説明をいただいて、内情的にはある程度理解はしております。1年間の前半の中では、ちょっと入院患者が戻ってきたような状況もちろっとあって、その後また医師が交代するという事で、かなり厳しいのかなと思うんですけども。ただ、そういう諸条件のほかに改善計画みたいなものの中にはある程度うたわれているものがあるのかなと思うんですけども、その中で一つ、外来患者の足の確保というところで、いろいろと検討してみたいと前に言っていたような記憶はあるんですけど、その辺をどう取り組んでいるのか。今年度の補正だけでなく、次の予算にも係る問題なので、その辺の取り組みについて、もしあれば教えていただきたいんですけど。

議 長  
病院事務長  
(再答弁)

病院事務長。

外来患者の足の確保につきましては、確か昨年度ですか、巡回バスの運行経路がちょっと変わったというようなこともありまして、その利用状況を見ながら、その中で病院独自で送迎バスを運行するかどうかというのを検討していきたいというふうに考えております。それで、平成26年度については、その辺の実績等も踏まえながら、また、外来診療の状況も含めて、病院独自でできるものかどうかということも含めて、ちょっと検討していきたいというふうに考えているところです。以上です。

議 長  
志賀浦議員

10番 志賀浦 学議員。

26年度に向けてということなので、それは期待したいところなんで

(再々質問) すけども、もし計画的に具体的なものがあれば教えていただきたい。また、今、私どもが考えているとこであればスクールバスの活用なんかもできないかなと。ただ、車が大きいものだからなかなか難しいのかなと思うんですけど。今、スクールバスのさくら号が確か補助なしで入っているバスの関係で、それが病院だけでなく、いろいろな所で使えればいいのかなと。そういう問題をいろいろ話し合われて、次の26年度に取り組まれているのかなと。ただ、別に病院の中で送迎に関する足の確保ができる方法があるのであればまた別なんですけど、その辺、具体的な方法がもしある程度決まっているのであれば、お知らせしたいんですけども。

議 長  
病院事務長  
(再々答弁)

病院事務長。

具体的なことについては、まだ何も決まっておりませんし、スクールバスの利活用についても教育委員会側と特に打ち合わせをしているわけでもありません。今、考えているところでは、病院独自で運行ができるのかどうかというのを前提にして、これからちょっと検討していきたいと思います。また、それが無理であればほかの手法をまた検討させていただきたいというふうに考えております。以上です。

議 長  
熊木議員

ほかにありませんか。

1番 熊木 恵子議員。

今の関連なんですけれども、そのバスの送迎については前々から出ていることで、今ここの中で、これから検討というか、そういうような答弁が聞かれるとはちょっと思わなかったんですけども、どこまで具体的に、今、志賀浦議員も質問したんですけども、どのような場所で検討されて、まだ出ないのか。その辺をもう少し詳しくお話ししていただきたいんですけど。

議 長  
病院事務長

病院事務長。

無料送迎バスの件につきましては、私どもと理事者の中で検討はさせていただいているところです。ただ、やはり運行するに当たっても眼科が火曜日であったりですとか、そういった部分も含めまして、また、住民の方も何曜日がいいという御希望もあろうかと思っておりますので、そういったことも含めながら、改善計画では26年度中に決定して方針を出すということになっていたかと思っておりますので、26年度中、検討していきたいと。できる、できないも含めて検討していきたいと思っております。

議 長  
熊木議員  
(再質問)

1番 熊木 恵子議員。

26年度中という今の答弁でしたけれども、巡回バスも含めてというところで今、巡回バスだと曜日が限られて、便数も限られていますよね。だけど、今、町立病院の医師が定着したことによって、やはり評判がいいですし、数字的にはまだ完全に戻っているとは言えないにしても、やはりこれから増えていこうと予想されるんですよ。町民の方は、毎日でもというか、病院に行く足をその曜日だけではなくて利用できればという思いがあると思うんですけども、その辺のことも考慮しながら、ぜひ前向きに早く結論が出るような形で検討してほしいと思うんで

すけれども。それは26年度中ということなんですけども、それがもっと早く、26年度の前半でとか、その辺まで詰めた形ができるのかどうかちょっと、もしお答えできればお願いします。

議 長  
病院事務長  
(再答弁)

病院事務長。

現時点では平成26年度、早い時期から取り組むということでは今、そういう段階にはありません。平成26年度中にいろいろなことを調査、検討して方針を決めていきたいと思えます。それらについては病院負担で果たしていけるのかどうかも含めまして検討させていただきたいと思っております。以上です。

議 長

ほかにありませんか。

(なしの声)

ご質疑がありませんので、議案第6号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第7号 平成25年度南幌町下水道事業特別会計補正予算(第2号)の質疑を行います。

(なしの声)

ご質疑がありませんので、議案第7号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第8号 平成25年度南幌町介護保険特別会計補正予算(第3号)の質疑を行います。

(なしの声)

ご質疑がありませんので、議案第8号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第9号 平成25年度南幌町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)の質疑を行います。

(なしの声)

ご質疑がありませんので、議案第9号についての質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本6議案につきましては、この際討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思えますが、ご異議ありませんか。

(なしの声)

それでは採決いたします。採決に当たりましては、議案ごとに行います。

議案第4号 平成25年度南幌町一般会計補正予算(第6号)は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(なしの声)

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

議案第5号 平成25年度南幌町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(なしの声)

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決

定いたしました。

議案第6号 平成25年度南幌町病院事業会計補正予算(第4号)は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(なしの声)

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

議案第7号 平成25年度南幌町下水道事業特別会計補正予算(第2号)は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(なしの声)

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

議案第8号 平成25年度南幌町介護保険特別会計補正予算(第3号)は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(なしの声)

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

議案第9号 平成25年度南幌町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(なしの声)

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程14 議案第10号より日程28 議案第24号までの15議案につきまして、関連がございますので一括提案いたします。

- 日程14 議案第10号 常勤特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程15 議案第11号 教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程16 議案第12号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程17 議案第13号 南幌町ふるさと応援基金条例制定について
- 日程18 議案第14号 保育の実施に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程19 議案第15号 南幌町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例制定について
- 日程20 議案第16号 南幌町下水道条例の一部を改正する条例制定について
- 日程21 議案第17号 国民健康保険町立南幌病院使用料及び手数料条例の一部を改正する条例制定について
- 日程22 議案第18号 平成26年度南幌町一般会計予算

- 日程 2 3 議案第 1 9 号 平成 2 6 年度南幌町国民健康保険特別会計予算
- 日程 2 4 議案第 2 0 号 平成 2 6 年度南幌町病院事業会計予算
- 日程 2 5 議案第 2 1 号 平成 2 6 年度南幌町下水道事業特別会計予算
- 日程 2 6 議案第 2 2 号 平成 2 6 年度南幌町農業集落排水事業特別会計予算
- 日程 2 7 議案第 2 3 号 平成 2 6 年度南幌町介護保険特別会計予算
- 日程 2 8 議案第 2 4 号 平成 2 6 年度南幌町後期高齢者医療特別会計予算

以上 1 5 議案を一括して議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町 長 ただいま上程をいただきました議案第 1 0 号から議案第 2 4 号までの 1 5 議案につきまして提案理由を申し上げます。

初めに、議案第 1 0 号 常勤特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定につきましては、常勤特別職の給与額を変更するため、本案を提案するものであります。

次に、議案第 1 1 号 教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例制定につきましては、教育委員会教育長の給与額を変更するため、本案を提案するものであります。

次に、議案第 1 2 号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定につきましては、町立病院の医療体制の維持と医師確保への対策として、医師の給与待遇面で見直しを行い、手当に医学研究手当を加えるため、本案を提案するものであります。

次に、議案第 1 3 号 南幌町ふるさと応援基金条例制定につきましては、これまで実施してきた、ふるさと納税制度の拡充のため、南幌町ふるさと応援基金を創設することから本案を提案するものであります。

次に、議案第 1 4 号 保育の実施に関する条例の一部を改正する条例制定につきましては、租税特別措置法の一部改正に伴い、本案を提案するものであります。

次に、議案第 1 5 号 南幌町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例制定につきましては、開発道路に関する占用料等徴収規則の改正に伴い、本案を提案するものであります。

次に、議案第 1 6 号 南幌町下水道条例の一部を改正する条例制定につきましては、消費税法及び地方税法の一部改正に伴い、本案を提案するものであります。

次に、議案第 1 7 号 国民健康保険町立南幌病院使用料及び手数料条例の一部を改正する条例制定につきましては、消費税法及び地方税法の一部改正に伴い、本案を提案するものであります。

次に、議案第 1 8 号から議案第 2 4 号までの 7 議案につきましては、平成 2 6 年度における南幌町一般会計予算及び各種特別会計予算であ

り、概要につきましては、別途配付いたしました平成26年度各種会計予算編成の概要により、副町長が説明いたしますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議 長 予算編成概要の説明を求めます。副町長。

副 町 長 (予算編成概要の朗読により説明する。)

議 長 ただいま上程されました15議案の取り扱いについてお諮りいたします。

2番 佐藤 正一議員。

佐藤(正)議員 ただいま上程されました平成26年度各会計予算及び関連条例議案等の審査につきましては、議長を除く9名による予算審査特別委員会を設置して本15議案を付託し、休会中に審査してはいかがでしょうかと思いますが、議長よりお諮り願います。

議 長 お諮りいたします。ただいまの佐藤 正一議員からのご発言は、9名による予算審査特別委員会を設置して本案を付託し、休会中に審査するというご意見であります。さよう決定することにご異議ありませんか。(なしの声)

ご異議なしと認めます。よって本15議案は予算審査特別委員会に付託し、休会中に審査することに決定いたしました。

ただいま設置されました予算審査特別委員会の正副委員長についてお諮りいたします。

2番 佐藤 正一議員。

佐藤(正)議員 ただいま設置されました予算審査特別委員会の委員長には志賀浦学議員、副委員長には川幡 宗宏議員の両氏を推薦いたしますので、議長よりお諮り願います。

議 長 お諮りいたします。ただいま、佐藤 正一議員から提案がありましたとおり、委員長には志賀浦 学議員、副委員長には川幡 宗宏議員とのご発言であります。さよう決定することにご異議ありませんか。

(なしの声)

ご異議なしと認めます。よって委員長には志賀浦 学議員、副委員長には川幡 宗宏議員と決定いたしました。

以上で、本日予定しておりました全ての議案審議が終了いたしました。明日12日を休会といたしまして、13日午前9時30分より再開したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(なしの声)

ご異議なしと認めます。よって13日午前9時30分まで延会といたします。

御苦労さまでした。

(午後 2時17分)

議長 おはようございます。(午前9時30分)  
3月11日より延会となっておりました平成26年第1回南幌町議会定例会をただいまより再開いたします。  
本日の出席議員数は10名でございます。  
直ちに本日の会議を開きます。

●日程29 一般質問を行います。

本定例会の一般質問通告者は4名でございます。一般質問につきましては議会運営委員会決定順に行います。

6番 佐藤 妙子議員。

佐藤(妙)議員 おはようございます。本日は教育長に1件の御質問をさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。児童生徒へのがん教育の早期実施について。日本人の三大死亡原因の一つであり、死亡者のおよそ3人に1人が、がんが原因であるとされています。そのため、がんの予防と早期発見が重要であり、児童生徒としても将来にわたる重大な健康課題の一つであると考えます。

しかし、現在の教育現場では、生活習慣病の予防や喫煙などの害を学ぶ際、ほかの病気とあわせて紹介される程度で、有効ながん教育が行われてきたとは言えず、我が町の子どもたちも、がんに対する正しい知識が十分とは言えません。がんイコール死、伝染する病気と捉えている子どもや、不必要にがんを恐れる子どもなど、今こそ健康と命の大切さ、がんに対する正しい知識とがん患者への正しい認識が必要になると思います。

それには小中学生の時から総合的にがんについて学べる体制作りが早期に必要なと思いますが、教育長の考えを伺います。

議長 教育長 教育長。

佐藤議員の児童生徒へのがん教育の早期実施についての御質問にお答えします。

国は、平成24年6月に、がん対策推進基本計画を見直し、その中で子どもへのがんに対する正しい知識とがん患者に対する正しい認識を持つよう教育することを目指し、学校での教育のあり方を含め、健康教育全体の中でがん教育をどのようにすべきかを検討し、その検討結果に基づく教育活動の実施を目標としております。そのことを踏まえ、文部科学省では、平成26年度から有識者からなる(仮称)がんに関する教育の在り方に関する検討会を設置し、各都道府県が行っている先進事例の分析・調査を行うとともに、22カ所程度の都道府県を対象に、地域の実情を踏まえたモデル的な取り組みの支援を目的に、がんの教育総合支援事業を実施する予定であります。

なお、本町では、これまでがん研究振興財団より寄贈されます啓発パンフレットを中学2年生を対象に配布し、がん予防の啓蒙を行っているところです。今後におきましては、国や道の動向、そして、学習指導要

領の次期改定時における内容等を見極めながら健康教育の充実に努めてまいりたいと考えております。

議 長  
佐藤(妙)議員  
(再質問)

6番 佐藤 妙子議員。

ただいま御答弁いただきました。本町では中学2年生を対象にパンフレットで啓蒙されているとお聞きし、とてもうれしく思います。この、がん教育は命を学ぶ教育でありますので、今後、丁寧に進めていただきたいなと思います。今、さまざまな形で患者を含めた国民に対するがんの普及啓発が行われていますけれども、がんに対する正しい理解が進んでいないのは現状かと思えます。特に子どもからの教育は大変重要でございます。東京大学医学部の中川准教授は、20校を超える小学校でがん教育を行い、アンケートを行った結果、がんが予防できるもの、絶対に治らない病気とのイメージがなくなったとの答えが多く返ってきました。また、98%の生徒が授業の後、家族に検診を勧めたそうです。まさに逆世代教育が進む期待が大きいと言われております。今、国はようやくがん教育の重大さに気づいて動き出しましたがけれども、先ほど答弁いただいたように、これからモデル事業を募集して検討委員会を立ち上げ、分析・調査と言っていることから早急に臨む状況ではなさそうでございます。1日でも早く基本的ながんのことを知ることは重要ではないかなと、そのように考えております。まず、南幌町の子どもたちが、がんについてどこまで認識があるか実態調査を行って、保護者にも公表することも意識づけとして必要ではないかと思っております。また、重いテーマのがんをアニメの教材、DVDなどを活用することで楽しく学ぶことができると思います。このDVDのアニメは、日本対がん協会で中学校に無償提供という形でありますので、ぜひ活用できればなと思っております。また、我が町の公民館の図書室、また、学校図書にも、このがんの特化した児童書や図鑑などの蔵書も今後必要になってくるのではないかと思います。これらの件に教育長はどのようにお考えでしょうか。

議 長  
教 育 長  
(再答弁)

教育長。

佐藤議員の再質問にお答えをしたいと思います。佐藤議員のおっしゃるとおり、がんに対する知識というものは小さいころから当然持っているべきものだと思います。ただ、その知識を与える場合については、それなりの専門的な部分も含めた教育が必要ではないかなというふうに認識しております。思いについては全く佐藤議員と同様でございます。実態調査、あるいは授業中のDVDを生かした教育、そういうものも今後参考にさせていただきたいなと思います。ただ、現状としては、それぞれのカリキュラムの中で学校もやっている現状があります。先ほども答弁いたしましたように、今後の推移というものを見きわめながら、家庭教育も含めた、そういう全体的な視野に立って考えてまいりたいと思っておりますのでご理解いただきたいと思います。

それともう一つ、学校図書室あるいは図書館・図書室にがんに関する蔵書、そういうものについてでございますが、その辺については今後、

全体を見きわめながら前向きに検討してまいりたいと思います。

議 長  
佐藤(妙)議員  
(再々質問)

6番 佐藤 妙子議員。

ありがとうございます。大変前向きな御答弁ありがとうございました。再々質問でございますけれども、私が今回、どうしてもこのがん教育の重要性を訴えたかった点なんですけれども、このがん教育の中でも特に気になることは心理面の問題だと思います。がんの親を持つ子どもには、自分のせいで病気になったと自分を責める子どもとか、また、抗がん剤の副作用で脱毛した姿を見て、もしかすると自分もうつるのではないだろうかと考えたり、がんの捉え方が年齢で異なっているようです。特に思春期になるほど感情を表に出さなくて、内に秘めているいろいろな悩んでいるという調査もございました。私自身も以前、40代の友人をがんで亡くしました。その当時、小学生2人と中学生のお母さんでした。闘病中に彼女がぼつりと私に言いました。自分の子が友達から、君のお母さん、死んじゃうんだよね、がんになったらみんな死んじゃうんだよ、と言われたそうです。その言葉が彼女にとっては、つらい自分の闘病よりもつらかったと、そのように話していました。子どもたちは親たちの会話を聞いて言っただけなので、当然、罪はありません。がんの正しい知識があれば、その時、大人に教えてあげることができたかもしれません。私はこのようなつらい体験をこの町の子どもには、またお母さんにはさせたくない、そのように強く思いました。今後、がん教育を進めるに当たって自分の健康を学ぶのと同時に、病気の人に対する偏見や差別をなくすためにも命ということを考える授業が重要になってくると思いますが、今後、どのような思いでこの心の教育を進めていかれるのか教育長の見解をお聞きいたします。

議 長  
教 育 長  
(再々答弁)

教育長。

それでは、お答えをさせていただきます。佐藤議員がおっしゃられるように非常にそういう現実があるということに改めて認識をさせていただきました。心の教育につきましては、執行方針でうたっておりますように道徳教育というものもございます。そんな中で「心のノート」というものを活用しながら今後、一層充実をしてまいりたいと思います。さらに、がんに限らず生活習慣病とか予防接種あるいは検診の重要性、こういうものについては保健福祉サイドでいろんな事業を展開しております。そんな中にも子どもさん向けのそういうものが取り入れられるかどうか、そういうものも含めて、今後、担当部局と十分打ち合わせをして進めてまいりたいというふうに考えております。以上です。

議 長  
熊木議員

以上で佐藤妙子議員の一般質問を終わります。

次に、1番 熊木 恵子議員。

今日は2問、夕張太地域の活性化についてと、学力テストの学校別公表について、そして、3問目は町長の執行方針に対して、南幌町生涯学習センターについて、この3問を質問させていただきます。

まず、1問目です。夕張太地域の活性化について。私は平成22年第2回定例会の一般質問で、夕張太地域における行政サービスの窓口設置

について町長の見解を伺いました。3年間が経過し、この間、小学校統廃合により夕張太小学校の閉校、路線バスの減便などにより、地域住民にとっては生活に不便を感じているという声が多く聞かれます。地域の大切なコミュニティーの場として、夕張太ふれあい館を積極的に活用した取り組みが必要だと思います。町の情報や各種業務の利便性を図るためにも役場出張所の開設が必要ではないでしょうか。町では、保健福祉課の快足シャキッと倶楽部、夕張太での開催や出前講座の充実、地域担当職員の配置などに取り組んでいますが、定期的な窓口開設により住民の要望に応えることが求められているのではないのでしょうか。先日、議会報告懇談会の中でもたくさんの意見が出されました。現在、車を運転している方も、今後、高齢化により交通手段がより深刻になることが予想されます。庁舎や病院、金融機関、商店のある市街地から約7キロメートル離れた地域に居住する住民にとって、行政と一体となった町づくりの観点からも町が積極的にかかわることが必要だと思います。稲穂団地は、町の施策の中で人口増を計画し、居住者が増えました。住宅に移り住んだ時は農協支所や保育所、小学校があり、生活する上で素晴らしい環境だと希望を抱いて転入された方がほとんどです。そこで3点伺います。1つ、ふれあい館に役場出張所の開設の検討は。2つ、ふれあい館内図書の実充。3つ目は、開催される行事に参加しやすくするためのバスなどの充実について町長の見解を伺います。

議 長  
町 長

町長。

熊木議員の夕張太地域の活性化についての御質問にお答えいたします。私は、夕張太地区、特に市街地については、農村環境と調和した住宅地として位置付け、住環境の保全を図ってまいりました。この間、ご指摘のような変化があったことも事実ではありますが、その中であっても、市街地よりも都市部に近く、社会情勢の変化によっては発展の可能性のある地域であることから、地域住民の皆様の生活環境の整備をこれからも心掛けてまいりたいと考えております。

1点目の御質問にあります役場出張所の開設につきましては、専門知識を有した職員の配置や個人情報の管理、または各種システム導入など維持管理費用も含め、多大なコストを要することから現状では大変困難なことと考えます。しかし、役場から離れた地域の皆様には、納税や証明書などの取得、各種ご相談の際に、ご負担をお掛けしていることは事実であります。このことから利便性向上のための努力も続けているところであり、納税については、これまでの取り扱いに加え、本年度からはコンビニ収納を実施してまいることとしております。また、各種証明書類の一部につきましては、郵送での申請や取得、発行予約なども行っておりますので、ご活用願えればと思っております。その他、行政需要につきましては、地域担当職員や出前講座を通じてご相談いただくとともに、さらなる利便性の向上について、今後とも検討を行ってまいります。

2点目の御質問ですが、現在、公民館図書室では、ふるさと巡回文庫として、夕張太ふれあい館、町立病院、みどり苑に図書室の蔵書を巡回

しております。夕張太ふれあい館につきましては、昨年度、200冊の本を延べ600冊配本し、ご利用いただいております、本年度も引き続き実施してまいります。

3点目の御質問ですが、夕張太地域を運行するジェイ・アールバスにつきましては、平成22年度まで1日12便を維持しておりましたが、運行経費の増加と利用者の減少に伴い、平成23年度からは、ジェイ・アールバスより西幌経由の2便の減便の申し出があり、現在1日10便の運行となっております。町で開催される行事に参加しやすくするためのバスなどの充実につきましては、現在のバス事業者3社の路線バスと、週2回運行している巡回バスにより、通勤・通学・通院・買い物・温泉利用などの維持確保に努めてまいります。また、将来的な地域交通対策につきましては、少子高齢化を考慮しながら、現行の路線バスを初めとして、巡回バスあるいはデマンド方式などの導入を含め地域公共交通のあり方を検討してまいります。

議 長  
熊木議員  
(再質問)

1番 熊木 恵子議員。

再質問させていただきます。今、答弁いただきました。町長も、この間の夕張太地域の変化というものを私と同じように捉えているということがわかり、ほっとしました。平成7年度から85区画の新しい住宅団地の造成によって、この環境を気に入って夢を抱いて住民が移り住んできた、交通便や買い物ももっと便利になると言われたという声をよく聞きます。保育所がある、学校がある、地域コミュニティーの充実、何よりもこの環境に期待して転入してきたというのが実態ではないでしょうか。ところが、保育所の閉鎖、JA支所の閉鎖、そして、それに伴う金融機関も閉鎖、バスの減便、そして、最後には小学校の統合により学校もなくなった。夕張太の住民にとっては期待を大きく裏切られたという思いが強いのではないのでしょうか。そこに手を差し伸べるといえるのか、温かい施策をするというのが本当に必要だと思います。先日、議会報告懇談会でもいろいろ意見がありましたし、まあ、小人数といえば小人数かもしれませんが。そのほかにも私、いろんな年代の方といろいろお話をしました。それも一部の意見かもしれませんが、ちょっと紹介させていただきます。奥さん方が集まって、誰がというわけでもないけれども、うちのこの地域は本当に、まますげ扱いされていると感じているという声をあちこちでしているということを知りました。何か、そのまますげ扱いというのが何か懐かしいというか、随分昔に使ったような言葉なんですけれども、そういうふうを感じている町民に対して、やはりその声をきちんと聞くべきだなと思いました。小学校が閉校になって、これもこういう声でしたけれども、あんなに子どもがいたのに急にいなくなったと感じて寂しいという声がありました。また、今まで地域で支え合ってきたコミュニティーが何だかすごく薄くなったと感じるという声、夕張太の稲穂地域は町内会で子どものいる家庭もいない家庭も、町内会費の中からお金を出し合っているということを知ったんですけれども、今は、そういうのもあったからか3世代交流とか、あと、送

り迎えとか、朝夕の言葉掛けとかいろんなことでコミュニティーが図れていったと思います。学校便りとかもそういう形で全戸に配布されて、それで学校の様子、子どもたちが今何人でとか、どういう行事があるのかということがすごくわかって一体感があったというこのことを感じていたと言っていました。それで、そういえば、今そういう学校だよりも来なくなったということから、何かやっぱりそういう情報もなくなったんだなということも話されていました。

そのほかに交通関係のことで、先ほど質問したんですけれども、その交通関係ではやはり本当に心配されている。今、運転しているから何とかなっているけれども、これから先、運転できなくなったら本当に生活に支障を来す。近い将来、そういうような現実が来るといふことの不安というのもすごく大きいと話されていました。また、バスの便、先ほど町長も10便というふうに言われましたけれども、やはり減便になったことで、すごく不便を感じている。10便あるけれども、空く時間が長いということ、やはり用事を足しにいても、大分待っていないと帰ってこれないということとか、そういうことの不便さを感じています。それは確かに夕張太だけではなくて、全町の中でもそういうふう感じているところもありながら、町のほうでも巡回バスを使いながらいろいろ便宜を図っているところですけども、やっぱりその不便さ。それから、バスに乗って用事を足す時に北広島に行くのと南幌市街に来るのではバス代金も南幌に来るほうが高いということで、あと、先ほど一番初めに質問したように、夕張太の支所がなくなったりいろいろの中で金融機関、郵便局はありますけれども、やはりいろんなものを振り込んだりというので、結局は北広島に行くことが多いと。北広島に行って、そこで下ろしたり振り込んだりしたついでにお買い物とかももう済ませてしまうので、だんだんだんだん町のほうに行かなくなると。行かなくなることによって町の行事とか町でやっていることにだんだん関心がなくなってきたということも事実としてあるのではないかと思います。私は、町長の執行方針の中でもいろいろ触れられて、やはり夢のあるふるさとづくりということを考えて時に全町の住民が町に集まってくるというような、そういうまちづくりをしていかなければならないと思います。ですから、巡回バスもある、けど、なかなかそれに合わせて行動するのも難しい。それから、町で実施されているいろんなものに参加したい、けど、それもなかなか参加しづらい。先ほど答弁の中でも出されていましたが、町で開催される行事に参加するということには、現在のバスの利用とか巡回バスを利用してほしいということ、答弁されましたけれども、やはり今からそういうことに取り組むということを示していかないと、だんだんだんだん難しくなってくるんじゃないかなと思います。昨日、全員協議会の中でも巡回バスのことに絡んで、今後、デマンド方式とかいろんなことを地域の住民の声を聞きながら進めていくというか、その方向を探っていきたいという話を課長のほうからされました。私はやっぱりこれを本当に住民の、まあ、多様な意

見があると思います。その多様な意見を吸い上げて、この南幌方式というか、南幌に合った形のものを早くつくるようにしてほしいと思います。そこで、もしどうしているかということがあればお答えいただきたいと思います。

それから、地域にあるふれあい館を活用して住民サービスを取り組むべきではないかと私は思うんですけども、確かにふれあい館は全町民が使える施設であります。夕張太には地域のコミュニティセンターもありますし、だから、そっちも活用しながらということなんですけれども、やはり道路を1本わたって利用するのと、やはり稲穂団地の中にあるふれあい館ということでは、やはりその地域のコミュニティーの場としては積極的な活用が望まれるのではないかと思います。利用状況とかも学校が統合する前と、それから、統合した後での利用状況に変化があるのかどうか。また、今、児童館としては使われていないということで、そこは日常は使われていないということでしたけれども、それを地域に開放するという考えがあるのか、そこも1点伺いたいと思います。

また、先ほどの答弁では、役場の出張所ということで私、質問しましたけれども、維持管理費も含めて多大なコストを要するから現状では困難だという答弁でした。現状では困難、確かにそうだと思うんですけども、私は新年度から希望する退職職員の再任用制度が始まるということで報告を受けました。今年は1名の退職ということで希望されていないということでしたけれども、やはり今後、その活用というか、やっぱり自治体職員として長年培ってきた知識とか経験を大いに生かす場としても活用できるのではないかと思います。ですから、今、現状では困難と言いつつも、やはり1年間の中で何回かやってみるというか、月に1回とか、それができなければ年に4回とかという形で出張サービス、いろんなことを。先ほど確かに町長は、いろんな今、コンビニ収納も始まりますし、出前講座とか地域担当職員ということで、あと、郵送による住民票とかそういうものの手続ということもありましたけれども、やはり役場が出向いて行って、そこで地域の相談を受けたり便宜を計らうということは、これから高齢化社会に向けてますます必要になってくると思います。そのところをどのように考えているか伺いたいと思います。

また、ふれあい館を利用した積極的活用ということで、パソコンの設置とかインターネットの接続などにより、さらに利用しやすい施設にするということが必要ではないかと思うんですけども、そういうことをお考えかどうか、それを伺います。

議 長  
町 長  
(再答弁)

町長。

熊木議員の再質問にお答えをいたします。私も夕張太の住民でございますから、いろんな声は熊木さんと同様、いただいているのも事実でありまして、熊木さんの話と私の話を2つ合わせてやれば一番いいのかなというふうには思っておりますが、町内的にはいろんな声があるのも事実でありまして、全町的にどうあるべきかという部分でありますと、

それだけ夕張太に今、施設等々がありまして、いろんな面で、先ほど申し上げた、良い環境の中で町内的には進めている地域でありますし、また、町内の中で一つの集落として、あるいは市街地形成をしながらいる、住環境整備をされた団地も抱えているということで、良い地域ではないかなというふうに思っております。いろんな取り組みがそれぞれの地域でされているのも事実でありますし、今、熊木議員からいろいろ言われましたけども、これは今、どの地域も抱えている課題と。それから、子どもたちに対する支援は、どの地域でも今やっているのも事実でありますので、それらを含めながら、うちの町として、町民の方は、子どもたちの思いは、どの地域も同じように持っていていただいているということで本当に感謝を申し上げたいなというふうに思っております。それで、夕張太地域、いろいろ皆さんからもご指摘もいただいたり、いろいろできないかというご相談もいただいているところでありますが、なかなか先ほど申し上げたように出張所となりますと、それなりの機能を持たせながら常時配備をするという部分で言いますと非常に厳しいんだろーと思えます。それから、短期的に何回かやるといっても同じように措置をしていかなければならない。それはなかなか難しい、今の状況では難しいだろーと。ですから、早くから地域担当職員制度や出前講座を使いながら、皆さんのそういう要望等々に応えていける環境づくりは、ある程度やっていければと。十分とは言えませんが、そういう部分をやっているのも事実でありますので、ご理解いただければなというふうに思っております。

ふれあい館は先ほどの熊木さんも言われたように、町の施設ですから全町的に使われるのは結構でありますけれども、主に夕張太地域の人たちが使っていていただいているというのが現状かなと。ですから、空いているスペースは大いに活用していただければ結構だと。混んで、かち合った時にはそれぞれ融通していただければいいと思えますが、空いている時は大いに利活用していただければなというふうに思っております。

それともう一つ、利用状況の様子でありますけれども、確かにふれあい館は学校がなくなって減少しているというのも事実のようでもあります。しかし、ふれあい館を利用していた人たちが旧夕張太小学校の体育館を利用しているという現状もありますので、これらもあわせてどうなのかということなので、そこまでの分析はしていませんから、そういう軽スポーツは体育館のほうに移っているのも事実のようでもあります。できればそういう、含めてふれあい館の活用の仕方として地域の方々ができるものは大いに活用いただければありがたいなというふうに思っております。

それから、これはもう少子高齢化、どの地域、それからどの市町村、都道府県含めてもこれからの大きな課題であります。また、私どもの町でもそのことの将来を見据えてどうあるべきかということで、早くから交通体系、どうあるべきかということも議論をさせていただいて、今、巡回バスという手法をとらせていただいておりますけれども、これもず

っとそれがいくかということじゃなくて、将来、やっぱり我が町に合った手法をとっていくというのが、これからの課せられた課題だろうというふうに思っております。ジェイ・アールにもいろいろお願いはしておりますけれども、熊木さんも御存じかと思いますが、やはり利用形態のほとんどない便は減便されたのが現実であります。減便になってから乗れなかったという話になるのかと思いますが、ジェイ・アールに確認も、いろいろ私どももお願いして、どうしても経費、ジェイ・アールも採算ベースに合わない部分について、あるいはほとんど乗っておられない便については減便をするという申し出がありましたので、私もやむなくオーケーしたところでありますが、今もこれ以上減便がないように、この地域の発展のため、足の確保のためにということで要請活動はしておりますので、また変化があれば議会の皆さんとも相談をさせていただきますので、その点をご理解いただければと。その中で、先ほど言ったように、巡回バスなのかデマンドバスなのか、それ以外の方法があるのかどうか、これは全町的な農村地域の高齢化に伴って、あるいは市街地も含めて、そういうことが現象として起きてくるだろうと考えておりますので、将来の足の確保については検討はしていくべきだと思っておりますし、当然していかなければならないというふうに思っているところでございます。

それから、パソコンの関係であります。これは常時、職員がついている場合は良いんでしょうけれども、置いておくというのは、いろいろなセキュリティーの問題、情報発信が逆な情報発信になる可能性も非常に高いものであろうと思います。将来、そういうことも含めてどうあるべきか、その辺の部分がきちんとできるかどうか、そんなことも含めながら検討の材料にはなろうかと思っております。昨日の議員からのお話もいろいろありましたけれども、そんなことも含めて今検討しながら将来に向けてどうあるべきかはしていきたいと、そんなふうに思っています。

議 長  
熊木議員  
(再々質問)

1 番 熊木 恵子議員。

今、答弁いただきましたけれども、1点、学童のスペースを、学童で使っていた所はそのまま将来使うこともあるかもしれないということで、普段使えないことになっているのか、そこの1点をちょっと確認したいと思っております。

それから順番に行くと、出張所の機能はなかなか難しいということなんですけれども、常時ではなくても年に何回かでも同じように整備をしなければならぬという、今そういう答弁だったと思うんですけれども、その考え方をもう少しやわらかくというか緩くするというか。役場の職員が、地域担当とかは確かにあるんですけれども、例えば毎月第3木曜日の何時から何時までは職員がいて、いろいろ相談を受けますとかという、そんな形のことから取り組むということでも私はいいんじゃないかなと思うんですけれども、そういうことも簡単にできないのかどうかということと、先ほど再任用制度のことでも伺ったんですけれども、新年度は希望者がいないということでしたけれども、今後のことを考えた時

に、やはり有能な人材がそういう形で生まれてくるというところでは、ぜひ経験豊かな方がいろんな形で、そういうところだけではないですけども、いろんな形でやられたら住民もすごく安心ではなかろうかと思うので、その辺についてはどうお考えか伺います。

あと、インターネットのことを先ほど言われましたけれども、今現在、夕張太ふれあい館には管理人がおりますよね。その管理人の方がパソコンを使えたり、そこではインターネットとか今、使われていないのかどうか。先日の懇談会の中ではコピー機すらないということを町民の方がおっしゃっていたんですよね。確かにコンビニ、セイコーマートがありますから、そこでコピーすることもできます。だけど、何でも無料ですとかではなくて有料でもいいんだけど、やっぱりそこで集まって打ち合わせをしたりとかというときに、コピー機があってそこでコピーをして、すぐというような形の活用ってできないのかなと。あれぐらいの施設だとそういうことがあっていいんじゃないかなと思うんですけども、そこはどのようにお考えか伺います。

あと、もう一つなんですけれども、快足シャキッと倶楽部を利用している方は大変多いと聞いています。いつも20人ぐらいでいっぱいになるという話をしていました。それぐらいやっぱり町の取り組みとして、あいくるでやっている福祉関係のことというのは皆さん関心を持たれて利用している方がすごく多いと思うんですよね。その時に、50代前半の女性の方は、あいくるでやっているようなこと、エアロビクスとかいろんなそういうものを若年層でも参加できるような、そういうことをぜひここでやってほしいんだという要望を出されていました。今後、そういうことができるのかどうか。今、週1回の快足シャキッと倶楽部ですけども、それを増やしていく方向を考えられるのかどうか、そこをちょっともう1点、伺いたいと思います。

あと、バスのこととかは今後、新しい南幌方式とかそういうことでもいろいろ検討して早期に結論を出して、良い形に持っていければいいなと思うんですけども、やっぱりその時に、昨日も巡回バスでバスを利用されている方にアンケートをとられたという話を聞いて、そのアンケートの結果から見ると、ああ、そうか、70代80代の方がバスを利用して町に出てきているんだということを、その実態がわかって、やっぱり今そういう状況にうちの町はあるんだということを興味深く思ったんですよね。それで、これからやる時に、やっぱりいろんな層の、年代だけではなくて、いろんな方々のその意見を参考にしながら、それがアンケートとかで全部網羅できるかということもまた難しいと思うんですけども、やはり取り組む時にもう少し広く深く意向調査をして、どういう形なら本当に利用できるかということをやってほしいなということは要望としても出したいですし、そこは、昨日もちょっと全員協議会の中でお答えいただいたんですけども、どういうめどでというか、そういうものがもしあれば、それもちょうと伺っておきたいと思います。

議 長

町長。

町 長  
(再々答弁)

熊木議員の再々質問にお答えをいたします。それぞれいろいろお話をいただきました。まず、パソコンは当然、今、置いていない部分と、それからコピー機もないという部分、ご指摘いただいております。この件については、今後どうあるべきかというのは検討していきたいなど。先ほど言ったようないろんな問題がまた出てきますし、管理人1人で間に合うかどうかという問題も当然出てきますので、いろんな部分で影響があるかと思っておりますので、検討させていただきたいなど。

それと、利用率がどのくらいあるのかなという部分でありますので。ご意見は伺いましたので、庁舎内で少し状況を見ながら検討させていただきたいなと思っております。それで、ふれあい館の空きスペース、先ほど申し上げたように、これは空いている時は自由にどなたが使っていただいても全然問題ないので、ここを使いたいという申し出があって使っていただくのは全然問題ないかと思っておりますので、その旨、管理していただく所にもお話しをしていきたいなというふうには思っておりますが、そんなことで、空いているものについては十分、地域の方で利活用していただいているかというふうには思っております。

それから、快足シャキッと倶楽部、これはもうこっちのほうでも、お年寄りの皆さんに大変好評だということで、なかなか出てくるのに大変だということで夕張太にも開設して、確か定員30人ぐらいだと思っておりますが、その中で今20人ぐらい来ているということで、まだまだスペースがありますので、その状況を見ながら、また今後のものを考えていきたいなというふうに思っています。

それから、エアロビクス等は、これは社会教育の運動のほうの教育関係でスポーツセンターで開催はされていると思っておりますが、そちらのほうで御利用いただければいいのではないかなと。当然、50代の方であれば動けるんだろうというふうに私は思っておりますので、結構あちこちから来て、今、冬は特にいろんな地域から来ていただいておりますので、一緒になって活動していただければありがたいなというふうに思っております。

問題は、夕張太の出張所等含めて再任用、これ、再任用はまたいろんな制度がありますので、その人がそこへ来てすぐやるという問題にはならないかと思っております。先ほど熊木議員が言われた部分はほとんど職員の担当職員制度で活用できるかと思っておりますので、そういう部分では活用いただければいいのではないかなというふうに思っておりますので、ご理解いただければと、そんなふうに思っております。

あと、デマンドを含めてバスの関係については先ほどご答弁させていただいたとおりでありますので、これからいろんな幅広い意見もいただかなければならないし、将来の人口動向も勘案しながらしていかなければなりませんので、それらを含めて検討させていただきたいと思っております。

議 長  
熊木議員

1 番 熊木 恵子議員。

では、2問目に移らせていただきます。学力テストの学校別公表について教育長に伺います。昨年12月、学力テストの学校別結果公表に関

する全道市町村教育委員会の回答が新聞に掲載され、本町は公表に賛成として回答しています。教育委員会では、どのような議論があり賛成としたのか伺います。また、政府は教育委員会制度改革案を2月に行われた文部科学部会です承したと報道されています。教育委員会制度改革について高山教育長はどのようにお考えか伺います。

議 長  
教 育 長

教育長。

学力テストの学校別公表についての御質問にお答えします。

1点目の御質問ですが、全国学力・学習状況調査、いわゆる学力テストにつきましては、義務教育の機会均等と、その水準の維持向上の観点から、全国的な児童生徒の学力や学習状況を把握・分析し、教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図るとともに、学校における児童生徒への教育指導の充実や学習状況の改善などに役立てるために、全国の小学6年生と中学3年生の全児童生徒を対象に実施しているものであります。本町の小学校、中学校では、調査結果については学校便り等で保護者に対して公表しております。教育委員会としましては、今後、公表をする場合には、学校間の序列化や過度な競争が生じることがないように、また、公表内容や公表のあり方などについて慎重に検討してまいりたいと考えております。

次に、2点目の御質問ですが、教育委員会制度改革につきましては、現在、中央教育審議会において、今後の地方教育行政の在り方についてを文部科学大臣に答申され審議されているところですので、今後、その動向に注視をしてまいります。いずれにいたしましても、現実を踏まえ、未来を創造する改革であることを望んでおります。

議 長  
熊木議員  
(再質問)

1番 熊木 恵子議員。

今、答弁いただきまして、昨年12月、新聞にも公表されましたけれども、学力テスト学校別公表、7割反対ということで新聞に載りました。私もこれが1面に載ったので、そこで賛成のところに南幌町というのを見て、やっぱりすごい驚いたんですよね。わずか3割の中にうちの町がこういう形で入っているということにちょっと驚きを覚えました。先ほど答弁をいただいたんですけれども、調査の結果について学校便りなどで保護者に対して公表しているということとして、その後の答弁の中では、今後、公表内容や公表のあり方については慎重に検討してまいりたい。ということは、新聞の中には公表というふうになったけれども、今後さらに慎重に進めて、公表するかどうかは、また検討ということなのか、そこをちょっと1点伺います。

それから、教育委員会の中で、このことをどの時期に話し合われて、そこ中ではどういう意見が出されたのか。全員賛成ということだったのか。そこの中ではやっぱり慎重に考えるべきとかという意見がなかったのかどうか、そこを伺います。

また、新聞の記事の中では、同時に市町村長に対しても同時期にアンケートをとっているとされていますけれども、そのアンケートの結果では反対が55%、賛成32%、あと、慎重に考えるというところ、とい

うような形で載っているんですけども、三好町長は、その時はそれに対してどのように答えられたのか、それも伺いたいと思います。

私は学校別公表というのはするべきではないと考えているんですけども、そもそも学力テストを毎年実施するという意味があるのかどうかというのは、以前、大きな話題にもなったと思うんです。だけど、今現在は、毎年どこでも実施するという形に移っています。本町の場合、小学校も中学校も1校ずつしかない、そういう中で、まあ、そういう中だから逆に他市町村のように何校もある場合は公表したことによって競争とかいろいろなことが生まれるので、ということもあります。けれども、テストの公表そのものが本当にどうなのかと。学校とか教師、子どもにプレッシャーをかけるということにつながるのではないかと考えるんですけども、やっぱり教育というのはあくまでも子どもを中心に考えるべきでありますし、テストだけが学力の基準ではないと思うんです。ですから、そういうところを教育長としては、どのようにお考えか伺います。

教育委員会制度のことで教育長は、現実を踏まえて未来を創造する改革であることを望んでおりますと答弁されました。やはり、今、盛んに今の政権になってから教育再生改革とかいろいろ出されていて、それを良しとする人方も大勢いるでしょうけれども、やはり今の教育を改革する狙いがどこにあるのかというところで、大きな危惧を抱いている方もまた大勢いらっしゃると思います。今の進めていることがどうしても私は戦争に送り出すというか、教員の方々が再び子どもを戦場に送らないということで、いろいろ戦後の民主主義教育の中でいろんな実践を積み重ねてきたと思います。それに対してまたそれをそうではないという形の反対の勢力も働いて、いろいろと大きな問題にはなったと思うんですけども、そういうことをひっくるめて今の国が進めている狙いというところを。私は、高山教育長が、未来を創造する改革であることを願いたいというところに、すごく願いを託すところなんです。何が何でも道教委だとか国が進めることを本町も一緒にすぐ進めていくということになってほしくないなという思いがあります。教育委員会の中でどのような話し合いだったのか、そのことについて伺います。

議 長  
教育長  
(再答弁)

教育長。

それでは、お答えをさせていただきます。まず、新聞報道との相違と伺いますか、確かに昨年末、教育委員会に対して学力調査の公表のあり方というかそういうものについてのアンケートがありました。ただ、アンケートの中身も公表するかしないか、幾つかの項目に分かれておりました。現実的に今、学力テストの公表のあり方とかそういうものは学校の裁量で、学校で今、全道的なこういう面で劣っている、こういう面がどうだという形の中で保護者の方に学校便りを通じて公表していると。私どもは、そういう中身の公表であればよろしいんじゃないかなと。当然、学校設置者として南幌町の子どもさんが今どういう状況に置かれて、どういう面で欠けている、こういう面に手当を講ずればもっと伸びるだ

ろうというような、公表するにしても結果だけの公表ではなくて、その方策、対策、そういうものを含めた公表であるべきだと、そういう意味合いの中で公表するというふうに位置づけをさせていただきました。ただ、現実的に教育委員会という会議の中で、そういう議論はまだしておりません。今後、これから26年度の学力テストが実施されます。その結果に基づいてどうあるべきかということは、今後、教育委員会の中で公表のあり方、あるいは公表する場合の方法、そういうものを含めて今後十分議論をしてまいりたいというふうに思います。

それと、先ほど、教育委員会制度の関係でございます。私は、現在の教育委員会制度、これは私の考え方でございますが、これの端を発したのは、滋賀県の大津市で起きたいじめ問題ということで、教育委員会が機動的に対応できなかったということに端を発しているというふうに認識しております。ただ、私ども、南幌町の場合は幸い、そういう皆さんのご協力によりまして大きな事件・事故が発生していないというのも現実でございます。ただ、教育委員会、今、私を含めて5人の委員がおります。そんな中で全ての情報については全て共有しているというそういう認識でございます。ですから、現状の制度に私たちは不満を持っているとか、そういうことではありません。ただ、国がいろんな状況を判断した中で制度改革というふうなうたって、今現実に進められているという状況でございますので、先ほど答弁したように、現状よりさらに子どもたち、あるいは地域にとっていい改革になるという、そういうような制度であってほしいなという思いで答弁をさせていただいたところです。さらに、町長にもアンケートということでございますが、そういう思いで町長も同じような考え方でアンケートに答えているというふうに私は認識しております。

議 長  
熊木議員  
(再々質問)

1 番 熊木 恵子議員。

教育委員会で議論をしていないということではわかりました。今後、26年度の学力テストとかそういうところでは、やっぱり慎重なる議論をしていただきたいと思います。学力テストのことを今、学力テストそのものをどうかということ今、そういう形の質問を通告もしていませんので、また別の機会にしたいとは思いますが、やっぱり学力テストで、じゃあ、全てわかるかということ、やっぱりそうではないと思うんですね。私、3. 11、先日の中でテレビとかを見ていると、本当に子どもたちがいろんな形で、子どもだけではなく、報道されてきました。その時にすごく思ったのは、やはり子どもの教育って何だろうな、勉強ももちろん大事だけれども、やっぱり他人に対する痛みとか人を思いやる心を本当に育てることが教育の一番大事なことではないかなと思いました。子ども同士のつながりが結局、東日本大震災で裂かれて、それで亡くなった子とか、ばらばらに転居して連絡もとれないというので、中学生とかの子どもが何を一番、何に戻してほしいかというようなことを何か聞かれた時に、あのままの学校の放課後、一緒に遊んだ何かそこに戻りたいということを実際に子どもの言葉で語っていた

んですよね。やっぱりそれに勝るもの、お金がなくても何がなくてもやっぱり子ども同士とか人と人の心のつながり、そここそ本当に大事なということ方をすごく思いました。ですから、やっぱりせめて義務教育である小学校・中学校は、子どもたちにとっては楽しく過ごせる場であって、人を思いやるそういう心を育てる場であってほしいなと思います。教育再生のことでは、今、教育長と話しができて、今後やっぱり慎重に見ていきたいなと私も思うんですけれども、現在の教育委員会制度、確かに大津のいじめ事件のことが大きな発生で、そこから教育委員会制度そのものを見直すという形になっているんですけれども、自分の町の教育委員会とかを考えた時に、果たして今のままの形を大きく変える必要がどこにあるのかというのは思うんですよね。何も変える必要がないと。それで、教育委員会の制度というのは、やっぱり戦後の教育の民主化ということを目指してつくられたと聞いています。そういう中で、いろいろ改革とかもありながらも今の形で進められてきているんだけど、国の進めることに対して、やっぱり私たち議員もそうなんですけれども慎重に行方を見ながら、だめなことにはやっぱりしっかり意見を言っていけるような教育委員会であってほしいなと。難しいかもしれないけども、思うんですけれども、その辺について1点だけ教育長にその辺をどうお考えか伺います。

議 長  
教 育 長  
(再々答弁)

教育長。

先ほどちょっと答弁漏れておりましたが、先ほど言った学力だけが、というお話がありました。私も当然そう思います。学力のみならず体力、そういうものも今、北海道の子どもたちは全国平均から劣っているというような報道がされております。そんな面で文武といいますか、そういう両道で元気に育っていく、そういう子どもさんを育てていく必要があるというふうに思います。さらに、今日、対策を講じたからすぐ結果が出るというようなものでは、私は学力も体力もそういうものではないというふうに認識しております。継続的な取り組み、そういうものができるような体制をつくっていきたくと思います。

あと、教育委員会の制度改革、これにつきましては、私がとやかく申し上げるものではないというふうに思っております。以上です。

議 長  
熊木議員

1 番 熊木 恵子議員。

では、3問目に移らせていただきます。

南幌町生涯学習センターについて、町長の執行方針分のところで質問いたします。町長執行方針では4つの目標を掲げ、次世代につながる夢のある故郷づくりの実現に向け全力で取り組むとされています。社会教育の推進について伺います。旧南幌小学校跡に、公民館及び図書館施設などの機能を有する生涯学習の総合施設として南幌町生涯学習センターの整備を進めるとしています。この間、議会にも概要が示され議論を進めて来ましたが、平成23年度に学校跡利用として計画され、設計費の議決などを経て、今年1月詳細が明らかになりました。当初示された事業費よりかなり高額の内容が説明されました。これまでの説明の不十

分さ、町民への説明や意見聴取などを十分行わないまま計画を実行するのは、いささか乱暴ではないでしょうか。一つ一つの内容を精査すると、公民館機能を移し、各サークルや図書の実充、郷土資料の保存、避難場所の設置など町民の生活には欠かせないものであることも理解するものですが、旧校舎の再利用として総額約6億円もの費用をかけることが本当に今必要なことか疑問に思います。

また、平成26年度に町民プールの基本設計費用が予算計上されています。町民のニーズ調査を行い、十分な説明と多様な意見を出していただくような懇談会の開催を考えているか伺います。

議 長  
町 長

町長。

南幌町生涯学習センターについての御質問にお答えいたします。

これまでの経緯も含めてお話しをさせていただきたいと思います。議員もご承知のとおり、生涯学習センターについては、町立小学校跡利用検討方針の策定に向けて庁舎内プロジェクトを平成23年6月に立ち上げ、策定作業を進めるべく、小学校跡利用町民アンケートを行い、同年11月に議会全員協議会にて素案の説明と協議をいただいております。その後、小学校跡利用地域座談会の開催や議会、教育委員会からの意見を踏まえ、平成24年3月に議会全員協議会にて、町立小学校跡利用検討方針（案）を提示し、旧南幌小学校については、生涯学習センターとして跡利用することで協議をいただき、検討方針の策定を完了しております。その後、検討方針に基づき町立小学校跡利用実施計画の策定に向けて実施計画策定会議を立ち上げ、同年6月に議会全員協議会にて町立小学校跡利用実施計画の策定方針について協議され、9月に町立小学校跡利用実施計画（中間素案）に係る協議、10月に実施計画（中間素案）等に係る報告、平成25年3月に実施計画（素案）に係る協議、同年5月に実施計画（案）に係る協議を経まして実施計画の策定に至っております。その間、教育委員会や社会教育審議会への報告・協議、実施計画について町広報を通じて町民に周知を行っております。その後については、町立小学校跡利用実施計画に基づき、実施設計費について議会に提案し、議決をいただいて現在に至っており、その間、実施設計の変更や備品、図書館システムを含めた予算概要などについて、その都度、議員全員協議会にて報告・協議を行い、ご理解をいただいた中で進めてきております。

旧校舎を再利用する中で、多くの予算が費やされるとのご指摘ですが、現在の公民館の老朽化や耐震の問題、図書館機能の実充、避難施設の確保など総合的に判断した上での小学校跡利用計画ですので、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

2点目の御質問ですが、町民プールは、昨年の第4回議会定例会でも答弁しておりますが、私の公約の一つに、町民の健康づくりの促進として町民健康プールの新設をうたわせていただいております。現在の町営プールは、老朽化が著しく、利用者の安全性等を考慮し、新たなプールの建設が必要であると判断し、子どもたちが水泳授業等で利用する一般

的なプールを基本に、高齢者等の運動教室にプールを活用した事業を組み入れるなど、健康づくりの付加価値も取り入れたプールの建設を考えております。建設に当たっては、改めてのニーズ調査や懇談会の開催は考えておりませんが、議会との十分な協議を踏まえるとともに、関係機関や団体での会議等の機会を通じてご意見をいただくよう努めてまいりますのでご理解願います。

議長  
熊木議員  
(再質問)

1番 熊木 恵子議員。

今、答弁いただきまして、経過説明は先ほど詳しく答弁いただきました。説明とかそういうのが最初、私は不十分だったと言いましたけれども、議会の中では確かに全員協議会とかいろんな中で、その都度その都度報告はされています。しかし、議会にだけその報告があればそれでいいという問題ではないと思います。この時、その経過説明の時に、その都度示された金額の変更というか、そこをちょっと詳しく説明していただきたいと思います。

それから、私は何度もこの間の説明の中で、町民への説明や意見の聴取をする必要があるのではないかということを発表してきました。確かに広報なんぼろに掲載された経過はありますけれども、この金額を伴った形での周知というのはされていないんじゃないでしょうか。また、サークル代表の方の意見は聞いたと協議会の中でも話されていますけれども、そして、その中で、早く学習センターを作ってほしいという要望だったと説明されました。現在のサークル数を先日、報告されましたけれども、改善センター、公民館、両方で総数としては幾つなのか。それから、そこで利用されている方の人数は総数で何人なのか。また、それは町民の何%に当たるのか、そこをお示しいただきたいと思います。

サークル活動に現存の施設などを利用して、それでも不足が生じるのかということも質問してきました。あいくるとか改善センター、ビューローなど、今ある施設というのでは必ずしも全部がかち合って、全く使うところがないという状況にはないと思いますが、その辺はいかがお考えか伺います。

私は、町が自立緊急実行プランのもとにずっと5年間、厳しい財政運営をしてきたと、その中で町民も協力しながら厳しい状況を乗り切ってきたと思っています。それで2年前にめどがある程度ついたところから少しずつ町長の方針の中で、固定資産税を上げていたのを下げるとか軽自動車税を下げるとかという形の施策をとってきていて、それはやっぱり町民には喜ばれています。けれども、この間、人口も減ってきました。こういう施策の中で少し恩恵をこうむる時に、いなくなった町民に対しては申しわけないなという気は私はします。そういう中で、少し財政が豊かとか良くなったとしても、築40年の古い校舎にこれだけのお金をかけていいのかということが、私はやっぱり慎重に考えるべきではないかと思うんです。維持費も発生するというところで、年間の維持費、約2,000万円ということをお前回12月の同僚議員の質問に答えていますけれども、それ以上ということか、それは小学校として使

っていた時の概算から追っているものだと思うんですけども、古い校舎を改修していった時に、これ以上の思わぬ出費というか何かそういうことが発生しないのかどうか。やってみないとわからないということなのか、もうこれ以上は絶対大丈夫だということなのか、その辺のお考えと、その維持費が2,000万円以上になるかどうかという想定というか、そういうものもされているのかどうか、そこも伺います。

あと、町民健康プールですが、私は昨年12月に町長の公約ということで質問いたしました。それで、第5期計画の後期計画の中で実施したいということで、それは町民も望んでいることだと思いますので、それはいいと思いましたが、今年に入ってから説明で約6億円かかるというような概算は示されました。その後、もっと詳しいというか何パターンかを出していただいて、そういう中では6億円ではなくて、もう少し下げてということとか、あと、通年型にしたらどれぐらいの維持費、春から秋までだったらどれぐらいの維持費ということもお示しいただきました。今、大きな事業がその2つ、そのほかに改善センターの改修とかいろいろ入ってくるんですけども、建物にかけるというのでプールとそれから生涯学習センターというふうになると、やはり大きな金額が2つ同時に動いていくということでは、やはりそこまでして大丈夫なのかという思いがあります。それから、予算の示され方とかも、私は12月に一度説明を受けて、1月20日にまた説明を受けて、その時にもろもろ入った概算ということで6億3,000万円というのが出されましたけれども、やっぱりそういうような示され方が、もうその3月の予算を目の前にしてというのでは、あまりにも早急過ぎると思うんです。だから、それだけのお金がかかるということがもっと事前にわかっていたら、あとこれぐらいの金額はかかるんだということをもう少し早い時期に知らせていただかないと返答の仕様がでないんじゃないかと思えます。議員の中でも全員協議会や特別委員会の中でこの問題を議論した時に、同じように不安を持っている意見がたくさん出されました。そういうようなことを聞かれて町長としてはどのようにお考えだったのか。私は、設計費とかも議会で承認していますし、今回の予算にもいろいろ載っているんですけども、もう少し丁寧に町民に説明をして、それから考えるということにするべきではないかと思うんですけども、その辺の方向を変える考えがないかどうか伺います。

また、プールに至っては、先ほど改めてニーズ調査や懇談会の開催は考えていないということでしたけれども、同じような過ちを犯すんじゃないかと私は思います。生涯学習センターについて今までくどくど言いましたけれども、やはり町民に説明をして、こういうものをつくりたいので皆さんどうですかと意見を聞いた時に、反対意見だけではなくて、賛成する意見、望んでいる意見とかもたくさん出されると思います。そういうものを示したほうが、そういう中で意見を聴取したほうが、晴れて本当にオープンという時には、1回は足を運んでみようとかという気持ちに町民はなると思うんですよね。ですから、そういうことを考える

と、このプールについてもきちんと町民健康プールというからには、やっぱり健康増進、これからの高齢化に向けていろんな形で使っていただくためには、要望もぜひ聞き取る必要があると思いますので、重ねてそのところを質問いたします。

議 長  
町 長  
(再答弁)

町長。

熊木委員の再質問にお答えをいたします。予算の絡みからいろいろお話しをさせていただいたところではありますが、一番最初の概算予算、まだ積算、設計していない中で議会の皆さんからおよそどのぐらいかかるんだというお話をいただいて、当時、建物ですよ、建物のそれを直すだけでどのぐらいかかるかというのが、うちのスタッフのわかる範囲、調査も何もしていない範囲で3億円前後というお話をさせていただきました。2億何ぼから3億ぐらいまでかかりますよという、それは実施設計も何もしていない状況の中で、皆さんからやっぱり心配だということから恐らくそういう。それで、注釈の中であくまでも実施設計も何もしていない、今、我々が見える感じの中でこのぐらいは最低かかるんじゃないかというお話をさせていただいたところでもあります。そして、実施設計に皆さんに認めていただいて、実施設計をさせていただいて、3億3,000万円ぐらいになったかと思います。そして、追加の実施設計予算、これは火災問題だとかいろいろ防災のがかかりましたから、6千何百万円が上乗せになったと思うんですが、そういう部分。それから、今度は内装は別ですから、内装等々が8,100万円ぐらいあったかと思いますが、それら、あるいは周辺整備含めて皆さんにお話しをした経緯はございますけれども、問題は、この施設がどうあるべきかということだと思うんですよ。今、先ほどの答弁の中でお示しをさせていただきましたけれども、今の改善センター含めて、あそこを利用いただいております諸団体、非常に不便を感じている。なおかつ公民館は耐震問題、非常に難しい問題を持っています。それから整備もしていかなきゃならない。使う場合には整備をしていかなければならない。そして、住民の皆さんも含めて、図書室の充実、これをどうクリアしていくのか。いろんな団体の皆さんが利活用しやすい手法を持っていくかという時に、旧南小の跡を使ってどうだろうと。検討をさせていただいて今回、生涯学習センターということにさせていただきました。以前にも議員の皆さんにもお知らせしましたが、図書館、それから公民館機能、今の生涯学習センター実施設計に当たって、新しく建てるとしたら2倍も3倍もかかるわけです。そこまでは私は、まだうちの町の財政の中では非常に厳しいだろうと。以前にもお話ししたとおり、これを再利用して、20年ぐらいは最低使えるだろうと。その中で新しいまちづくり、あるいは人口動向、いろんな世の中の様子が変わってきた時点で、町の財政も含めてですが、そういう時には住民の皆さんの要請がある部分については新たにどうあるべきか検討していただければいい。今、皆さんの要望を叶えるには旧小学校跡利用をしていくほうが金額的にも、あるいは住民の皆さんの活用をしていただく上で一番いい施設ではないかなという考

え方であります。古い施設で、確かに全部が満タンで足りないという施設ではありませんけれども、中にはいろんな部分がございます。そういうのをいろいろ検討したと。検討しながら、ここに持ってきていくのが一番いいのではないかなと。維持費も旧南小で使っていた維持費の費用のお話はさせていただきました。ただ、そこには図書館だとか公民館機能でやっているわけではありませんから。ベースはそこになりますけれども、そこのおりになるかどうかはちょっと見当りませんし、そうかと言って、今、公民館で維持管理費がかかっています。それがそっくりそこへ移ったからそのようになるかと。それはまだちょっと想定が難しい問題もありますけれども、ランニングコストについてはできるだけ経費を削減していきたいということで追加の実施設設計をさせていただいた、これはご理解をいただいたと思うんですが、そんないろんなことを感じながら私どもはやっているところであります。当然、その以前に一番最初にアンケートやら懇談会やら住民の声で、この施設が必要かどうかという部分が町民の皆さんにはお示しをさせて、あるいは町広報等、あるいはパブリックコメント的ないろんな声も届いていたのはありますけれども、総じて早くつくってくださいというのは私には届いていた部分であります。ですから、費用については高いか安いかというのは、これは議会の皆さんと私どもが決めていくべきで、利用しない人は高いし、利用している人は安いし、その与えられた職場の人、あるいはそういう機関を通じて町民のために何がいいか、何が必要なのか、そして、費用がどうあるべきか。ですから、議会に提案をさせていただいて、どうあるべきですかということで検討を重ねた結果でありますから、できるだけつくるに当たっては何でもお金をかけていいということではなくて、できるだけ最少の費用で最大の効果が上がるように、これはもう常にそういう気持ちで取り組ませていただいておりますので、これからも同じ考えであります。そういう思いで今取り組んでおりますので。中の利用状況については非常に判定しづらい部分もありますけれども、皆さんが今度はそういう思いで、耐震の心配もない、それから、全国で起きている火災の心配もできるだけないような施設に衣替えして、多くの皆さんに使っていただきたいなど。それが私のお願いであります。そのために、町もお金を費やすと。ある程度、見通しが立ったからこういう皆さんに提案をさせていただいているのも事実でありますので、何とかそういう意味で早く完成をして、いろんな団体、町民の方に使っていただく施設に衣替えをしていきたいと考えております。

それから、プールについては、いろいろご意見が今あったように、同じ轍を踏むなというご意見でありましたけれども、私は、プールは今あるやつを、もう老朽化して使えないぐらいになっております。ですから、移転改築になるのか、そこで改築になるのか、これは別としてプールをなくすわけではない。新たにつくるわけで。今あるプールをよりよい機能にするために新しいプールをつくっていきたい。ですから、住民の意向があってプールを、今もあるわけでありまして、今の機能を損なわ

ないように。そして、より利用者が使いやすいようにしてあげたいなど、そんな思いで、厳しい財政ではありますけれども、それもクリアできる段階になったので提案をしていこうということで、今これから基本設計やら実施設計に向かっているというふうな、そんなふうに思っております。

サークルの数の関係については担当課長のほうから説明させていただきます。

議長  
生涯学習課長  
(再答弁)

生涯学習課長。

現状の関係サークルの数でございますけれども、公民館の使用団体としましては、切り絵サークル、詩吟などのサークル、それらを合わせまして14でございます。また、改善センターにつきましては、フラダンス同好会、パッチワークサークル、これらを合わせまして20でございます。また、公民館、改善センターを共有するという団体としまして、さわやかカレッジ、町歌をうたう合唱の会など合わせて12、これら3つを合わせますと46という数となっております。

それともう1点、私のほうから生涯学習センターのランニングコストの件でございますけれども、2,000万円ということで前回御説明をさせていただきました。その根拠でございますけれども、旧南幌小学校の統合前の平成23年度の所要経費をベースとしているものがございます。燃料費、光熱水費、保守点検料などにつきましては、おおむね900万円を見込んでおりますけれども、このものにつきましては平成23年度の利用実績を踏まえたものでございます。そのほか図書館の管理清掃と図書館の管理、学校開放業務、その他の管理経費としまして1,100万円を見込んでございますけれども、それらにつきましては新たな管理形態を見込んでの試算でございます。2,000万円で絶対大丈夫かということでございますけれども、あくまでも現状で想定でき得る試算を行ったものでございます。以上でございます。

議長  
熊木議員  
(再々質問)

1番 熊木 恵子議員。

再々質問にいたします。ちょっと漏れているところもありましたので、サークルの数は46ということだったんですけれども、そこに参加している人数、それから、もしわかればそれが町民の何%ぐらいに当たるのか。そこをちょっと伺いたいと思います。というのは、先ほど町長は、利用している人にとっては安いけれども、利用しない人にとっては高いという答弁をされました。やっぱり私は利用していない人にとっても大事な税金が使われるわけですから、やはりそういうことを考えると、ですから何度も十分なる説明会とか意見聴取ということが必要だということを今までも繰り返し言ってきました。少子高齢化でこれからの町の姿がどういう人口の推計とか、あと、どういう年代層が占めていくのかとか、いろいろこれから考えながらまちづくりをしていかないとだめなんですけれども、そういうことを考えた時に、私は何が何でも全てに反対ということを行っているわけではなくて、町長が執行方針の中で夢のあるふるさとづくりをするという中には、やはり多くの町民がそこに参加してこられるような、そういうものをやるべきだと思っているんです。で

すから、議会に報告して、議会と相談していろいろ、と言うんだけど、それだけで行くと、今までの中でも町民からは、先ほどの夕張太のこともそうですけれども、ほとんど何かもう決まったことばかり報告されるというか、そういうふうには不満に思っている町民って多いと思うんです。広報で知らしめたということでも、やはりこれだけの金額とかというところは、例えば広報に、これから例えば予算が通ったら、総額何億で生涯学習センターとかというふうに掲載するんでしょうけども、やっぱりそれをいきなり見せつけられた町民は本当にどういうふうに思うんでしょうか。そういうことを考えるから慎重にやっぱりすべきだし、あらゆるいろんな意見をもらいながら。まあ、それをまとめたりいろいろ整理していくというのは本当に大変な苦勞だと思うんですけども、やっぱりそれが自分の言った意見が一つでも、本当に1%でも何か入れば、自分の町にこんないいものができたということでも共有できると思うんですよね。そういう意味からもプールについてのニーズ調査というところでは、同じ轍を踏むなということをやっと厳しいことを言いまして申しわけないんですけども、やっぱりそこに根本がありますから、やはりそういうところを慎重にやっていただきたいと思うんですけども、そこではもう答弁は出ないのかもしれないですけども、伺います。

あと、今、教育のほうで言われましたけれども、平成23年度のめどで約2,000万円ということで、燃料とかそういうものの高騰とか、これから消費税がアップとかというふうになると、いろいろ想定できる部分とできない部分がありますけれども、2,000万円というのは、はるかに超えるんじゃないかなという気がするんですけども、そういうことも考えて、最低20年ですか、今、40年経っている校舎をもたせて20年使うということですが、厳しいものがあるなど、私は自分ではとても心配しています。

それから、もう1点、ちょっと違うところなんですけれども、説明の中でも質問いたしました、郷土資料館があいくるから小学校、学習センターの2階に移るというところで、そこも展示方法とかいろんな形で2,000万円ほどの費用がかかるというような計画がされています。展示方法のことで先日の説明の中でお聞きしたんですけども、そういう業者の方に見やすいように展示していただくというような説明でした。私は、いろいろ大事なものを扱うのに、粗末に扱ってはいけなとかいろいろあるんでしょうけれども、そういうことこそ町民に参加いただくというか、そういうようなことで費用をなるべくかけないで展示するという方法が考えられるのではないかなと思うんですけども、そこについては計画の変更の余地はないのかどうか、それを伺います。

議 長  
生涯学習課長  
(再々答弁)

生涯学習課長。

最初にサークルの人数でございますけども、現状では総体人数については把握してございません。

郷土資料室の件でございますけども、その展示の方法などございま

すけども、展示ということになれば単純な陳列というわけにもいかないものですから、そのレイアウト等を含めて業者のほうに委託する予定ではございますけども、その中で郷土史研究会等のご意見もいただきながら、それらを踏まえて郷土資料室の整備には努めてまいりたいというふうに考えてございます。

議 長  
町 長  
(再々答弁)

町長。

熊木議員の再々質問にお答えをいたします。まず、プールについては、先ほど答弁させていただいたとおりでありまして、熊木さんも私もプールをやめるとなれば、これは町民に聞かなきゃなりませんけども、今あるプールを良くしようと言っているわけですので、それにはそういう形を今やっていこうということでもありますから、改めてどうすべきだということには、町民の意見は。今あって利用させていただいて活用させていただいているわけでもありますから、それをより良く、古くなりましたから安全性も含めてつくっていこうということでもありますので、私はそういうふうに感じているところです。できるだけ、その安全性が早く解消されるようにという思いで今年度から実施設計まで行きたいなというふうに思っているところであります。

それから、生涯学習センター、利用方法はいろいろあります。先ほど申し上げたように維持管理費もできるだけ少なくできるようには努力もしたいし、先ほど課長が答弁したように郷土資料室は、そういうので町民の方のご意見も入れて、できるものなら少しでも安くしたいという、これはみんなの思いでありますから、それは念頭に置きながら施設整備していくということでもあります。何回も生涯学習センター、皆さんとお話しをさせていただいております。私どもは、なくていい施設ではないと。それは、熊木さんも思っていると思うんです。図書館も要らない、公民館も要らないと。そういう町でいいのかどうかと。そうじゃないと思う。ですから、より利用者にとって良くしていただくこと。私どももできるだけ頑張って、今ある現状の中で町民の方に利用いただく良い施設にしたい。それも小学校の跡利用で。しばらく我慢して、皆さんに我慢しているんなことの協力を願ったんですが、もう少しそういう面では大きな投資をして大きな箱物を建てる、まだ時期ではない、私はそんなふうに思っておりますから、その現状の中で、一番最善の方法がこの方法だろうと思っております。金額的に言えば若干高いかもしれませんが、うちの今の規模から行くと、この投資の中で皆さんの充足をある程度カバーしていく施設になるだろうと、私はそんなふうに思っていますから、提案をさせていただいているところであります。

議 長

以上で熊木恵子議員の一般質問を終わります。

ここで11時20分まで休憩をいたします。

(午前11時05分)

(午前11時20分)

議 長

休憩を閉じ、会議を再開いたします。

次に、3番 菅原 文子議員。

菅原議員

国際社会で活躍できる人材を育成するためには、と題しまして教育長にお伺いいたします。

本町では外国語指導助手を派遣し、小学生から外国語教育に力を入れており、英会話でゲームをしたり、歌ったり、子どもたちは楽しみながら英語を覚えています。また、中学生になると、会話のほかに文法も入り、発音も外国語指導助手により強化されます。新年度から、中学生国際留学プログラム事業として外国の現地学校での短期留学を実施するなど、国際社会で活躍できる人材を育成することに力を入れていることがうかがえます。そこで教育長に伺います。1点目、公立の中学校で外国に短期留学を実施することは、国内でもまれにみる画期的な事業だとは思いますが、留学できる条件と人数は。2点目、留学するには、ある程度の会話力とその国でのマナーなどを事前に習得する必要があると思いますが、どのような方法で指導するのか。3点目、生きた英会話力を身につけるためには、1人の外国語指導助手では十分な指導をすることに限度があります。現在の外国語指導助手とは別に町独自の施策を加える考えはないのかお伺いいたします。

議 長  
教 育 長

教育長。

菅原議員の国際社会で活躍できる人材を育成するためには、の御質問にお答えします。

1点目の御質問ですが、新たな事業であります、中学生国際留学プログラム事業につきましては、現地学校における語学研修に参加する短期留学ということでは、他の自治体でも同様に行っている例はありますが、派遣期間が2週間と他と比べて長いことが特徴的であります。そのため、一定程度の英語力が必要であることから、参加条件として、中学校学習指導要領の達成目標である英語検定3級以上、もしくは、それと同等であるTOEICスコア400点以上を取得していることとしております。派遣する人数につきましては、現中学生の英語検定取得状況等を勘案し、5名分の予算を計上しておりますが、条件を満たし希望する生徒は、全員、中学校在学中に派遣できる方向で考えております。

次に、2点目の御質問ですが、参加生徒に対する事前指導として、参加に当たっての心得や研修内容、パスポート取得などに係る説明会、ホームステイ先での過ごし方や派遣国の習慣・マナーを学ぶオリエンテーション、外国語指導助手による現地に対応する英語レッスンなど、特に安全性への配慮と現地での不安を解消すべく、旅行会社及び中学校と連携しながら行う予定です。

次に、3点目の御質問ですが、現在の外国語指導助手の派遣につきましては、本町は、小学校・中学校ともそれぞれ1校ということで、小学校においては、学習指導要領で定められている5年生・6年生の外国語活動のほかに、1年生から4年生に対しても外国語体験の時間を設けています。中学校では、ティームティーチングや習熟度別の英会話指導などにも取り組んでおります。

なお、昨年、文部科学省が公表した英語教育改革実施計画では、小学5年生から英語を正式科目にすることなど、平成30年度から段階的に導入し、平成32年度には全面実施を目指しております。今後は、国の動向を見極めながら、外国語指導助手の増員や生涯学習サポーター等の活用など、英語教育の充実に努めてまいります。

議 長  
菅原議員  
(再質問)

1 番 菅原 文子議員。

今、御答弁いただきましたことに対しまして再質問させていただきます。まず、昨日、南幌中学校の卒業式がありまして、とても感動的だったと私は思っております。まず、入場する前に体育館の前で一礼をしてから体育館に入っていた生徒がたくさんおりました。それから、南幌中学校の校歌とかいろいろな歌とかも大きな声で歌っていて、礼儀正しく、また、大変すばらしい感動する卒業式であったかと私はそのように感動しておりました。毎年のことながら本町の中学生、小学校ももちろんですけれども、中学生のその礼儀正しさと、それから、元気の良さに私は毎年すばらしいなという思いでおります。

まず1点目の質問ですけれども、本年度からということで、今、中学校1年生が今度4月に入学されてきます。その子どもさんたちに関しましては、英検3級を取得されている子どもさんに対しては、いるかもしれませんが、まだこれからですから。ですけれども、大変厳しい状況ではないかなと私はそのように思っております。英検3級と言いますのは中学校卒業程度と同じですから、それを小学校のうちに取るということは大変難しく、独学でされるのは、もちろんそういう子どもさんもいらっしゃいますけれども、やはり塾とかそういう所に行かないと無理かなと、そのように思っています。中学2年生に関しましては、中学1年生で取得したお子さん、それから、中学3年生ですと中学1年と2年の間で取られたお子さん、そういうことに関しますと、今年は別にしまして、来年度からもそういう1年生・2年生で取るというのは大変厳しいのかなという感想で私はおります。その中で条件として3級を取っている生徒、やる気のある生徒、それからしっかり頑張っている生徒を連れていかれるというのは本当にすばらしいことではありますけれども、そここのところ、どうなのかなという思いで私はおります。そここのところ、教育長のお考えを1点。まず1点目で全員中学校在学中に派遣できる方向で、ということでお答えいただきましたけれども、次年度からもさらにそのような考えでいらっしゃるのか、それをお聞きしたいと思います。

それから2番目ですけれども、英検3級、TOEICスコア400点と言いましても、会話力がそれほど身につけているという考えで行かれるのは、ちょっと厳しいのかなと私自身、そのように思っています。確かに3級を受ける時点でヒアリングも入ってきますし、それから面接もありますので、それなりの会話力・語学力がないと3級を取得することは大変難しいですから、そういう意味におきましては、ある程度の会話力が身につけているという判断をされているのかなと私は思ってもいま

すけれども、日常的にホームステイに行かれるようなこととかも、この御答弁いただきました中でも、過ごし方とか習慣、マナーを学ぶオリエンテーションなどを行うということですが、例えば食事中でもお茶碗を持ってはいけないとか、スープは音を立ててはいけない、それから、スープの入っているボウル、それを持ってはいけない、口をつけてはいけないという本当に簡単なことからいろんなことが想定されるわけですが、やはり子どもさんたちが行って、御答弁いただきましたように安全だと、そういう配慮、それから向こうのホームステイ先での最低限のことはしっかり教えていただければ子どもさんたちもいいのかなという思いであります。

それから、ホームステイ先につきましても、今まで中学校では余り聞いたことはないんですけれども、高校、それから大学などに行かされているホームステイ先の方とトラブルになるケースが大変多いです。そういう面で、ホームステイの家族はどのような形で決められているのか、それを2点目お伺いいたします。

それから3点目、町独自の英語教育ということなんですけれども、私も小学校の、今のデイビット先生ではなくアーロン先生の時なんですけど、小学校に見に行ったこともあります。歌いながら、ゲームをしながら大変楽しく子どもさんたちも英語を習得されていたので楽しそうにやっているなという思いで私も見てはおりました。ですけれども、本町にある私立の幼稚園では、15年ぐらい前から英会話に力を入れていて、専任の先生による英会話の勉強をしています。歌ったり遊びながら英語指導をされていると。今も続けていらっしゃいますので、本町のたくさん子どもさんたちは小さい時から英語に親しんでいると私は思っています。その中で、生きた英語力を習得させて豊かな国際感覚を身につけさせるためには、ALTの先生、今1人の先生では大変少ないのかなという私の実感であります。それから、加えて短期留学させることだけが本町の英語力アップにつながるという私の考えではなく、行かされている生徒さん以外の生徒さん、それから、本町全住民という形の中で英語力アップ、英会話力アップのほうが私は本町のためにはいいのではないかなという思いであります。

それから、英語力の向上のために英語検定取得を奨励しているということでもありますけれども、確かに高校、大学に進学するには大変有効なことですから、私は何も否定することではありません。ですけれども、将来、国際社会で活躍できるということを目的とするならば、やはり私は会話力だと思うんですよね。私が以前、20年前になりますけれども、アメリカに住んでいました時に、英会話教室に通っていました時、一番最初にクラス分けをする時にペーパーテストがありまして、1番2番3番と、4番ぐらいまでクラスがありました。その中で日本人はペーパーテストに大変強いんですから、全員がほとんど上のクラスに行きます。1番2番に行きます。ですけれども、それから後は会話力、自分の気持ちを伝えるですとか、いろんなことになっていくとだんだんクラスが下が

っていき、3番4番になる生徒さんも大変多かったです。ですけれども、違う国の方たちは、ペーパーテストだとそんなには上ではなかったんですけれども、物おじしないと言いますか、そういう自分の気持ちを伝えるということ、外国語を使って相手に伝える、それから、相手の気持ちを酌み取ろうとする気持ち、態度がものすごく上ですから、下だった生徒さんがだんだん上に上がってきます。そのような経験を私はしたことがあります。ですから、20年前ですから、20年経っての今、日本全国がやはりそのことに気づき始めたとは思っています。それで小学生からの英会話、英語力ということで日本も動き出しているのかなど私はそのように思っています。ですから、英検は試験に、私も英検を受けます時に勉強もいたしましたけれども、その中ですごくややこしい問題があったりして、ネイティブの方たちに、これはどうしてなんだということを知りました時に、これは英語で試験を落とすためのややこしい問題だと。だから、アメリカのネイティブ、それから、各英語圏の国の人たちはこういう言い回しはしないよと、そういう問題がかなりありました。それは、ちょっと上級、3級ではなく、もうちょっと上だったんですけれども、そういう問題もありますから英会話力、英語力を高めるためには、やはりそのような英検取得、それからTOEFL、TOEIC取得だけに限らず英会話力をつけるということが私は加えてそれも必要なことじゃないかと思えます。ですから、小学校1年生から中学校3年生まで受けもつのであれば、例えば英文科のある大学と提携をして、その生徒さんたちと交流を持つとか、それから、インターナショナルスクール、札幌にもありますけれど、その生徒さんたちと学校祭で交流するとか何かの機会を設けながらするのも一つの案ではないかなと。これは私のほんの一例ですけれども、そのような町独自の英語力、英会話力を身につけさせるための独自の施策を考える余地があるのかどうか、その3点をお伺いいたします。

議 長  
教 育 長  
(再答弁)

教育長。

菅原議員の再質問にお答えをいたします。まず、昨日の中学校の卒業式のお話をされました。私も大変感動いたしました。さらに今年、既に南幌高校、南幌養護学校高等部の卒業式も終わっております。全て私の気持ちの中では、すばらしい卒業式だったなということで関係者の皆さんに大変感謝をしているところでございます。それで、御質問の関係ですが、英検3級あるいはTOEIC400点という部分、選考基準としては少しレベルが高いんじゃないかという、そのようなお話だったと思います。私は基本的にやっぱり頑張っている子どもさんについては、夢を持って将来進む道を歩んでほしいと、そんな思いで3級、400点という基準を設けさせていただきました。目標を下げることによって効果が生まれるより、多少厳しい難しい目標かもわかりませんが、目標を上げることによって子どもさんが頑張ってくれるんじゃないかなと、そんな思いであります。ただ、子どもさんの頑張りだけでなく解決できないという問題があります。そんな中で頑張っている子どもさんがその資

格を取得して、全てが希望されて、経済状況等によって行けないということのないような、そんな手当を考えて実施をしたいというふうに思っております。さらに中学校に行くと、こういうことで頑張れば外国語留学できるよということが低学年、小学生にも波及して、小学校のうちからいろんな面で頑張って取り組んでいただける、そういう効果も期待しているところでございます。

それと、外国語指導助手、現在のデイビットさん、前任はアーロンさん、卒業式にもわざわざカナダのほうから来ていただきました。お二方については非常に性格的にも明るくてまじめな取り組みをしていただいて、児童生徒にもかなり接していただいて、大変感謝しているところでございます。ただ、現状といたしまして、南幌は小学校1校、中学校1校という形の中で、現在、学校経営の中で取り組んでいるALTの活動の中では十分、今、精力的に対応していただいているということでございます。ですから、現時点ではALTを増員するという考え方を持っておりませんが、先ほど答弁したように、文科省の英語教育の取り組み方によってはいろんな変化が出てくると思います。そんな中でALTだけでなく生涯学習サポーター、町内にもいろんな英語、英会話、そういうものにたけた方がいらっしやると思います。1人でも多くそういう方が登録していただいて、授業の手助けをしていただけるような、そんな面でも発掘をさせていただきたいなというふうに考えております。

それともう1点は、町独自の取り組みということでございますが、新たな取り組みとして中学生の留学という制度を、まさにこれから始めようとしている時でございます。そんな中で、これは継続して来年もやっていくつもりでございます。1年間限りで終わっては何の意味もないと思います。子どもさんの夢を打ち砕くような、そんなようなことになると思いますので、継続的に続けていける、そんなような思いでございます。ですから、最初からあれもこれもということではなくて、まず目標に掲げたものが成果あるものにしていく、その中でどういう形のものがいいか、町民の方がどういうものを望んでいるか、そういうものを把握しながら今後検討してまいりたいと思います。

さらにもう1点、ホームステイの家族の話がありました。それにつきましては、生涯学習課長からお答えをさせていただきます。

議 長  
生涯学習課長  
(再答弁)

生涯学習課長。

ホームステイ先の決定の件でございますけども、まずカナダ、地域を選定した理由でございますけども、数社の旅行会社から先進事例などを聞き取った結果、カナダ地域は特に治安が良くて安全な環境であることと、日本からの多くの留学生を受け入れている実績があると。加えて、ホームステイ先のホストファミリーが多いなど、受け入れの環境が整っているということでカナダ地域を選定してございます。そんな中、やはり保護者と参加生徒の不安の解消、または安全性が第一であるということから、これから旅行会社の選定に当たりましてはプロポーザルを今予定してございまして、その中で、例えば、こういった安全対策をしてい

ただけるのか、旅行中トラブルがあった時、どのようなフォローをしていただけるのか、それらなどを提案していただいた中で選定をしたいというように考えてございます。最終的には、旅行会社がホームステイ先、ホストファミリーを確保するという役割になってこようかと思えます。その中で、旅行会社も決まった後でも子どもの特徴などを詳細に説明しながら間違いのないような、事故のないような取り進めをしたいと考えております。

議 長  
菅原議員  
(再々質問)

3番 菅原 文子議員。

今、ご答弁いただきましたけれども、1点目につきまして、夢のある、頑張っている生徒というお話がありました。私もやっぱりそのとおりでとは思いますが、ですけれども、やはりこれはテストですから、年に何回かしかないテスト、実力はありながら何かの形でちょっと今回は、という生徒もいるかと思えます。そういう面で私は4級5級の生徒はいいんじゃないかとか、そういう意味で私は質問していたわけではないんですけれども、例えば、英検3級にはちょっと残念だったけれども、面接した中ですごくやる気があって、そして、英会話力、ある程度、ALTの先生を通して少しの英会話力はどうかとか、もう少し幅を広げられないのかなというそういう意味で私が言ったわけで、決して下げた目標という意味で私は質問したわけではなかったの、そのところは1点誤解がありませんように説明しておきます。私もやる気のある生徒、どうしても行きたい、新しい体験がしたい、それからまた運動、スポーツをしていく中で、どうしても現地の何かをしてみたい、そういう生徒も私はいるかと思うんですよね。ですから、そういう生徒たちにもやる気のある生徒を何かの形で実現させてあげられればなという、その思いでいたので、英検3級にこだわる必要はないのではないかと、そういう意味で言ったわけで。そして、新年度から始めますのに、もう日にちがありませんから今年度という私も無理は言いませんので、これからやっていく中でそういうことも検討されてはどうかと私は思っております。

それから、サポーターの件ですけれども、やはり小学校・中学校で受け入れる先ですね。学校側の何をどうしてほしいかとか、そういうことがやはり問題になってくるのではないかなと思うんですよね。以前、体育系ですけれども、PTAの方に指導していただいて、ちょっとその指導の方と行き違いがあったということも私は聞いたこともありますので、受け入れることが難しいんだよと、そういう話も学校関係者から以前聞いたこともあります。ですから、受け入れる側と、それから何をどうしてほしいのかということをもう少し詳しく御説明いただければいいのかなと、そのように私は思っています。

それから、先ほど1点目のところでちょっと誤解があったようなんですけれども、この事業を来年度からするんですかという意味ではなくて、希望する生徒は全員ということをおっしゃっていたので、全員という場面で来年からも全員なんですかという意味で聞いておりました。何名と

いう条件はないんですかと、そういう意味で聞いておりましたので、そこ1点だけお願いいたします。

それから、ホームステイ先も十分加味した中でという、担当課長からお話いただきまして私もそのとおりでと思います。1年目2年目に関しましては、やはり慎重を期すという意味でも、どなたか本町の、役場になるのか教育委員会になるのかそこはわかりませんが、同行されるほうがいいのではないかなと。生徒さんたちも初めてのことでありますし、こちらから行く側も送る側も初めてですから、やはり現地でのいろんなことを知る必要がありますので、同行されるのはどなたなのかなということでお伺いいたします。

それから、3点目の町独自のということで、この事業が町独自だからまずやってみて落ち着いてからという御答弁をいただきましたけれども、やはり私は新年度から始めるという意味ではなく、やはりこれから英会話力、英語力を高めるためにはどうしたらいいのかなと、そういうことも私は並行してやっていく必要があるのではないかなと、そのように思っています。まずはこれをやってみるということではなく、検討するに値するのではないかなと、そういう思いでおりましたので、そのことにつきまして御返答をお願いいたします。

議長  
教育長  
(再々答弁)

教育長。

先ほど答弁したように、26年度については5名の予算枠を計上させていただきます。ですから、中学生の在学中に英検3級を取得した方については、年間当初予算という形の中で状況のある程度把握できる部分がありますが、予算要求させていただきますが、例えば、3年生1年生2年生という形の中で複数いたということの場合は、まず3年生を優先させていただきます。1年生2年生については後年度、間違いなく行けますよと、そんなような形の中で全体予算を見ながら調整をさせていただきますと考えております。

それと、初年度、特に初めてということもあって、誰か引率といえますか、ということで今年度につきましては、26年度当初については、随行者1名の予算も一応要求させていただきます。ただ、人選につきましては、まだ人選をしておりませんが、あくまでも子どもたちが安心できる、そんなような形の中で職員がいいのか、あるいは学校の先生がいいのか、そういうことも含めて広くこれから議論をしていきたいと思っております。

それともう1点、独自の取り組み、今、これを始めたからほかに手をつけることではなくて、いろんな面で取り組みをしていったほうがいいということです。これはまさに生涯学習、特に社会教育ということで、みずからが自発的に自分がやりたい事業、そういうものを取り組めるようなそういう方向性を見出す、それが社会教育の重大なことだと思っています。そんなことも含めて、みずから事業を選択しながらやっていくという、ふるさと南幌みらい塾、そういうものもあります。そんな中で英会話、そういうものの事業に取り組めるかどうかも含めて、今後あら

ゆる面で事業展開ができるかどうかの検討をさせていただきたいと思  
います。

議 長 ここで、1時15分まで休憩をいたしたいと思います。

(午前11時47分)

(午後 1時15分)

議 長 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

3番 菅原 文子議員。

菅原議員 社会教育の拠点としての南幌町生涯学習センターのあり方について、  
執行方針分として教育長にお伺いいたします。

教育行政執行方針では、生涯学習の総合施設として南幌町生涯学習セ  
ンターの整備を進めてまいります、と述べていますが、次の3点につい  
て伺います。1点目、図書館施設としてどのような利用形態を考えてい  
るのか。2点目、第2期南幌町社会教育中期推進計画、平成24年から  
28年の中で、住民が居場所を望んでいるとありますが、生涯学習セン  
ターが整備された時には、活動や学習、情報拠点としての役割をどう考  
えるか。3点目、総合施設を有効利用するための交通手段の整備をどの  
ように考えているのか。また、郷土資料室の機能も有していることから  
町外の方々への案内看板の設置やPRをどのように考えているのかをお  
伺いいたします。

議 長 教育長。

教 育 長 社会教育の拠点施設としての南幌町生涯学習センターのあり方につ  
いての御質問にお答えします。

1点目の御質問でございますが、多くの良い図書に出会うことは、人  
の感性を磨き、心を豊かにする上で大変重要なことだと考えています。  
そのことから、現在、公民館にある図書室機能を生涯学習センターの1  
階スペースに移転し、児童図書コーナーや一般図書コーナー、学習スペ  
ース、閉架書庫を整備し、読書活動のより一層の充実を図ってまいりま  
す。蔵書については、現在の約2万8,000冊からおおよそ倍増の5  
万4,000冊を5年間で整備する予定であり、それに伴いまして、図  
書館システムを導入し、利用者の利便性の向上を図ってまいります。ま  
た、学習スペースでは、利用者が調べ物をしたり、静かな空間で勉強が  
できる環境を整えるとともに、児童図書コーナーでは小さな子どもが気  
軽に読書に親しめるスペースなども整備する計画でございます。

次に、2点目の御質問でございますが、生涯学習は、人々が自己の充  
実・啓発や生活の向上のために、自発的意思に基づいて行うことを基本  
とし、必要に応じて自己に適した手段・方法をみずから選んで生涯を通  
じて行う学習であります。したがって、その学習を手助けしていくのが  
生涯学習センターの役割であると考えます。特に、現在、進めている社  
会教育中期推進計画では、誰もが気軽に立ち寄り、活動や交流ができる  
場をつくることが求められています。生涯学習センターに図書館、公民  
館、郷土室の機能を集約し、施設を充実することで、幅広い年齢層の方  
が集うことができる環境を整備し、生涯にわたる学習活動を助長してい

きたいと考えております。

次に、3点目の御質問ですが、生涯学習センターへの交通手段は特に考えておりません。また、町外の方々へのPRについては、町ホームページの活用など、利用状況を見極めて検討してまいります。

議 長  
菅原議員  
(再質問)

3番 菅原 文子議員。

私は12月に建物、ハード面で町長に御質問いたしましたので、今回は使い手のソフト面でお尋ねいたします。今回、新聞の見出しで大きく学習センターに5億円と書かれておりましたので、町民の方々は見られたと思いますので、このことは周知されているのかなと思いますので、お聞きいたします。図書館建設ということで以前お話がありまして、それが凍結されていましての今日でありますから、図書館を希望されていた多くの住民の方がおりますので、今回は大変ありがたいと思っている方もたくさんいらっしゃると思います。それで、図書のことを今、御答弁いただきましたけれども、図書館システムというのは貸し出しの時の情報のシステム化といいますか、パソコンで使うような、そのことをおっしゃっているのか。図書館システム導入と書かれていることについてもう少し詳しくお願いいたします。

それと、図書の増冊とありますけれども、本のほかにもいろんな所の図書館を見てまいりますと、気軽に使えるようなパソコンシステムであったり、子どもさんが使えるような簡単な、インターネットとかそういうことではなく、簡単に使えるような機能も有している所もあります。それから、DVDの貸し出し、CDの貸し出しなども行っている所もあります。この図書館という機能に関しまして、今のところは本だけのことを考えていらっしゃるのか。その機能ということでもお尋ねいたします。

それから、2番目のことですけれども、社会教育施設ということで、この中には公民館ということもありますので、公民館といいますのは、住民の方々に対する情報の発信だということで、私も以前、社会教育審議会のメンバーでありました時に勉強会に行かせていただいたことがあります。その中で今の本町にある公民館の施設、今あります公民館ですね、その役割については少し手薄ではないかということで社会教育審議会の中でも話しがされた経緯もあるかと思えます。そのことにつきまして今回は新しく公民館施設ということもありますので、情報発信をより厚くするような手法を何か考えていらっしゃるのか。それから、児童会館の併設されるおつもりなのか。教育施設として子どもさんたちが使える、本をただ読むだけではなく児童会館という役割もされることがあるのかお伺いいたします。あと、先ほど私が言いました社会教育審議会の時にアンケートを住民の方たちからいただいた経緯があります。その中で一番多かったのは、学生さんにしましたら勉強する場所がない。それから、皆さんが集まって話しをするような場所がない。それから、一般の方々も、先ほど御答弁の中にもありましたけれども、集まれる部屋が欲しい。それから、この学習センターになるといった時に、議会報告

懇談会の後にいろいろな方とお話ししました時にも、やはり集まる場所が欲しいという声がありました。こういういろいろな社会教育の総合施設として考えました時に、この集まれる所を手厚くしていただきたいということが町民の方が望む一つの中にも大きなことなのかなということで、手厚くということをお願いしたいと思います。

それから、3番目の郷土文化伝承室、平成24年度は利用数692人とありました。本年度はまだ数字が固まっていないとは思いますが、大体何人ぐらいが使われているのか、把握できましたらそのところをお願いいたします。それから、その692人の中には町内と町外の割合がありませんでしたので、この割合はどのようなことになっているのか、お一つ伺いいたします。それから、郷土資料ということで、町内の方はもちろんですが、町外の方もスポーツセンターに試合に来たお子さんに付き添ってきた親とか保護者とか、それから、空き時間を利用して見に行きたいという町外の方もいると思うんですが、その方たちを大切にしていきたいという意味で、旧南幌小学校、学習センターの位置は少しわかりづらい位置にあると思います。それで、ここからこういうふうに行ったらいいんですよという簡単な看板といいますか、看板ももちろんですが、スポーツセンター、それから、あいくるの所、それから、まあ、役場はわかりやすいかもしれないんですが、そういう所にこういう行き方ですよという、そういう案内をされるのかどうかをお伺いいたします。以上、この3点をお願いいたします。

議長  
教育長  
(再答弁)

教育長。

図書システムの関係、それと郷土資料伝承室の利用状況については後ほど課長から答弁させていただきます。公民館の役割ということで、情報発信の場ということで、新しい生涯学習センターに行った時に、公民館の機能がさらに強化されるかということの質問かと思えます。当然、現在の建物については、ご承知のとおりかなり老朽化していると。そして、耐震にも満たしていないということがありまして、そういうことが一つの理由として旧南幌小学校を利用した跡利用計画という形に反映されております。そんな中で当然、いろんな形、多くの方が出会う場所、あるいは利用していただくということが大前提でございますので、町民に知らせるべき情報については今まで以上に情報発信をしていきたいなというふうに考えております。さらに、郷土資料伝承室の案内PR看板ということですが、答弁もさせていただいたんですが、現状としては利用状況、そういうものを加味しながらということ。それと当然、町外からお越しになる皆さんにも広く見ていただきたいということはありますが、まず、生涯学習センター、全ての面ですが、町民の方々に多く利用いただくということが大前提になると思います。その中で、いろんな機会に町を訪れた方につきましても、町単独ということではなく、道路管理者がそれぞれあります。その中で、ロードサイン等にもそういう表示をしていただくような形の中で、今後、要請活動、そういうものに努めていきたいというふうに考えております。

議長  
生涯学習課長  
(再答弁)

生涯学習課長。

図書館システムの件でございますけども、それぞれ予定しておりますのは、例えば、歴史書ですとか教養書、または趣味等の娯楽書、または医学書などの分類分けをしまして、それでどういう本があるのか、そういうことを町民の方が検索をできるシステムということで考えてございまして、あわせてDVDにつきましても視聴をしていただけるようなものも用意しまして、スペースも用意しまして、また、貸し出しも利用状況を見きわめながら検討していきたいというように考えてございます。

それと、郷土資料室の利用状況でございますけども、議員が言われましたとおり平成24年度は692名でございました。うち15歳以下につきましては272名でございます。平成25年度でございますけども、10月末の来場者数は485名、うち15歳以下は188名でございまして、町内外の割合についての把握はしてございません。以上でございます。

議長  
菅原議員  
(再々質問)

3番 菅原 文子議員。

再々質問をさせていただきます。今の図書館システムにつきましては、理解はいたしました。それと、本ですけれども本町にも司書の方がいらっしゃるから、その方が当然、本を選ばれると思いますので、その方の本はいい本だと思いますので私からは何も要請するところはないんですけれども、目の不自由な方のための字の大きな本があるかと思うんですよね。それも入れていただければということでお願いいたします。お年寄りの方もこの学習センターに関しましては夢といいますか、こういうのがあったらいいなということで考えている方もいらっしゃるように私は聞いております。その本人の方々からも聞いております。その方々がやっぱりおっしゃるには、今まで以上に高齢者の方々にも優しい図書室であってほしいなと、それが一番の願いなんだと。それから、先ほど言いました居場所が欲しい、これがまた一番だということをおっしゃっていますので、そこのところも考慮していただければと思います。

それから、2番目のところの公民館のあり方、情報の発信、これはお願いしたいところでございます。

あと、児童会館と言いますと、やはり生涯学習、総合ですから、やはり子どもから大人、それからお年寄りまで、生まれてからお年寄りまで使えるようなというのがやっぱり本来ですから、子どもにも、まあ、子どもの放課後教室とかで小学校は使いますけれども、やはり夏休み冬休み、それから土日祝祭日、そういうのもありますので、そこのところも児童会館としての施設を併用していただければ大変ありがたいと思います。

それから、先ほど、郷土資料館なんですけど、まずは町内の方にもということで御答弁いただきましたけれど、やはり本町は町内の方はもちろんですけれども、町外の方のためのということが少ないような気がするんですよね。郷土資料館、もちろんアルバムだとかいろんなこともあり

ますから、町内の方が行って歴史を勉強したり、それからまた昔を懐かしんだりということで意義のある施設だとは思いますが、やはり町外の方にも優しい施設であってほしいと私は思っております。それには、やはり町外の方が来た時のためのということもひとつ考慮していただきまして、町外にも優しいということで、来てみたらすごくいい所だよ、ちょっと住んでみたいなという、そういうことにも私はつながるかと思うんです。ですから、これから予算審議にも入りますが、町外の方のために移住促進だとかいろいろなこともありますけれど、こういうことの一つ一つの積み重ねで南幌町を知ってもらい、それから、南幌町に住んでみたいということにもかかわってきますので、私はこの総合学習センター、これも一つの大きな目玉になるのではないかと私は思っております。この郷土資料室だけではなく、新しく調理室にも5台でしたか、入る予定ということも聞いておりますけれども、そういう所も活用しながら、私はこの学習センターを町内、それから町外の方にも使っていただきたいと思っております。私、12月の時にも町長に一般質問をさせていただきましたが、やはりこの施設に新聞報道だと5億、それからその他に、施設に関して今のところ1億、これだけの高い金額をかけてつくるには、やはり町民の方々につくってもらってよかったと言っただけのような施設でなければ私は意味はないと思っております。その件で、やはり使われるのは教育委員会が率先して使われると私は思っておりますので、何とかここを良くしていただきたいと。町内の方も大事ですけど町外の方にも優しい使い方、そのことをもう一度お伺いいたします。

議 長  
教 育 長  
(再々答弁)

教育長。

それでは、再々質問にお答えいたします。議員が言われるとおり、図書を選定、そういうものに当たりましては、現状より良くならなきゃならないということは認識しております。その中で、目の不自由な方あるいは高齢者の方、そういう方を対象にした図書の充実に努めてまいりたいというふうに考えております。

さらに、居場所ということでございます。基本的に教育委員会の職員があそこに入るわけでございます。その中で通常、日中については職員が常駐しております。今年も燃料費高騰という形の中で、テレビなんかで各区役所だとかいろいろな施設にお年寄りの方が集まってお話しをされていると。ぜひそういう場所にも生涯学習センターとして利用していただければ町民が一番望んでいる場所になるのかなと、そのような思いでもおります。

それと、児童館的な機能ということでございますが、現在の公民館についても、会議等で予約を受けている会議室は時間的に確保いたしますが、それ以外については自由開放という形の中で、子どもさんが来て勉強される場合についても随時使えるような形になっております。生涯学習センターが新しくできた場合についてもそのような形の中で、子どもさんが図書室、あるいはいろいろな形の中で利用される場合については、そういう利用方法も十分あるのではないかなというふうに考えており

ます。ただ、児童館的な機能は有しないということになっておりますので、その辺はご理解をいただきたいと思います。

それと、郷土資料室の部分でございますが、当然、町外の方をないがしろにしているということではございません。移住促進の絡みもおっしゃいましたが、これからその中で体験される方にもこういう施設があるということでお知らせをして見ていただく機会、あるいは町外の方に向けて道案内も含めた、そういうパンフレットの的なものについては十分、事務方のほうで対応できる部分だと思います。さらには、今、近隣の広域連携というもので各町の良さを知っていただく、そういう取り組みもあります。その中で何とか少しずつ郷土資料室も含めた生涯学習センターの存在を知らしめていきたいと。ただ、先ほど申し上げましたように、何より町民の方が多く利用していただく施設であってほしい、また、そういう手だても私どもは講じていかなければならないという思いが前提でございますので、その辺もご理解をいただきたいと思います。

議長

以上で菅原 文子議員の一般質問を終わります。

次に、10番 志賀浦 学議員。

志賀浦議員

今回、町長の執行方針に対して質問を2問いたします。

まず、1問目、(仮称)まちづくり戦略チームについてということで、人口対策の重要な施策として、みどり野団地分譲・企業誘致を挙げ、また、南幌町の地理的特性を生かし、住んでみたいと思っていただくため必要なインフラ整備を含め、魅力化した街を構築するとありますが、どのような戦略を描き、進めていくのか具体的にお示してください。

また、インフラ整備の内容で、生涯学習センターや町民プール構想以外に取り組む事業があればお示してください。

議長

町長。

町長

志賀浦議員の(仮称)まちづくり戦略チームについての御質問にお答えします。みどり野団地分譲と企業誘致は、本町にとって将来的なまちづくりの最も重要な課題であり、特に団地分譲においては、子育て世代から高齢者の方々が、ご自分の生活をどの地域で営むかを定める選択肢の一つとして南幌町を加えていただくために、また、企業誘致もこれに連動して雇用の場の確保に必要な施策・事業を展開し、本町の知名度を高める必要があると考えております。戦略のコンセプトについては、庁舎内に(仮称)まちづくり戦略チームを立ち上げ、まちづくりの施策・事業について他の自治体の事例調査を行い、本町の地理的条件・財産を生かした有効と思われる資源を掘り起こすことを考えております。流れとしては、関係課との調整、法的な問題の検証、費用対効果等を議論し、短期的施策・事業、中長期的施策・事業に分け提案書としてまとめ、課長職で構成しております行政経営幹事会に提案し議論を行い、意見を付け、私を含めた行政経営会議での議論の上、実行可能かどうか判断し、議会に説明の後、必要な予算措置をする考えでおります。チーム編成については、役職を問わず、南幌町のために必要な施策・事業、イメージアップなどの手法の意見や思いを持った職員を募り、これに財政面での

検討を行う職員、施策・事業などの必要性・公平性・平等性、さらに自治体としての公益性・危機管理等を検証する政策法務を担当する職員を加え、編成したいと考えております。

インフラ整備については、現段階では考えておりませんが、戦略チームの今後の議論の推移を注視してまいります。

議 長  
志賀浦議員  
(再質問)

10番 志賀浦 学議員。

みどり野団地、また、団地分譲、企業誘致ということは、今、答弁いただいたとおり我が町にとっては重要な政策だと思っています。また、人口対策では転入者も大切ですが、転出者を少なくすることも重要であると私は思っています。また、我が町では、平成21年から25年まで、本年度までですね、自立緊急実行プランが終了するところです。この数年間、町民も一体となって負担をしながら自立に向けて、この町を支えていたと考えております。行財政改革はこれからも必要ですが、まちづくりには、ある程度の投資も必要であると考えますので、今回のまちづくり戦略チームの立ち上げということは、私にとってもうれしいかなと思うところであります。また、今の答弁の中で、ある程度の骨子がいただけるのかなと思ったんですけども、他の自治体の事例調査を行い、関係課と調整し、というところで経営幹事会等で揉んでいくのかなと思うんですけど、ある程度の具体的な形が見えればと思っていたんですけども、それがなかったのがちょっと残念なところです。また、その中で今、町長が答えていただいたようにイメージアップ等の手法の意見を持った職員を募り、とあるところが、ここがまた一つ今までの手法とちょっと違うのかなと思って期待しているところであります。担当課があるわけで、何もないという話はないと思うんですけども、ある程度のイメージしたところ、そういうところがあればお知らせ願いたいと思います。

また、インフラ整備以外でも町長の執行方針、また、第5期総合計画の後期とかいろいろなところでうたっているように、今やっと動き出しているのかなという感じを私は見えています。例えばコンビニ収納、これもまた一つ町民の利便性、費用対効果はちょっとないかとは思いますが、これは町民にとっての利便性が高まってくるものだと思います。また、病院の改善計画、これもまた一つ、しっかり取り組んでいただくと町民のための住み良いまちづくりの一つだと思っています。いっぱいうたわれていると思うんです。その中でかなり骨子となるものがあるように思われます。その中でも、まだあるんですけど、生活路線の交通対策とか。この辺は先にほかの議員が質問していましたけども、これも巡回バスだけではなくて、また一つ違う方法を考えてやっていただけるのかなと思っています。先ほどの答弁の中で、デマンド等を利用してという話もちらっと出ていましたので、私なんかは夕張太地区とか、また例えば反対側、三重地区とか、そういう所にある程度、今、スクールバスのさくら号を使って、空白時間帯をうまく埋められないのかなと、そういう思いでいます。それも一つのインフラ整備ではないかなと考えております。その点で、これから今、考え得るようなことがあ

れば具体的にお知らせ願いたい。とりあえずそれを今お知らせ願えればと思っています。丸きりなしで戦略チームという話にはならないかなと私は思っていますので、よろしくをお願いします。

議 長  
町 長  
(再答弁)

町長。

志賀浦議員の再質問にお答えをいたします。志賀浦議員から言われたように、自立緊急実行プラン、町民の皆さんの御協力、御支援によって順調に推移をし、むしろスピードアップという形の中で進ませていただきました。本当に感謝を申し上げたいと。その上で、これからの第5期総合計画の後期計画、さらにそれ以降に向けて我が町がやらなきゃならない部分がたくさんあるわけでありまして、議員各位からもいろいろご指摘もいただいているところでありまして、我が町でいろいろなことを、行政として今できることをやっているわけでありまして、なかなかイメージ的に伝わらない、コマーシャルも含めて、そういう手法が欠けているのではないかと、多くの御意見もいただいているところでもあります。以前もお話ししたとおり地理的条件等々は非常に恵まれた地域にいるわけでありまして、それを生かす戦略をどうするか、そういうイメージも含めて、いかに我が町を売り出す時にそういうものが、私は何か欠けているのではないかと。これからまちづくりを進める上で、特にその辺をきちんと強調できるよう、皆さんが共有できて我が町の姿をすぐわかっていただけるような部分、これは地理的条件に恵まれているのですが、どこにあるんですかと。札幌に行って、聞かれて、どこにあるんですかとよく言われるんですが、そのことも含めて今、庁舎内におります職員、管理職から若手からいっぱいいるわけでありまして、それから住み慣れた南幌出身もいますし、町外から来られた職員もたくさんいます。その中で我が町がこれからどうあるべきかという部分でイメージアップを図っていくのには、そういう戦略チームがどうしても私は必要ではないかと。担当はまちづくり課になるかと思いますが、そこだけじゃなくて、いろんな部署からいろんな町の将来に向けての方向、発展につながるアイデアも募りながら、あるいはいろんな町の状況も検索しながら、そういうことでこのチームを立ち上げて、素早くそういう部分に対応できたらいいなというふうに思っています。後期計画の中で当面の部分では生涯学習センターだとかプールだとか防災無線だとか、ある程度は盛り込みましたので、それにこの次どういうふうにまちづくりに持っていくのが必要なのかどうか。あるいは建物じゃなくて戦略としてどうあるべきかと。そんないろんなことをちょっと考えられる、少し前向きに職員も厳しい厳しいということで小ぢんまりまとまる手法をとってきましたから、今度は少し羽を伸ばす、目いっぱいじゃないんですが、伸ばしながらこの地域を発展させるためにみんなのアイデアを募って、議論して、そして、まとめていく。こういう部分が今までちょっと欠けていた部分かなと思っていますので、それらを含めながら検討させていただいて、当然、議会の皆さんからもご意見をいただいて、いい場所において発展できない地域ではないと私は思っておりますから、この厳しい

時代だからこそ、そういう部分をいち早く察しながら進めていくべきではないかということで、今回、こういうチームを立ち上げようというふうに考えています。

議長  
志賀浦議員  
(再々質問)

10番 志賀浦 学議員。

ある程度、流れるにはよくわかりました。とりあえず、今までコマースシャルなんかも、確かにラジオなんかでよく今金という流れの中で、今金がどこにあるかわからないけども、あのコマースシャルだけ知っているという人がいっぱいいますので、そういう戦略も一つ必要かなと思います。なかなか私も南幌に住んで30数年になるんですけど、南幌はどっちですかと聞かれることがよく札幌でありますので、ですから、その辺は知名度アップのために努力していただきたいなと思います。そしてまた、先進地の事例もという話でしたけど、先進地の事例だけにかかわらず、うちの町の財産、今、最近ずっとあります青年の活躍が目立っていますので、そういうものを発信していくということもまた一つ、知名度高揚、上がるのかなと思います。それも一つ加味してやっていただきたいのと、あと、外にばかりというわけでもないんですけども、今、高齢化がもう30を大きく上回っていく状況になっていきますので、その中でコンパクトシティというのが前に出されていたかと思うんですけど、うちの町は本当にコンパクトにできていて、いいかなと思うんですけど。ただ、お年寄りの方から見たらコンパクトでも遠いという、やっぱり雪のある所で。できれば市街地の中にデマンドみたいなものが通れないのかなと。病院に行こうとしても東の角から病院まで来ると、かなりの距離がありますよと。私たちは車で通いますから夕張太まで10分という思いです。三重までも7~8分という思いで行っていますけども、それがなかなか通用しない時代になってくるのかなと。これから高齢化が進むと。その中で、先ほど言ったような、縛りのないスクールバスを使ってやるのにはどのぐらいの負担があるのかとか、そういう部分を検討していただきたい。例えば、それが今、巡回バスで出しているところのプラス幾らなのか。車自体はもう購入したわけですから、あとは人件費と油代とそのぐらいのものを加味していけば、例えば先ほどの議員も言っていたようにイベントの際に出せるか、出せないかとか、そういうものが一つの中心地の町にみんな人を呼んで消費してもらうというように一役買うんじゃないかなと思うんですけど、その辺の住民の足の関係ですね、生活交通っていうところ。その辺を町長の方針としてこれからどう考えているのか、その辺を伺えればと思うのでよしく願いいたします。

議長  
町長  
(再々答弁)

町長。

志賀浦議員の再々質問にお答えをいたしますが、戦略チームでは、いろんな角度からいろんな検証をし、何とか町を売れる環境づくりはしたいなと思っています。足の確保については、前の議員やらいろいろ、これまでに議会からいろいろご提案やご意見があったわけですが、行政としてやらなきゃならない部分がたくさんあるんですが、うち

にはまず3社のバス事業者が走っています。そこに影響を及ぼして利便性を悪くする、町でやるバスあるいはデマンドを含めて、そういう考えは今のところ持っていません。それら3社をいかに活用しながら足りない部分をどうするか。あわせて、ほかにうちの町にも交通事業者がいます。その影響にならないように。町がやることによって事業を廃止という企業が出てきたら、あるいはバス事業社が撤退ということになると非常に、今以上にまた不便を感じるわけでありますから、なかなかこの辺が難しいところです。全部そうしたら町がやれるかといったら、そういう問題にはならないと思っています。ただ、将来の高齢化率、この間の新聞でもまだ我が町は低いですが、将来、それにはかかわってくる。ですから、先ほどの答弁もあったかと思いますが、デマンドも含めた、これは検討しながら事業者にあるいは交通事業者、バス事業者に影響を与えないで何とかできないのか。それから、当然、スクールバスの利活用の問題もありますが、これもまた料金を取るといろんな問題が出てきますので、非常に難しい。巡回バスはお金を取っている、それで、回すスクールバスはお金を取らないと、そういうことにはならないと思います。ですので、それぞれの要件がいろいろありますから、そういういろんなことの解釈、間違いないやり方をやって、そして、平等に皆さんが利用していただく、足の確保としていろんな形態を使っても同じような状況を作っていかなければならない。それが行政の務めだと思っていますから、それらをいろいろ検討しながら、うちの町の高齢化に向けた、将来の各地域の、あるいは市街地も含めてだと思っていますが、足の確保については検討していきたいなど、そんなふうに思っています。

議長  
志賀浦議員

10番 志賀浦 学議員。

次に移らせていただきます。2問目ですけれども、成年後見制度について。障がいや認知症などがある方を保護、支援する成年後見制度の仕組みや役割について、講演会を開催するなど制度の周知に努めてまいりますとありますが、地域の中に成年後見人を育てていこうとする取り組みなのか、ただ制度の周知だけなのか、内容を伺います。また、関係団体との連携体制などを具体的にお示してください。

議長  
町長

町長。

成年後見制度についての御質問にお答えします。

本制度は、認知症や知的及び精神障がいの方など、判断能力の不十分な方々の日常生活を支援し、権利を擁護するために国や道が積極的に推進している重要な制度であります。現在、本町の高齢化率は2月1日現在で26.3%であります。今後、急速に進展する高齢社会を考慮しますと、ひとり暮らしになる高齢者はもとより、障がいのある方やそのご家族も高齢化となり、本制度の必要性は一層高まることが予想されます。こうした方々が地域で安心して生活をしていただくために、成年後見制度の普及・利用は、まだまだ十分とは言えない状況にあることから、平成26年度につきましては、本制度の仕組みや役割などについて理解を深めていただくことを目的に、住民を初め民生委員や福祉関係職員を

対象とした講演会を開催してまいりたいと考えております。なお、講演会につきましては、現在、南空知4町の社会福祉協議会で実施している無料法律相談に御協力いただいております札幌弁護士会・高齢者福祉部に所属する弁護士を招いて開催する予定であります。

また、議員の御質問にもあります成年後見人の育成でございますが、近年、弁護士や司法書士などの専門職以外に、地域の住民が後見人を担う市民後見人の養成と活用が期待されております。この市民後見人を養成するには、50時間程度の専門研修の受講が必要であるとともに、後見人としてふさわしい人材の確保が課題となり、加えて、単に後見人を養成するだけではなく、その活動を支援、監督する組織体制の整備が必要であります。

いずれにしましても、成年後見制度の取り組みに向けて、市民後見人の養成や社会福祉協議会等での法人後見の形態を含め、本町の体制を検討するとともに、社会福祉法人などの関係機関とも協議、連携を図りながら本事業の推進に取り組んでまいりたいと考えております。

議 長  
志賀浦議員  
(再質問)

10番 志賀浦 学議員。

再質問いたします。後見人制度の周知を26年度で行っていききたいということで、あとは検討していくということだったんですけど、ほかの地域では、もうかなりやっている所もあるみたいで、10年度、11年度くらいからあちこちでやっているようなんですね。私のところにも何件かこういう話の伺いが来ていたんですよ。他町村で交渉をやっているんだけど受けられない、ほかから申し込みをしても受けられないという状況があったものですから、ちょっと関心があったので、市民後見人とか後見人制度というのは、すごく調べてみたんですけど、かなり難しい問題もいっぱいあるのかなと思っています。まず、入口として26年度、周知するための講演ということがあったんですけど、ぜひこれに関係団体、社会福祉法人やその他という中なんですけど、4町でやる上で一般市民も講演に参加できるようになるのか、ならないのか、その辺ちょっと明確ではなかったの。もし、一般住民の方もそこに参加していただいて理解を深めていきたいという人がいれば周知して入れていただきたいなと思っています。その中で、我が町には今言われた福祉施設というところと、また、いろいろなところがあると思うんですけども、その中の職員がやっぱりこの後見人として養成していくことが一つの入り口かなと。あちこちの市町村を見て調べてみますと、やっぱり弁護士等の後見人に頼むと、まず費用の心配がすごくあると。そのほか仕事も煩雑で、かなり費用を払わなければだめなんだろうと思うんですけども、その中で市町村のサポート体制がしっかりしていないとだめだということで、市町村でかなり落差があるみたいですが、要は金額的なサポートというのを社会福祉協議会を通じてやっているところもあるように聞いています。将来的にそういう後見人を育てていく予定であれば、そういうところもやっていただきたいし、また、反面、弁護士でも管理財産を、預貯金を下ろして着服したりとか、そういう報道事例も

ありますので、その辺をしっかりと監視できるような町の体制というものが必要なと思うんですけど、それが今4町で取り組んでいただけるのか。どの辺まで踏み込んで4町でやっていただけるのか、見通しがあったら教えていただきたいんですけど。

議 長  
町 長  
(再答弁)

町長。

志賀浦議員の再質問にお答えをいたします。講演会等々の開催は、これは当然住民も対象にしてやりますから、当然参加をいただけるものというふうに。御興味のある方は行けるのかなと思っています。それから、先ほど4町と言った、4町で頼んでいる弁護士会の関係で弁護士をそこからお願いするということでありまして、将来的には、これは4町の問題もまた議論になるかと思えます。今の時点では各町それぞれまだ開きがありますから、今後の課題としてはそういう部分が出るかもしれません。まずは、うちでこういうものやっていくということで考えているところがございます。そして、当然、今いろんな、つくるのはいいんですが、その管理体制、いろいろ問題が出てきたりしております。後見人にふさわしい人材を育成しなければならないと。議員から御質問がありましたので、私なりにうちの町で誰が該当になるかなと。一番手っ取り早いのは議員だなと。これが50時間研修していただければ、町民の方が誰もが安心して、あるいはOB、見ていただく方にはふさわしい人材かなと。あるいはうちの職員のOBか。そのぐらいしかうちには。まあ、社会福祉協議会の職員もいるけども自分の仕事でかなり忙しいと思っておりますから、そういう意味で行くと皆さんが一番ふさわしい人材に当てはまるのかなと。そんなことからこれからいろいろ勉強していただいて、私どもも勉強していただく、人材の発掘をしていかなきゃなりませんので、御協力いただければ一番ありがたいなというふうに思っています。これからの問題ですが、差し迫って近々、そういう問題が出てくる可能性がありますので、早期に講習会やら講演会やらいろいろ検討しながら人材確保に向けてやっていきたいなと思っています。

議 長  
志賀浦議員  
(再々質問)

10番 志賀浦 学議員。

再々質問いたします。今、すみません、私のほう、4町と言ったから4町合同かなというふうに勘違いしましたけど、ただ、勘違いもちょっと良かったのかなという感じで、きっともって1つの町でやってもそれほど人は集まらないと思うんですよね、関係者以外は。だから、できれば3町でも4町でも輪を広げて。そして、100人規模で集めてやっていただいたほうがいいのかというふうに思っていますので、ぜひそれを前向きにやっていただきたいと思えます。また、本当に調べれば調べるほど難しい問題だなと思いつつやってきましたけども、本当に議員がやっても大丈夫かなと自分でも思っているところなんですけども、ぜひその法人格の中に必ず1人ぐらいいると、私は入り口のサポートにはなるのかなというふうに思っています。ですから、そこを目指していただいて、また、しっかり町としての管理体制というのを構築していただきたいと思えます。最後ですけども、4町でもし取り組めればと思う

ので、そういう方向で行けるかどうかだけお伺いして終わりたいと思います。

議 長  
町 長  
(再々答弁)

町長。

志賀浦議員の再々質問にお答えをいたします。この後見制度、いろいろ問題もたくさんございます。まず、住民周知も含めて、講演会についてはうち単独ということで考えております。その後のこの後見人養成の講座だとか、あるいは講習会だとか、そういうのであれば広域で取り組めるのかなというふうに思っています。まず、こういう制度だと周知をしていく。個人の大事な財産を預かったりするものですから、そういう部分でいきますと、まず町民に周知をしながら、今度は預ける立場になるかもしれませんから、そういう部分である程度この制度を理解していただく講演会については、まず町内でやっておいて、後見人制度の後見人になれる人材育成、50時間研修とかそういうのがありますけれども、それはまた広域で、逆に言うとやったほうがいいのかないながら、今後、社会福祉法人も含めて、いろんな関係団体、それから近隣とも情報交換しながらこの制度の活用を図ってまいりたいなとそんなふうに思っています。

議 長

以上で志賀浦学議員の一般質問を終わります。

以上で一般質問を終結いたします。

本日予定しておりました日程が終了いたしました。予算審査特別委員会の審査が終了するまで休会といたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(なしの声)

ご異議なしと認めます。よって予算審査特別委員会が終了するまで休会といたします。

御苦労さまでした。

(午後 2時06分)



- 議長 おはようございます。(午前9時30分)  
去る3月14日より予算審査特別委員会のため休会となっております。平成26年第1回南幌町議会定例会をたゞいまより再開いたします。  
本日の出席議員数は10名でございます。直ちに本日の会議を開きます。
- 日程30 議案第25号 副町長の選任についてを議題といたします。  
関係者の退席を求めます。  
(副町長退席する。)  
理事者より提案理由の説明を求めます。町長。
- 町長 たゞいま上程をいただきました議案第25号 副町長の選任につきましては、現副町長であります小林 勇一氏の任期が満了となるため、小林 勇一氏を再任いたしたく提案するものであります。選任につきまして、ご同意賜りますようお願い申し上げます。
- 議長 お諮りいたします。本案につきましては人事案件でございます。この際質疑討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っておりますがご異議ありませんか。  
(なしの声)  
それでは採決いたします。  
議案第25号 副町長の選任については、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。  
(なしの声)  
ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。  
関係者の着席を求めます。  
(副町長着席する。)  
暫時休憩いたします。  
(午前 9時32分)  
(午前 9時34分)
- 議長 休憩を閉じ、会議を再開いたします。
- 日程31 議案第26号 南幌町有財産条例を廃止する条例制定についてを議題といたします。  
理事者より提案理由の説明を求めます。町長。
- 町長 たゞいま上程をいただきました議案第26号 南幌町有財産条例を廃止する条例制定につきましては、町財務関係規定の整備に伴い、町有財産条例を廃止するため本案を提案するものであります。詳細につきましては、総務課長が説明いたしますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。
- 議長 内容の説明を求めます。総務課長。

総務課長

それでは、議案第26号 南幌町有財産条例を廃止する条例制定につきまして、御説明をいたします。町では、平成24年度より町の財務に関する関係規定の見直しを現在、進めております。関係規定の見直しに当たって、地方自治法により一部の規定については条例で定めるものとされていますが、財務に関する規定につきましては、地方公共団体の規則で定めることとされています。これは、地方自治法施行令第173条の2でございます。今回の見直しについては、既存の財務に関する条例、規則等の規定について、その内容を精査の上、整理統合を行ったものであり、その結果として、町有財産条例及び同施行規則を廃止することとしたものです。今後につきましては、地方自治法の規定に基づきまして、財産の交換、譲与、無償貸し付け等に関する条例並びに町財務規則等の財務に関する規定により運用することとなります。以上で説明を終わらせていただきます。

議 長

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

ご質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましてはこの際討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

(なしの声)

それでは採決いたします。

議案第26号 南幌町有財産条例を廃止する条例制定については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(なしの声)

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

●日程32 議案第27号 南幌町地域包括支援センターの人員等に関する条例制定についてを議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町 長

ただいま上程をいただきました議案第27号 南幌町地域包括支援センターの人員等に関する条例制定につきましては、地域の自主性及び自立性を高めるための介護保険法の一部改正に伴い、本案を提案するものであります。詳細につきましては、保健福祉課長が説明いたしますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議 長

内容の説明を求めます。保健福祉課長。

保健福祉課長

それでは、議案第27号 南幌町地域包括支援センターの人員等に関する条例の制定について御説明申し上げます。

初めに、別途配布いたしました議案第27号説明資料をごらんください。

1番、条例制定の経緯につきましては、平成25年6月14日公布されました地域主権改革の第3次一括法に基づき、これまで厚生労働省令で定めておりました地域包括支援センターに係る人員配置基準や運営基準について町条例で定めるものでございます。

次に、2番、地域包括支援センターについてでございますが、地域包括支援センターは、介護予防ケアマネジメント事業、総合相談支援事業などの包括的支援事業を一体的に実施する中核的機関として、町の人口規模や日常生活圏域などを考慮して設置されるもので、本町では、平成18年4月の制度開始時より町が設置主体となって南幌町地域包括支援センターを設置しております。

続いて、3番、この条例制定に係る関係法令は、記載のとおりでございます。

次に、4番、条例制定に当たっての基準でございますが、地域主権改革一括法では、従うべき基準、標準、参酌すべき基準の3つの基準類型を基本に条例委任することとしておりますが、第3次一括法では、標準の基準類型が定められなかったため、今回の条例は、国の基準と必ず適合しなければならない従うべき基準と参酌すべき基準の2つの基準類型で条例を制定しております。裏面をごらんください。従うべき基準は、職員の係る基準及び員数が該当し、それ以外は全て参酌すべき基準となっております。

次に、5番、本町の条例案に対する考え方でございますが、本町の実情が国の基準内容を上回って定めなくてはならない特段の事情や地域性が認められないということで、原則、国の基準に基づいて制定しております。

それでは、議案書の議案第27号の条例本文をごらんください。条例の内容の御説明については、若干補足を加えながら読み上げさせていただきます。

南幌町地域包括支援センターの人員等に関する条例。趣旨、第1条、この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の46第4項の規定に基づき、地域包括支援センターが包括的支援事業を実施するために必要な職員及び当該職員の員数等に関する基準を定めるものとする。

人員に関する基準、第2条、地域包括支援センターに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数は、次のとおりとする。第1号、保健師その他これに準ずる者1人。この保健師に準ずる者とは、地域ケア、地域保健等の経験のある看護師のことをいいます。第2号、社会福祉士その他これに準ずる者又は主任介護支援専門員（介護保険法施行規則（平成11年厚生省第36号）第140条の68第1項に規定する主任介護支援専門員研修を修了した者をいう。）その他これに準ずる者1人。この社会福祉士に準ずる者とは、福祉事務所の現業員又は介護支援専門員として一定期間、業務経験がある方のことで、主任介護支援専門員に準ずる者とは、ケアマネジメントリーダー研修を終了し、介護支援専門員としての実務経験を有している方のことをいいます。第2条の人員に関する基準は、従うべき基準の条文であります。国の人員配置基準では、担当区域内の第1号被保険者、いわゆる65歳以上の高齢者人数に応じて4つに分類されておまして、本年2月1日現在の南幌町の第1

号被保険者数は2,178人でありますので、国の2,000人以上3,000人未満の人員配置基準を適用し、定めております。現時点における南幌町地域包括支援センターの人員配置状況につきましては、専らその職務に従事する常勤の職員として、国の基準どおり保健師1名、主任介護支援専門員1名を配置し業務に当たっております。また、今後、65歳以上の高齢者人数が3,000人を超えた場合は、国の人員配置基準では1段階上の基準になるため、その際には条例改正させていただくこととなります。

運営基準、第3条、地域包括支援センターは、前条に掲げる職員が協働して包括的支援事業を実施することにより、各被保険者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、法第24条第2項に規定する介護給付等対象サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービス、権利擁護のための必要な援助等を提供できるように導き、各被保険者が可能な限り、住み慣れた地域において自立した日常生活を営むことができるようにしなければならない。第2項、地域包括支援センターは、町の地域包括支援センター運営協議会の意見を踏まえて、適切、公正かつ中立な運営を確保しなければならない。

委任、第4条、この条例の施行に関し必要な事項は、町長が定める。

附則といたしまして、この条例は、平成26年4月1日から施行するという条例でございます。以上で、議案第27号の説明を終わらせていただきます。

議長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

2番 佐藤 正一議員。

佐藤(正)議員 今、御説明いただきましたけども、その中で、南幌町としては人員に関する基準の中では、(1)保健師その他これに準ずる者1名と、主任介護支援専門員が1名ということに該当するというものでありましたけれども、実際に4月1日から施行となると、この人員というのは決められているのか。南幌町にはそれに適した者がおられるのかどうか。それと、複数おられた場合には、どのように選ばれるのかを聞きたいと思えます。

議長 保健福祉課長。

保健福祉課長 ただいまの佐藤正一議員の御質問でございますけれども、これまで、もう常に本町におきましては65歳以上人口が2,000人を超えておりましたので、厚生労働省令の基準に基づいて、先ほど説明させていただきましたように保健師1名と主任介護支援専門員1名を選任し、包括支援センターの専ら従事する職員として国と道への報告をさせていただいているところでございます。それと、今、保健福祉課健康づくりグループの中には保健師5名、それと、介護支援専門員、取得、持っている者が1名ということで、複数いるわけなんですけれども、毎年、年度始めに業務分担等で専ら従事する職員をグループ内で協議し、選任し、対応しているところでございます。以上です。

議長 ほかにありませんか。

(なしの声)

ご質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましてはこの際討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

(なしの声)

それでは採決いたします。

議案第27号 南幌町地域包括支援センターの人員等に関する条例制定については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(なしの声)

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

●日程33 議案第28号 南幌町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する条例制定についてを議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町長 ただいま上程をいただきました議案第28号 南幌町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する条例制定につきましては、地域の自主性及び自立性を高めるための介護保険法の一部改正に伴い、本案を提案するものであります。詳細につきましては、保健福祉課長が説明いたしますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長 内容の説明を求めます。保健福祉課長。

保健福祉課長 それでは、議案第28号 南幌町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する条例の制定について御説明を申し上げます。

新条例でございますので、本来は補足説明等を加えさせていただきながら、条文を朗読するところですが、6章立ての35条で構成されている条例でございます。また、先ほど議決いただきました議案第27号の条例同様、地域主権改革の第3次一括法に基づき、厚生労働省令で定めた基準を基本に制定する条例ということで、説明方法を別途配布しております議案第28号説明資料を中心に、要点等を簡潔に御説明させていただきます。ご了承ください。

初めに、議案第28号説明資料をごらんください。

1番、条例制定の経緯は、地域主権改革の第3次一括法の施行に伴い、これまで厚生労働省令で定めていた、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する基準について、町条例で定めるものでございます。

次に、2番、指定介護予防支援事業についてでございますが、指定介護予防支援事業とは、要介護認定で要支援1、要支援2と認定された方に介護予防サービスを受けていただくための介護予防サービス計画を作成する事業のことでありまして、その計画を作成する事業所を指定介護予防支援事業所といたします。本町における指定介護予防支援事業所は、

平成18年4月、南幌町地域包括支援センターと一体的にあいくる内に設置いたしました、南幌町指定介護予防支援事業所の1事業所のみとなっています。

続いて、3番、この条例制定に係る関係法令は、記載のとおり6つの法令等がかかっている条例でございます。

次に、4番、条例制定に当たっての基準でございますが、これも議案第27号の条例同様、第3次一括法で、標準の基準類型が定められなかったため、従うべき基準と参酌すべき基準の2つの基準類型で条例を制定しております。次ページをごらんください。今回の条例で、従うべき基準としては、事業所における従業者、管理者の人員配置基準と、介護予防支援事業の運営に関し留意しなければならない基準が該当し、それ以外は全て参酌すべき基準であります。

続いて、5番、本町の条例案に対する考え方でございますが、参酌すべき基準の内容の多くが、国の基準を上回って定めなくてはならない特段の事情や地域性が認められないということで、原則、国の基準どおりに制定しておりますが、次ページ以降、表で整理している条例制定基準及び町条例案の考え方をごらんください。

表の1ページ、町の基準案、第2条、緑色の字の箇所でございますけれども、事業者の資格に暴力団関係者等であってはならない要件を独自に加えたことと、表の8ページ、第30条の記録の整備の中で、書類等の保存年数をほかの法律との整合性を図るため、2年間で5年間に変更させていただいております。なお、この表においては、従うべき基準条文は赤字、参酌すべき基準で町独自に追加・変更した部分は緑色の字、国の基準どおりの部分は黒字で表示しておりますので、後ほどご確認をお願いします。

続いて、議案書の議案第28号の条例本文をごらんください。条例構成及び内容等について簡単に御説明させていただきます。

第1章、総則では、第1条から第3条において、この条例の制定趣旨、指定介護予防支援事業者の資格要件、指定介護予防支援事業の実施に関する基本方針を定めておまして、事業者の資格、第2条第1号の法人であることは、従うべき基準の条文で、第2号、第3号は町独自に追加した暴力団関係者等の排除を定めた条文であります。

第2章、人員に関する基準は、従うべき基準に該当している条項で、第4条と第5条において、指定介護予防支援事業者の事業所ごとの従業員の員数や常勤の管理者を置かなければならないことなどを定めています。

第3章、運営に関する基準では、第6条から第30条において、介護予防サービス計画の作成に関する留意事項を初め、指定介護予防支援事業所における管理者の責務、運営規程の整備、秘密の保持、苦情処理、事故発生時の対応、記録の整備などを定めておりますが、第6条、第7条、第24条、第28条は、従うべき基準に該当している条項でありまして、利用者に対する適切な処遇や安全の確保、秘密保持などを定めて

います。

第4章、介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準では、第31条から第33条において、効果的な介護予防支援方法に関する事業者の基本取扱方針と、その具体的取扱方針として、利用者が自立して日常生活を営めるよう、事業所担当職員の対応やサービス計画作成の取扱い手順、介護予防支援提供時に対する留意点などを定めています。

第5章、基準該当介護予防支援に関する基準では、利用者が南幌町に住所があるものの何らかの事情により遠隔地で居住されている場合、南幌町地域包括支援センターが居住市町村の地域包括支援センターを基準該当介護予防支援事業所として登録を行って、介護予防支援サービス計画作成などを業務委託して行う支援事業について、第1章から第4章までの規定を準用することを定めています。

最後に、第6章では、委任規定を定め、附則といたしまして、この条例は、平成26年4月1日から施行するという条例でございます。以上で、議案第28号の説明を終わらせていただきます。

議長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

ご質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましてはこの際討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

(なしの声)

それでは採決いたします。

議案第28号 南幌町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する条例制定については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(なしの声)

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

●日程34 議案第29号 町道路線の変更についてを議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町長 ただいま上程をいただきました議案第29号 町道路線の変更につきましては、道営事業により造成された西16号道路及び木詰橋が北海道より移管されたため、本案を提案するものであります。詳細につきましては、都市整備課長が説明いたしますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長 内容の説明を求めます。都市整備課長。

都市整備課長 それでは、議案第29号 町道路線の変更について御説明をいたします。この変更につきましては、道営一般農道整備事業により造成されました西16号道路及び木詰橋で延長が約513メートル増となり、今回、北海道より移管されたことによる変更でございます。整理番号33、旧

路線名、西16号、起点、南幌町349番1地先から終点、南幌町2942番までを、新といたしまして、起点、南幌町349番1地先から終点、南幌町2965番6地先にするものでございます。以上で説明を終わります。

議長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

ご質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましてはこの際討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

(なしの声)

それでは採決いたします。

議案第29号 町道路線の変更については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(なしの声)

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

●日程35 議案第30号 南空知南部介護認定審査会共同設置規約の変更についてを議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町長 ただいま上程をいただきました議案第30号 南空知南部介護認定審査会共同設置規約の変更につきましては、認定審査会の執務場所を変更するもので、構成町として協議を求められたことから、本案を提案するものであります。詳細につきましては、保健福祉課長が説明いたしますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長 内容の説明を求めます。保健福祉課長。

保健福祉課長 それでは、議案第30号 南空知南部介護認定審査会共同設置規約の変更について御説明申し上げます。

本規約の変更につきましては、栗山町、由仁町、南幌町の3町で共同設置しております、介護認定審査会の執務場所の変更及び事務局の町を明確化するために行うものでございます。

次ページをお開きください。説明につきましては、朗読をもって代えさせていただきます。南空知南部介護認定審査会共同設置規約の一部を変更する規約。南空知南部介護認定審査会共同設置規約（平成11年告示第17号）の一部を次のように変更する。第3条を次のように改める。認定審査会の執務場所等、第3条、認定審査会の執務場所は、北海道夕張郡栗山町松風3丁目252番地、栗山町役場内とし、その庶務は栗山町において処理する。附則、この規約は平成26年4月1日から施行する。以上で、議案第30号の説明を終わります。

議長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

ご質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましてはこの際討論を省略し、直ちに

採決いたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(なしの声)

それでは採決いたします。

議案第30号 南空知南部介護認定審査会共同設置規約の変更については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(なしの声)

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

●日程36 議案第31号 南空知南部障害認定審査会共同設置規約の変更についてを議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町長 ただいま上程をいただきました議案第31号 南空知南部障害認定審査会共同設置規約の変更につきましては、根拠法律名の変更並びに認定審査会の執務場所を変更するもので、構成町として協議を求められたことから、本案を提案するものであります。詳細につきましては、保健福祉課長が説明いたしますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長 内容の説明を求めます。保健福祉課長。

保健福祉課長 それでは、議案第31号 南空知南部障害認定審査会共同設置規約の変更について御説明申し上げます。本規約の変更につきましては、障害者自立支援法の名称が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に変更となったことと、栗山町、由仁町、南幌町の3町で共同設置しております、障害認定審査会の執務場所の変更及び事務局の町を明確化するために行うものでございます。

次ページをお開きください。説明につきましては、朗読をもって代えさせていただきます。南空知南部障害認定審査会共同設置規約の一部を変更する規約。南空知南部障害認定審査会共同設置規約（平成18年告示第19号）の一部を次のように変更する。第1条中、「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。第3条を次のように改める。認定審査会の執務場所等、第3条、認定審査会の執務場所は、北海道夕張郡栗山町松風3丁目252番地、栗山町役場内とし、その庶務は栗山町において処理する。附則、この規約は平成26年4月1日から施行する。以上で、議案第31号の説明を終わります。

議長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

ご質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましてはこの際討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(なしの声)

それでは採決いたします。

議案第31号 南空知南部障害認定審査会共同設置規約の変更につ

いては、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(なしの声)

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

●日程37 議案第32号 北海道市町村職員退職手当組合規約の変更についてを議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町長 ただいま上程をいただきました議案第32号 北海道市町村職員退職手当組合規約の変更につきましては、上川中部消防組合及び壮警学校給食組合が解散のため脱会となるため、関係地方公共団体として協議を求められたことから、本案を提案するものであります。詳細につきましては、総務課長が説明いたしますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長 内容の説明を求めます。総務課長。

総務課長 それでは、議案第32号 北海道市町村職員退職手当組合規約の一部を変更する規約について御説明いたします。

本規約の改正につきましては、組合に加入している団体に異動があったため、組合の規約の変更が必要となり、組合構成の市町村等に協議を求められたことから提案するものです。

説明の内容につきましては、議案の朗読により代えさせていただきます。北海道市町村職員退職手当組合規約の一部を変更する規約。北海道市町村退職手当組合規約(昭和32年1月23日32地第175号指令許可)の一部を次のように変更する。別表(上川)の項中「上川中部消防組合」を削り、同表(胆振)の項中「伊達・壮警学校給食組合」を削る。附則といたしまして、この規約は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。以上で議案第32号の説明を終わります。

議長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

ご質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましてはこの際討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

(なしの声)

それでは採決いたします。

議案第32号 北海道市町村職員退職手当組合規約の変更については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(なしの声)

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

●日程38 議案第33号 道央地区環境衛生組合規約の変更についてを議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町 長 ただいま上程をいただきました議案第33号 道央地区環境衛生組合規約の変更につきましては、組合の執務場所を変更するため、関係地方公共団体として協議を求められたことから、本案を提案するものがあります。詳細につきましては、住民課長が説明いたしますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議 長 内容の説明を求めます。住民課長。

住民課長 議案33第号道央地区環境衛生組合の規約の一部を変更する規約につきまして御説明いたします。改正内容といたしましては、道央地区環境衛生組合の施設の解体に伴い、事務所の位置を北広島市役所内に変更するものでございます。一部事務組合の規約変更にあつては、地方自治法第286条の規定により構成団体と協議により規約を定めるため、同法第290条の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、議案第33号資料の道央地区環境衛生組合規約の一部を改正する規約、新旧対照表にて御説明いたします。右側が改正前の旧規約、左側が改正後の規約であります。アンダーラインの部分が改正箇所でございます。第4条、組合の事務所は北広島市「北の里469番地の1」を北広島市「中央4丁目2番地1」に改める。附則としまして平成26年5月1日から施行する。以上でございます。

議 長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

ご質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましてはこの際討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

(なしの声)

それでは採決いたします。

議案第33号 道央地区環境衛生組合規約の変更については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(なしの声)

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

●日程39 発議第1号 道央廃棄物処理組合議会議員の選挙についてを議題といたします。

局長をして朗読いたさせます。

局 長 (朗読する。)

議 長 道央廃棄物処理組合議会議員の選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により指名推薦にいたしたいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

(なしの声)

ご異議なしと認めます。よって選挙の方法は指名推薦によることに決定いたしました。

指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

(なしの声)

ご異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決定いたしました。

10時30分まで暫時休憩をしたいと思います。

(午前10時13分)

(午前10時30分)

議長 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

道央廃棄物処理組合議会議員に志賀浦 学議員、私、側瀬 敏彦の2名を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長が指名いたしました2名を当選人とすることにご異議ありませんか。

(なしの声)

ご異議なしと認めます。よって、道央廃棄物処理組合議会議員に志賀浦 学議員、私、側瀬 敏彦が当選となりました。

●日程40 発議第2号 総務常任委員会、産業経済常任委員会、議会運営委員会所管事務調査についてを議題といたします。

3委員会の所管事務調査につきましては、定例会ごとの承認案件でございます。提案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(なしの声)

ご異議なしと認めます。よって本案は提案のとおり承認することに決定いたしました。

追加日程1 発議第3号から追加日程3 報告第1号までの3議案を日程に追加し、議題といたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(なしの声)

ご異議なしと認めます。よって追加日程1 発議第3号から追加日程3 報告第1号までの3議案を追加いたします。

●追加日程1 発議第3号 放射能汚染水対策など原子力政策の転換と被災者支援の抜本的強化を求める意見書の提出についてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

1番 熊木 恵子議員。

(朗読により説明する。)

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

ご質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましてはこの際討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますがご異議ありませんか。

(なしの声)

それでは採決いたします。

発議第3号 放射能汚染水対策など原子力政策の転換と被災者支援の抜本的強化を求める意見書の提出については、提案のとおり採択することにご異議ありませんか。

熊木議員  
議長

(なしの声)

ご異議なしと認めます。よって本案は提案のとおり採択することに決定いたしました。

●追加日程2 発議第4号 国益なきTPP合意に断固反対し、国会決議の遵守を求める意見書の提出についてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

8番 川幡 宗宏議員。

(朗読により説明する。)

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

ご質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましてはこの際討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っておりますがご異議ありませんか。

(なしの声)

それでは採決いたします。

発議第4号 国益なきTPP合意に断固反対し、国会決議の遵守を求める意見書の提出については、提案のとおり採択することにご異議ありませんか。

(なしの声)

ご異議なしと認めます。よって本案は提案のとおり採択することに決定いたしました。

●追加日程3 報告第1号 平成26年度各会計予算及び関連条例の審査報告についてを議題といたします。

審査報告について予算審査特別委員長より報告願います。

10番 志賀浦 学議員。

平成26年3月18日付、南幌町議会議長宛、予算審査特別委員長名、委員会審査報告書、本特別委員会に付託された事件は、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。議案第10号 常勤特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について、議案第11号 教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例制定について、議案第12号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定について、議案第13号 南幌町ふるさと応援基金条例制定について、議案第14号 保育の実施に関する条例の一部を改正する条例制定について、議案第15号 南幌町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例制定について、議案第16号 南幌町下水道条例の一部を改正する条例制定について、議案第17号 国民健康保険町立南幌病院使用料及び手数料条例の一部を改正する条例制定について、議案第18号 平成26年度南幌町一般会計予算、議案第19号 平成26年度南幌町国民健康保険特別会計予算、議案第20号 平成26年度南幌町病院事業会計予算、議案第21号 平成26年度南幌町下水道事業特別会計予算、議案第22号 平成26年度南幌町農業集落排水事業特別会計予算、議案第23号 平成26年度南幌

川幡議員  
議長

志賀浦議員

町介護保険特別会計予算、議案第24号 平成26年度南幌町後期高齢者医療特別会計予算、以上15議案について、3月14日、17日、18日の3日間において慎重審議をした結果、賛成多数により可決すべきものと決定しました。

なお、審査意見として次の付帯意見を付しております。1付帯意見、南幌町病院事業会計予算について、過去に議会から提言のあった付帯意見について、検証して報告すること。以上です。

議長 平成26年度各会計予算及び関連条例に対する討論を行います。

初めに、反対討論を許します。

1番 熊木 恵子議員。

熊木議員 平成26年度予算案に対して反対の立場で討論いたします。今年度予算は、一般会計51億4,000万円、対前年比で13.5%の増です。また、6特別会計では26億8,200万円、前年対比5.5%の増、合計で78億2,200万円、前年度対比で10.6%の伸び率となっています。私は、予算の全てに反対ではありませんが、今予算を見ますと、数年にわたり財政の悪化から多くの緊縮予算が実施されてきました。この5年間、自立緊急実行プランにより町民生活への大きな影響も伴い、昨今の人口減少に追い打ちをかけたと言っても過言ではありません。町民を取り巻くサービスや各種税負担、利用料など、大きなしわ寄せが伴いました。また、町職員給与の削減は長期にわたり実行され、特に若い子育て世帯には厳しい状況があったのではないかと思います。行政運営では、自助努力によるさまざまな見直しや町民の協力に加え、国の政権が変わったことなどによる臨時交付金の増額などもあり、町財政も好転していることが監査委員の報告でもされていたところです。私は、町民生活に負担をかけている諸事情を鑑みると、財政が少し続く好転している状況を町民とともに喜べる予算であるべきと思います。この間、議会にも説明のありました学校跡利用からの南幌町生涯学習センターの設置や南幌温泉の修理・改修、町民健康プールの設計、第5期総合計画・後期計画の中で進められる各事業が今予算に提案されていますが、計画の詳細や今後の町の向かうべき方向については、住民懇談会などを開催し、十分なる町民への説明や意見の聴取をするべきではないかと発言してまいりました。しかし、一般質問の答弁でも実施するという回答は得られませんでした。今予算では大きな金額が提示されている事業があり、特に生涯学習センターについては、築40年の旧校舎を約20年間の利用という建物に5億から6億をかけて、その金額を使って活用すべきなのか。財政の好転が見られるのであれば、町民プールと同時に小規模な建物を建設するなどの考えもあろうかと思えます。大切な税金は公平に使うべきと考えます。町長は執行方針の中で、次世代につながる夢のあるふるさとづくりの実現に向け、全力で取り組むと目標を掲げております。元気づくり、人づくり、安心づくり、信頼づくりのまちを実現するためにも一層町民との連携が求められています。誰もが安心して住み続けられる南幌町を築くためにも、一人一人の町民の要望が反映される予

算であるべきではないでしょうか。議会に説明したから拙速に物事を進めていくという姿勢は、改めなければならないのではないのでしょうか。計画を提案し、議会の意見を聞いたと言いますが、資料や説明の時期が遅く、十分な議論ができないということは大きな問題です。特に、今予算に関しては、1月2月になって修正した説明や、後期計画の27年度実施と説明された国際留学プログラムが26年度事業として予算化されてくるなど、議会の側からの意見や組み替えができていく状況で進められてしまう。これでは広く町民の意見などを反映させることはできません。4月からの消費税増税や年金の削減、長引く不況など、町民生活はますます厳しさを増してきます。今予算案の見直しと公平さを期する予算であるべきと考え、今予算に反対いたします。議員各位の賛同を求めます。

議長 次に、賛成討論を許します。

7番 内田 恵子議員。

内田議員 今定例会に提案されました、平成26年度一般会計予算及び特別会計予算並びに関連条例8件に賛成の立場で討論をいたします。平成26年度一般会計の総額は51億4,019万6,000円、6特別会計は26億8,206万4,000円、総額78億2,226万円となり、第5期南幌町総合計画・後期基本計画を取り込んだ内容であります。一般会計の総額では、6億1,186万8,000円の増額となっています。平成25年度をもって自立緊急実行プランによる行財政改革が終了し、安定した財政運営の目処が見えてきたことから、今後3年間にわたる新たなまちづくり計画として、第5期南幌町総合計画・後期基本計画が策定され、その1年目となる平成26年度一般会計予算の中には、新規事業として中学生国際留学プログラム事業、あるいは、地域の活性化を担う人材育成のための施設整備として生涯学習センター整備事業、また、町民の健康と体力の維持増進や高齢者の福祉対策としての町民プール整備に向けた準備など、ソフト及びハード面での新たな取り組みが盛り込まれています。特に生涯学習センター整備事業では、廃校となった旧南幌小学校の跡利用について、2年間にわたり議論が重ねられ、公民館及び図書館施設などの機能を有する生涯学習の総合施設として整備をするものであり、きめ細かな住民サービスの提供が期待でき、かつ、公共施設の集約化や災害時の避難所として活用が図られるものです。これらの事業は、次世代につながる夢のある故郷づくりの実現に向け、大きな足がかりとなるものであり、また、少子高齢化が一段と進行する中で、自治体の裁量と責任で創意工夫に満ちた施策を選択し行動するためには、必要な事業だと思います。特別会計では特に、南幌町病院事業会計で、ここ数年マイナス予算計上となり、外来患者減少に苦慮している状況です。しかし、昨年度から江別市立病院との連携で総合内科医師の応援の下、地域医療の確保に努めています。南幌町病院事業会計では、付帯意見を付されての採択となっていますが、一層の経営改革を望むところです。これからは、新たに策定する行財政改革実行計画を着実に実行

しながら、南幌町の将来と次代を担う子どもたちが安心して暮らせるまちづくりを目指し、予算を執行していかなければなりません。先に全員協議会でも町の財政推計の説明がありました。本事業を実施しても、町の財政運営に支障がないということもありますので、私は、予算審査特別委員会に付託されました平成26年度予算並びに関連条例に賛成するものです。議員各位におかれましても、御賛同くださいますようお願い申し上げます。

議長

ほかに討論のご発言があれば発言を許します。

(なしの声)

討論がありませんので、討論を終結いたします。

予算審査特別委員会の審査結果は、委員長報告のとおり可決であります。

それでは、採決いたします。採決に当たりましては、起立採決を行います。

議案第10号 常勤特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について

議案第11号 教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例制定について

議案第12号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定について

議案第13号 南幌町ふるさと応援基金条例制定について

議案第14号 保育の実施に関する条例の一部を改正する条例制定について

議案第15号 南幌町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例制定について

議案第16号 南幌町下水道条例の一部を改正する条例制定について

議案第17号 国民健康保険町立南幌病院使用料及び手数料条例の一部を改正する条例制定について

議案第18号 平成26年度南幌町一般会計予算

議案第19号 平成26年度南幌町国民健康保険特別会計予算

議案第20号 平成26年度南幌町病院事業会計予算

議案第21号 平成26年度南幌町下水道事業特別会計予算

議案第22号 平成26年度南幌町農業集落排水事業特別会計予算

議案第23号 平成26年度南幌町介護保険特別会計予算

議案第24号 平成26年度南幌町後期高齢者医療特別会計予算

以上15議案について、委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立8名、着席1名)

どうぞご着席ください。

賛成起立多数であります。よって本15議案は委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

以上で、本定例会に提案されました全ての議案審議が終了いたしました。ただいまをもって閉会いたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(なしの声)

ご異議なしと認めます。よって本定例会はただいまをもって閉会いたします。

長期間、御苦労さまでした。

(午前10時58分)

上記会議の経過は書記として記載したものであるが、その内容に相違ないことをここに署名する。

議 長 \_\_\_\_\_

8 番 \_\_\_\_\_

10 番 \_\_\_\_\_